阿武町地域防災計画

震災対策編

令和7年3月

阿武町防災会議

目次

第１編　総則 震①/1
第１章　計画の方針 震①/3
第１節　目的 震①/3
第２節　計画の性格 震①/3
第３節　防災に関する組織及び実施責任 震①/3
第４節　防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び町民・事業所のとるべき措置 震①/3
第５節　地震防災緊急事業５箇年計画 震①/4
第６節　地震防災戦略 震①/4
第２章　阿武町の地震環境と地盤 震①/5
第１節　地震活動環境 震①/5
第２節　地盤挙動 震①/12
第３章　山口県の地震環境と地盤 震①/15
第１節　地震活動環境 震①/15
第２節　地盤挙動 震①/16
第４章　既往津波と津波浸水想定 震①/18
第１節　既往津波 震①/18
第２節　津波浸水想定（日本海沿岸） 震①/18
第３節　津波 震①/21
第５章　被害想定 震①/22
第１節　本計画における想定震度 震①/22
第２節　歴史地震 震①/22
第３節　被害想定 震①/23

第２編　災害予防計画 震②/1
第１章　防災思想の普及啓発 震②/3
第２章　防災活動の促進 震②/4
第１節　消防団の育成強化 震②/4
第２節　自主防災組織の育成 震②/4
第３節　自主防犯組織の育成 震②/4
第４節　企業防災活動の促進 震②/4
第３章　防災訓練の実施 震②/5
第４章　地震に強い都市・農山漁村構造の形成 震②/6
第１節　避難地の整備 震②/6
第２節　避難路の整備 震②/6
第３節　延焼遮断帯の整備 震②/7
第４節　道路の整備 震②/7
第５節　公園の整備 震②/7
第６節　河川・海岸の整備 震②/7
第７節　港湾・漁港の整備 震②/7
第８節　農山漁村地域の防災対策の推進 震②/8

第５章　建築物・公共土木施設等の耐震化 震②/9
第１節　建築物の耐震化 震②/9
第２節　ライフライン施設の耐震化 震②/12
第３節　交通施設の耐震性の確保等 震②/14
第４節　河川、海岸、港湾・漁港、砂防及び治山施設等の耐震性の確保 震②/15
第６章　土砂・地盤災害の予防 震②/16
第１節　土砂災害の予防 震②/16
第２節　地盤災害の予防 震②/18
第７章　災害情報体制の整備 震②/19
第１節　災害情報の収集、連絡体制 震②/19
第８章　災害応急体制の整備 震②/22
第１節　職員の体制 震②/22
第２節　防災関係機関相互の連携体制 震②/24
第３節　自衛隊との連携体制 震②/25
第４節　海上保安本部（署）との連携体制 震②/26
第５節　防災中枢機能の確保、充実 震②/26
第９章　避難対策 震②/27
第１節　避難計画 震②/27
第２節　学校その他防災上重要な施設の避難計画 震②/33
第３節　応急仮設住宅の建設及び住宅の提供 震②/33
第 10 章　救助・救急、医療活動 震②/34
第 11 章　火災予防対策 震②/35
第１節　出火防止 震②/35
第２節　初期消火 震②/36
第３節　消防力の強化 震②/37
第 12 章　要配慮者対策 震②/38
第 13 章　緊急輸送活動 震②/39
第 14 章　災害救助物資の確保、災害対策基金計画 震②/40
第 15 章　ボランティア活動の環境整備 震②/41
第 16 章　施設、設備等の応急復旧体制 震②/42
第 17 章　津波予防対策 震②/43
第１節　津波予防 震②/43

第３編　災害応急対策計画 震③/1
第１章　応急活動計画 震③/3
第１節　町の活動体制 震③/3
第２節　指定地方行政機関等防災関係機関の活動体制 震③/3
第３節　支援活動体制 震③/3
第４節　災害対策総合連絡本部 震③/3
第２章　災害情報の収集・伝達計画 震③/4
第１節　災害情報計画 震③/4
第２節　災害情報収集・伝達計画 震③/6

第３節　通信運用計画 震③/6
第４節　災害時の放送 震③/6
第５節　広報計画 震③/6
第３章　救助・救急、医療等活動計画 震③/7
第１節　救助・救急計画 震③/7
第２節　医療等活動計画 震③/7
第４章　避難計画 震③/8
第１節　避難計画 震③/8
第２節　学校その他防災上重要な施設の避難計画 震③/16
第３節　応急仮設住宅の建設及び住宅の提供 震③/16
第５章　消防防災ヘリコプターによる災害応急対策 震③/17
第６章　応援要請計画 震③/18
第７章　緊急輸送計画 震③/19
第８章　災害救助法の適用計画 震③/20
第９章　食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画 震③/21
第 10 章　保健衛生・動物愛護管理計画 震③/22
第 11 章　応急住宅計画 震③/23
第 12 章　水防活動計画 震③/24
第１節　計画の目的及び性格 震③/24
第２節　水防実施機関の業務及び責任 震③/25
第３節　水防備蓄資材、器具の整備確保 震③/27
第４節　水防活動 震③/28
第５節　公用負担 震③/35
第６節　水防訓練 震③/36
第７節　水防協力団体 震③/36
第８節　水防標識・水防信号・身分証票 震③/37
第 13 章　災害警備計画 震③/38
第１節　陸上警備対策 震③/38
第２節　海上警備対策 震③/41
第 14 章　要配慮者支援計画 震③/43
第 15 章　ボランティア活動支援計画 震③/44
第 16 章　応急教育計画 震③/45
第１節　文教対策 震③/45
第２節　災害応急活動 震③/54
第 17 章　ライフライン施設の応急復旧計画 震③/55
第 18 章　公共施設等の応急復旧計画 震③/56
第１節　公共土木施設 震③/56
第２節　公共施設 震③/56
第３節　鉄道施設 震③/58
第 19 章　南海トラフ地震防災対策推進計画 震③/61
第１節　総則 震③/61
第２節　町の活動体制 震③/63

第３節　南海トラフ地震の概要 震③/63
第４節　地震発生時の応急対策等 震③/67
第５節　津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 震③/70
第６節　時間差発生等への対応 震③/75
第７節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 震③/80
第８節　防災訓練計画 震③/81
第９節　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画 震③/82
第 20 章　津波災害応急対策計画 震③/84
第１節　「避難指示」の伝達 震③/84
第２節　町民等の避難行動 震③/85
第３節　避難誘導 震③/86
第４節　津波災害情報等の連絡体制 震③/86

第４編　復旧・復興計画 震④/1
第１章　被災者の生活再建計画 震④/3
第２章　公共施設の災害復旧・復興計画 震④/4
第３章　被災中小企業・農林水産事業者復興支援計画 震④/5
第４章　金融計画 震④/6

別紙　各課・関係団体担当一覧 震⑤/1

第１編　総則

第１章　計画の方針

担当課
総務課
節の構成
第１節　目的
第２節　計画の性格
第３節　防災に関する組織及び実施責任
第４節　防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び町民・事業所のとるべき措置
第５節　地震防災緊急事業５箇年計画
第６節　地震防災戦略

第１節　目的

基本編第１編第１章第１節「目的」を準用する。

第２節　計画の性格

基本編第１編第１章第２節「計画の性格」を準用する。

第３節　防災に関する組織及び実施責任

基本編第１編第１章第４節「防災に関する組織及び実施責任」を準用する。

第４節　防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び町民・事業所のとるべき措置

基本編第１編第１章第５節「防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び町民・事業所のとるべき措置」を準用する。

第５節　地震防災緊急事業５箇年計画

地震防災対策特別措置法の施行に伴い、県知事は、社会的条件、自然条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関して、平成８年度を初年度とする地震防災緊急事業５箇年計画を作成することができることとなった。

これを受け、県は、平成８年度に地震防災緊急事業５箇年計画を、平成 13 年度に第２次地震防災緊急事業５箇年計画を、平成 18 年度に第３次地震防災緊急事業５箇年計画を、平成 23 年度に第４次地震防災緊急事業５箇年計画を、平成 28 年度に第５次地震防災緊急事業５箇年計画を作成し整備を進めてきたが、今後も更に地震防災対策を推進するため、令和３年度を初年度とする第６次地震防災緊急事業５箇年計画を作成し、次の方針に基づき特に緊急を要する施設等の整備を重点的に行うこととしている。

１　対象地区は、想定地震等を勘案し、全県とする。

２　計画対象事業は、国の基準に基づき、町等の意向を取り入れながら事業の選定、具体化を図っていく。

第６節　地震防災戦略

東南海・南海地震等大規模地震は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、発生までの間に、国、地方公共団体、関係機関、町民等が、様々な対策によって被害軽減を図ることが肝要である。

このため、県及び関係市町は、国が策定した、被害想定をものに人的被害、経済被害の軽減について達成時期を含めた具体的な被害軽減量を示す数値目標である減災目票、減災目票の達成に必要となる各事項の達成すべき数値目標等を定める具体目票等から構成される地震防災戦略を踏まえた地域目票の策定に努めることとしている。

また、地震防災戦略が対象とする東南海、南海地震等大規模地震以外の地震についても、県及び関係市町は、地域の特性を踏まえた被害想定を実施し、それに基づく減災目票を策定し、国の協力のもと、関係機関、町民と一体となって、効果的かつ効率的な地震対策の推進に努めることとしている。

第２章　阿武町の地震環境と地盤

基本的な考え方
・阿武町の地震が発生する環境と過去の地震活動及び挙動について記載する。
担当課
総務課
節の構成
第１節　地震活動環境 第２節　地盤挙動

第１節　地震活動環境

第１項　活断層

本県における活断層の分布は、「新編・日本活断層」（活断層研究会 1991）によると、その概要は、別表１のとおりである。同資料の「活断層であることが確実」である確実度Ⅰの活断層の分布をみると、県東部には広島県西部から岩国市、周東町にかけての小方ー小瀬断層が存在し、近接する岩国断層及び廿木山断層とともに岩国断層帯を構成している。一方、県西部には下関市を通る菊川断層が分布している。

別表１　山口県活断層データ（1991年「新編日本の活断層」から）

番号	断層名	確実度	活動度	長さ km	走行	傾斜	番号	断層名	確実度	活動度	長さ km	走行	傾斜
1	小方ー小瀬断層	Ⅰ	B	26	NE	NW	9	大原湖断層	Ⅲ	B	22	NE	
2	岩国断層	Ⅰ	B	10	NE	NW	10	岩波断層	Ⅱ		6	NNW	
3	廿木山断層	Ⅰ	B	4	NE		11	黒川断層	Ⅱ		3	NW	
4	小畑断層	Ⅱ		10	NE		12	渋木断層	Ⅱ		15	NE	
5	長野断層	Ⅱ	B	3	NE		13	江良断層	Ⅱ		9	NNW	
6	熊毛断層	Ⅱ		17	ENE		14	菊川断層	Ⅰ	B	27	NW	
7	徳山市北	Ⅱ		6	EW		15	吉敷川断層	Ⅰ	B		EW	N
8	三ヶ岳東方	Ⅲ		9	NE		16	小倉東断層（周辺）	Ⅰ	C	17	NNE	

岩国断層帯については、通商産業省工業技術院地質調査所により 1995 年度から 1996 年度にかけてトレンチ調査等が実施されている。また、菊川断層については、本県において科学技術庁の地震関係基礎調査交付金を受け、1996 年度から 1997 年度にかけてトレンチ調査等を実施している。これらの調査結果概要については、以下のとおりである。

	岩国断層帯	菊川断層
再来間隔	約15,000年	約9,000～11,500年
最新活動時期	約9,000年前	約7,000～2,000年前
活動規模	マグニチュード7.0程度	マグニチュード6.9～7.0
活動度	Ｂ（平均変位速度: 10cm以上１ｍ未満/1,000年）	Ｂ（平均変位速度: 10cm以上１ｍ未満/1,000年）
断層長	20km程度	18km～20km(確実度Ⅰの範囲)
再来予測	約6,000年後	約2,000～9,500年後

第２項　地震活動

１　地震記録

歴史地震(昭和以前)については、「新編・日本被害地震総攬」、「山口県の過去 300 年の地震記録」等により、本県では、「1707 年防長の地震」、「1793 年長門・周防の地震」、「1875 年萩の地震」、「1898 年見島の地震」が、また、周辺地域では、「1676 年・1778 年・1859 年のいずれも石見の地震」があげられる。

また、気象庁資料が整っている 1923 年８月以降についての、本県周辺の被害地震についてみると、島根県東部・日向灘において、繰り返し発生している。

本県や九州地方はユーラシアプレート上に位置し、フィリピン海プレートがその下に沈み込んでいる。その沈み込んだフィリピン海プレート内部でも地震が発生しており、特に伊予灘、豊後水道及び国東半島にかけては、深さ 120 ㎞程度までの地震活動が活発で、時には被害を伴う地震が発生する。

本県付近の主な地震は、九州に比べると少ない現状にあるが、1997 年６月 25 日に、阿東町直下を震源とするM6.3 地震が発生し、本町では震度４を記録したが、特に被害はなかった。しかし、2001 年３月 24 日には安芸灘を震央とするM6.7 の地震が発生するなど、本県における地震被害が少ないことを保証するものではない。

また、震央分布図をもとに、本県周辺で発生したＭ５以上の地震をみると、内陸部での発生は少ないが、Ｍ５程度の地震でも浅いところで発生した場合は、注意が必要である。

２　微小地震

本県及び周辺海域の微小地震活動をみると、最も顕著なものは、島根県西部から県中部にかけて連なる直線配列があげられ、この線上が最も地震活動の高いラインであり、地下潜在断層と密接な関連が予想される。

３　地震空白域と微小地震活動との関係

政府地震本部が公表する「山口県の地震活動の特徴」の確率論的地震動予測地図によると、今後 30 年間に震度６弱以上の揺れに見舞われる確率では、本町内のごく一部において「６～26%」とされる地域がある。

また、萩市や近隣市町には、同じ「６～26%」の箇所が複数存在している。

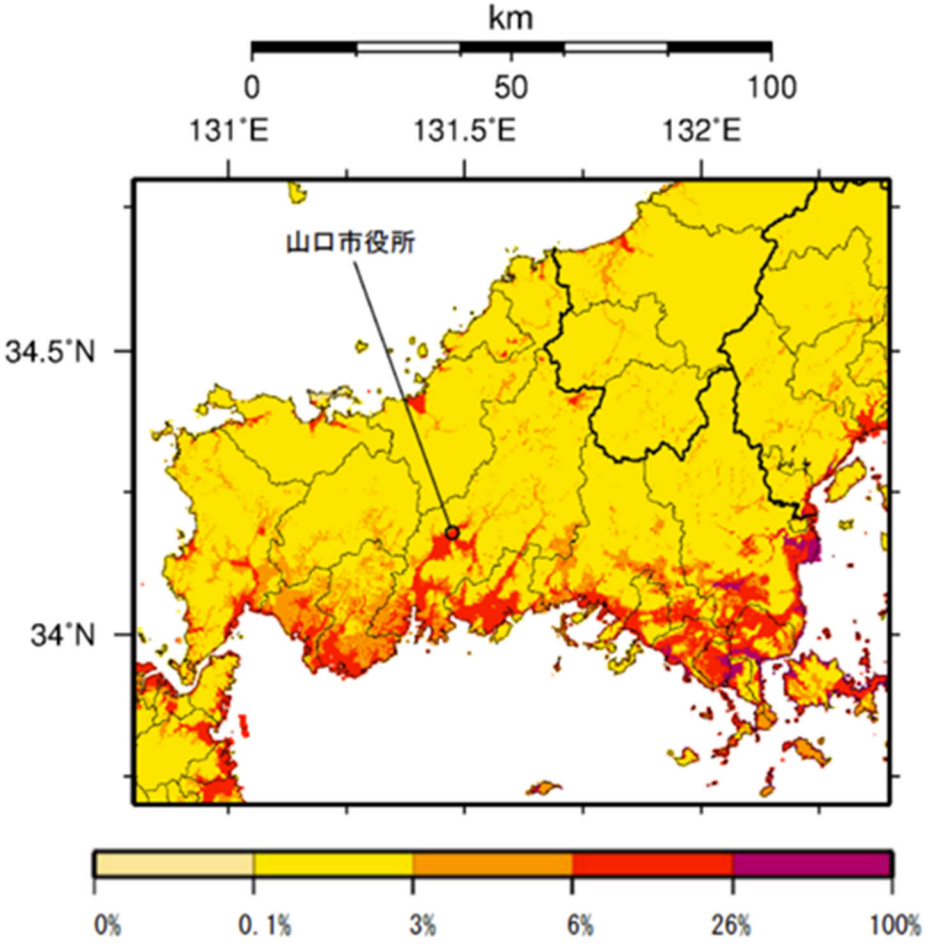

（モデル計算条件により確率ゼロまたは評価対象外のメッシュは白色表示）

今後30年間に震度６弱以上の揺れに見舞われる確率

想定地震位置図（山口県）

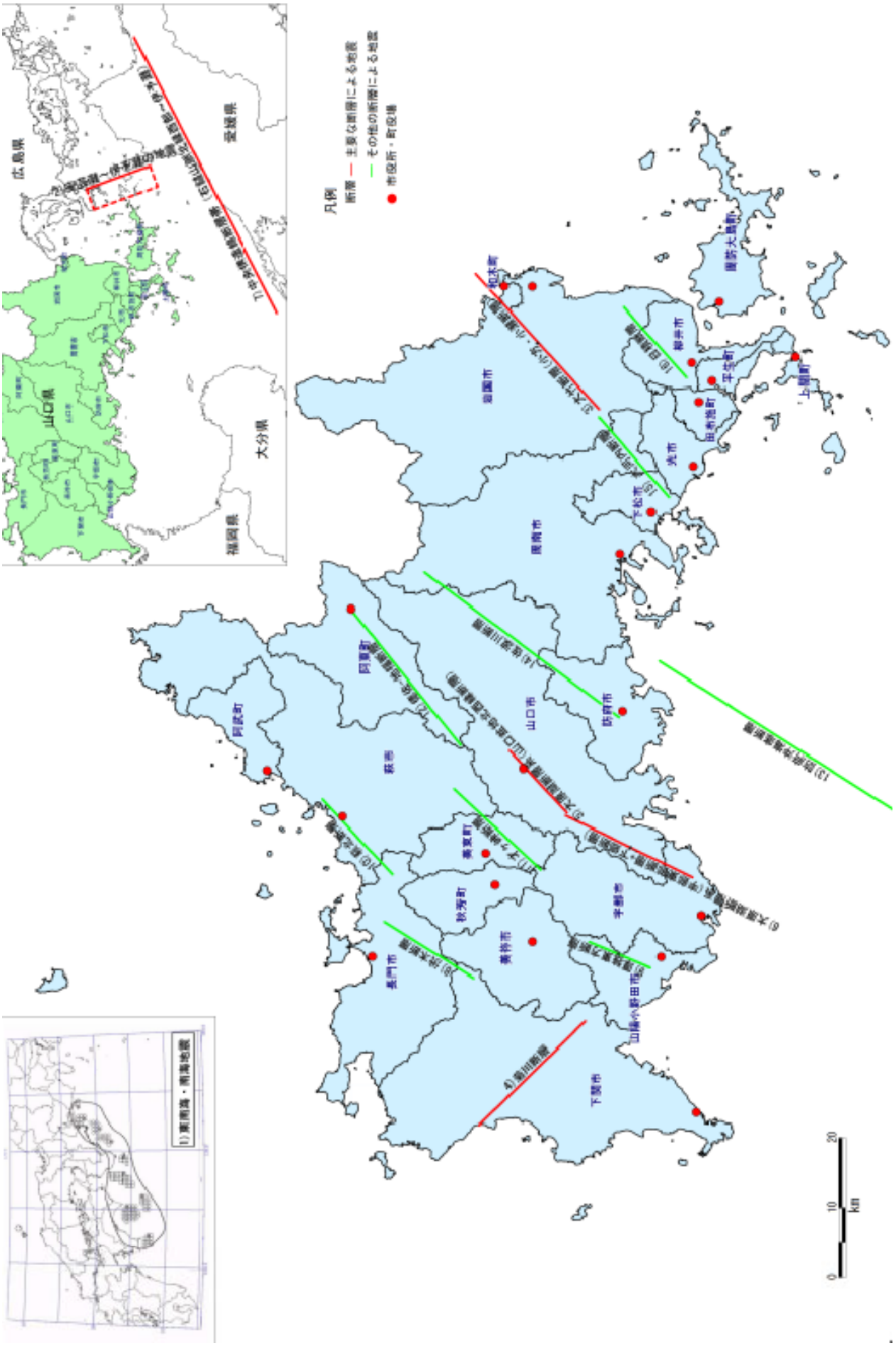
凡例
断層　主要な断層による地震
その他の断層による地震
市役所・町役場
山口県
広島県
愛媛県
大分県
福岡県
萩市
阿武町
長門市
下関市
山陽小野田市
宇部市
山口市
防府市
周南市
光市
柳井市
周防大島町
上関町
田布施町
平生町
阿武町
萩沖
見島沖
(1)菊川断層
(2)大原湖断層
(3)仁保断層
(4)岩国－柳井断層
(5)周防灘断層
(6)大原湖断層（中央構造線断層帯）
(7)中央構造線断層帯（金剛山地東縁－和泉山脈南縁）
(8)長門峡－吉見断層
(9)菊川断層
(10)岩国－柳井断層
(11)周防灘断層
(12)大原湖断層（中央構造線断層帯）
(13)中央構造線断層帯（金剛山地東縁－和泉山脈南縁）
(14)長門峡－吉見断層
(15)菊川断層
(16)岩国－柳井断層
(17)周防灘断層
(18)大原湖断層（中央構造線断層帯）
(19)中央構造線断層帯（金剛山地東縁－和泉山脈南縁）
(20)長門峡－吉見断層
(21)菊川断層
(22)岩国－柳井断層
(23)周防灘断層
(24)大原湖断層（中央構造線断層帯）
(25)中央構造線断層帯（金剛山地東縁－和泉山脈南縁）
(26)長門峡－吉見断層
(27)菊川断層
(28)岩国－柳井断層
(29)周防灘断層
(30)大原湖断層（中央構造線断層帯）
(31)中央構造線断層帯（金剛山地東縁－和泉山脈南縁）
(32)長門峡－吉見断層
(33)菊川断層
(34)岩国－柳井断層
(35)周防灘断層
(36)大原湖断層（中央構造線断層帯）
(37)中央構造線断層帯（金剛山地東縁－和泉山脈南縁）
(38)長門峡－吉見断層
(39)菊川断層

想定地震の諸元

想定地震	長さ (km)	幅 (km)	上端深さ (km)	気象庁ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞM	ﾓｰﾒﾝﾄﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞMw	震源深さ (km)
１）東南海・南海地震	－	－	－	8.5	8.6	－
２）安芸灘～伊予灘の地震	28.0	13.0	45.0	7.25	6.9	49.6
３）大竹断層（小方－小瀬断層）	26.0	20.0	0.0	7.2	6.9	20.0
４）菊川断層	21.0	20.0	0.0	7.0	6.7	20.0
５）大原湖断層系(山口盆地北西縁断層)	12.0	12.0	0.0	6.6	6.3	12.0
６）大原湖断層系(宇部東部断層+下郷断層)	20.0	20.0	0.0	7.0	6.7	20.0
７）中央構造線断層帯（石鎚山脈北縁西部～伊予灘）	130.0	15.0	0.0	8.0	7.6	15.0
８）渋木断層	15.0	15.0	4.0	6.8	6.5	19.0
９）厚狭東方断層	9.4	9.4	4.0	6.5	6.2	13.4
10）萩北断層	14.6	14.6	4.0	6.8	6.5	18.6
11）才ケ峠断層	16.8	16.0	4.0	6.9	6.6	20.0
12）徳佐－地福断層	25.1	20.0	0.0	7.2	6.9	20.0
13）防府沖海底断層	44.1	16.0	4.0	7.6	7.2	20.0
14）佐波川断層	34.4	16.0	4.0	7.4	7.0	20.0
15）大河内断層	15.1	15.1	0.0	6.8	6.5	15.1
16）日積断層	13.4	13.4	4.0	6.7	6.4	17.4

出典：山口県地震被害想定調査報告書

本県とその周辺の主な地震(1926～2023年、M≧５)
(範囲：33° 10′ ～35° 10′ N、130° 20′ ～132° 50′ N)

No.	年／月／日	時：分	緯度	経度	深さ(km)	M	震央地名
1	1926/01/22	06:26	33° 16. 0′	132° 10. 0′	10	5.1	豊後水道
2	1926/01/30	20:53	33° 55. 0′	131° 49. 0′	60	5.0	周防灘
3	1928/09/25	13:58	33° 42. 0′	131° 54. 0′	20	5.8	伊予灘
4	1928/10/12	21:23	34° 34. 0′	132° 43. 0′	0	5.0	広島県北部
5	1929/01/02	01:40	33° 11. 0′	130° 48. 0′	0	5.5	福岡県地方
6	1929/08/04	01:00	34° 02. 0′	130° 38. 0′	0	5.3	山口県北西沖
7	1930/12/20	23:02	33° 49. 0′	132° 37. 0′	0	6.1	広島県北部
8	1935/03/07	19:41	33° 11. 0′	131° 08. 0′	20	5.0	大分県西部
9	1935/07/17	00:00	34° 35. 0′	130° 55. 0′	20	5.6	山口県北西沖
10	1937/02/08	21:18	33° 20. 0′	132° 07. 0′	50	5.0	豊後水道
11	1937/02/14	10:05	33° 12. 0′	132° 10. 0′	30	5.2	豊後水道
12	1937/02/27	23:42	33° 48. 0′	132° 14. 0′	10	5.9	伊予灘
13	1938/09/10	14:20	33° 33. 0′	132° 34. 0′	0	5.0	愛媛県南予地方
14	1941/04/06	01:49	34° 36. 0′	131° 39. 0′	10	6.2	山口県北部
15	1941/04/06	01:49	34° 44. 0′	131° 33. 0′	10	6.2	山口県北西沖
16	1942/02/22	09:47	33° 33. 0′	132° 23. 0′	40	5.3	愛媛県南予地方
17	1942/10/27	14:29	33° 11. 0′	132° 14. 0′	40	5.1	豊後水道
18	1943/08/08	00:04	34° 28. 0′	131° 55. 0′	0	5.1	島根県西部
19	1944/06/07	19:15	33° 17. 0′	131° 53. 0′	60	6.0	伊予灘
20	1946/08/20	18:43	33° 32. 0′	131° 43. 0′	0	5.9	大分県中南部
21	1947/05/09	23:05	33° 18. 0′	131° 06. 0′	20	5.5	大分県西部
22	1947/05/09	23:05	33° 24. 0′	130° 58. 0′	0	5.5	大分県北部
23	1947/05/11	05:53	33° 24. 0′	130° 53. 0′	20	5.1	大分県西部
24	1948/10/15	00:59	33° 11. 0′	131° 36. 0′	90	5.1	大分県中南部
25	1949/07/12	01:10	34° 00. 0′	132° 30. 0′	40	6.2	安芸灘
26	1949/07/12	01:10	34° 04. 0′	132° 41. 0′	40	6.2	安芸灘
27	1950/08/22	11:04	35° 08. 0′	132° 41. 0′	10	5.2	島根県東部
28	1950/08/22	11:15	35° 07. 0′	132° 43. 0′	10	5.0	島根県東部
29	1953/01/23	11:47	33° 11. 0′	132° 09. 0′	50	5.4	豊後水道
30	1953/06/08	22:49	34° 58. 0′	132° 47. 0′	10	5.0	広島県北部
31	1953/07/30	17:24	34° 02. 0′	132° 48. 0′	0	5.4	愛媛県中予地方
32	1954/05/08	17:26	35° 04. 0′	132° 48. 0′	0	5.3	島根県東部
33	1954/05/16	21:56	35° 08. 0′	132° 44. 0′	30	5.4	島根県東部
34	1955/12/05	22:30	34° 42. 0′	132° 42. 0′	0	5.3	広島県北部
35	1956/01/30	14:45	33° 38. 0′	132° 20. 0′	50	5.1	伊予灘
36	1958/09/08	23:53	33° 44. 0′	131° 56. 0′	80	5.7	伊予灘
37	1960/05/11	08:17	33° 54. 0′	131° 55. 0′	80	5.5	周防灘
38	1963/03/31	21:26	35° 08. 0′	132° 24. 0′	20	5.1	島根県西部
39	1963/04/01	00:02	35° 06. 0′	132° 26. 0′	0	5.0	島根県西部
40	1964/11/14	12:56	33° 26. 0′	132° 07. 0′	60	5.8	伊予灘

No.	年／月／日	時：分	緯度	経度	深さ(km)	M	震央地名
41	1968/08/06	01:17	33° 18. 0′	132° 23. 0′	40	6.6	豊後水道
42	1968/08/06	13:21	33° 21. 0′	132° 27. 0′	40	5.3	豊後水道
43	1969/09/07	09:23	33° 37. 0′	131° 48. 0′	100	5.4	伊予灘
44	1969/11/30	01:43	33° 20. 0′	132° 24. 0′	40	5.1	豊後水道
45	1969/11/30	13:12	33° 15. 0′	132° 24. 0′	40	5.1	豊後水道
46	1973/02/25	19:09	34° 44. 0′	132° 25. 0′	0	5.0	広島県北部
47	1977/05/02	01:23	35° 09. 0′	132° 42. 0′	10	5.3	島根県東部
48	1978/06/04	05:03	35° 05. 0′	132° 42. 0′	0	6.1	島根県東部
49	1978/06/04	06:03	35° 05. 0′	132° 41. 0′	0	5.2	島根県東部
50	1978/06/04	06:20	35° 07. 0′	132° 41. 0′	10	5.5	島根県東部
51	1978/06/04	06:22	35° 08. 0′	132° 40. 0′	0	5.3	島根県東部
52	1979/07/13	17:10	33° 51. 0′	132° 03. 0′	70	6.1	伊予灘
53	1981/07/17	00:46	33° 23. 0′	132° 13. 0′	60	5.0	豊後水道
54	1983/08/26	05:23	33° 33. 1′	131° 36. 3′	116	6.8	大分県北部
55	1984/06/25	06:29	34° 45. 3′	132° 35. 1′	12	5.2	広島県北部
56	1985/04/05	16:25	33° 31. 4′	131° 34. 7′	118	5.3	大分県北部
57	1987/11/18	00:57	34° 14. 3′	131° 27. 5′	8	5.2	山口県東部
58	1988/07/29	18:59	33° 40. 7′	132° 30. 5′	53	5.1	伊予灘
59	1991/01/04	03:36	33° 32. 7′	132° 19. 3′	58	5.2	伊予灘
60	1991/10/28	10:09	33° 55. 2′	131° 10. 0′	19	5.9	周防灘
61	1993/08/14	10:29	33° 20. 9′	132° 32. 8′	47	5.0	愛媛県南予地方
62	1993/08/31	00:08	33° 36. 0′	132° 28. 2′	62	5.1	愛媛県南予地方
63	1997/06/25	18:50	34° 26. 3′	131° 40. 1′	8	6.3	山口県北部
64	1998/05/23	04:49	33° 42. 2′	131° 50. 5′	86	5.4	周防灘
65	2000/10/06	13:30	35° 16. 4′	133° 20. 9′	9	7.3	島根県東部
66	2001/03/24	15:27	34° 07. 9′	132° 41. 6′	46	6.7	安芸灘
67	2001/03/26	05:40	34° 07. 0′	132° 42. 5′	46	5.2	安芸灘
68	2005/03/20	10:53	33° 44. 3′	130° 10. 5′	9	7.0	福岡県西方沖
69	2005/04/20	06:11	33° 40. 6′	130° 17. 2′	14	5.8	福岡県西方沖
70	2011/06/04	01:57	35° 05. 7′	132° 40. 2′	11	5.2	島根県東部
71	2014/03/14	02:06	33° 41. 5′	131° 53. 4′	78	6.2	伊予灘
72	2016/04/16	01:25	33° 16. 4′	131° 21. 1′	12	5.7	大分県中部
73	2016/04/16	07:11	33° 16. 2′	131° 23. 7′	6	5.4	大分県中部
74	2021/07/17	20:50	33° 38. 3′	131° 51. 3′	76	5.1	伊予灘

第２節　地盤挙動

第１項　地質特性

本町は、山口県の北部に位置し日本海に面しており、総面積は、115.95km^2 である。地質学的には、西南日本の内帯に位置し、古生代(約４億３千年前)から第四紀(現在)に至るいろいろな地質時代に形成された様々な種類の堆積岩、火成岩及び変成岩からなり、それらが複雑にからみあった地質構造を形成している。

本町の地域は、山口県において阿武地域(北部地区)に区分され、この地域は中生代火山岩のうちの周南、阿武両層群によって広く覆われ、その模式地として有名である。新生代深成岩と新生代火山岩の発達も特徴的である。

第２項　地盤特性

中生代の流紋岩、石英斑岩及び新生代の安山岩類などが広く分布しているが、これらは、風化により礫状化し、降雨による崖崩れなどが多発している。

第３項　確率論的地震動予測地図

１　歴史地震データに基づく地震危険度の推定

歴史地震データを用いて、地震危険度解析を行い、県内の各地で再現期間 100 年に対する最大加速度の期待値を計算し、これに対応する震度階を求めた。本県では震度４～５、本町では震度５が想定される。

２　断層モデルに基づく地震動強度の推定

県内の小方－小瀬断層と菊川断層を対象に地震動の推定を行った。本町では、小方－小瀬断層が動いた場合震度Ⅳが、また菊川断層が動いた場合には、震度４～５に相当する揺れが生じるであろうと推定される。

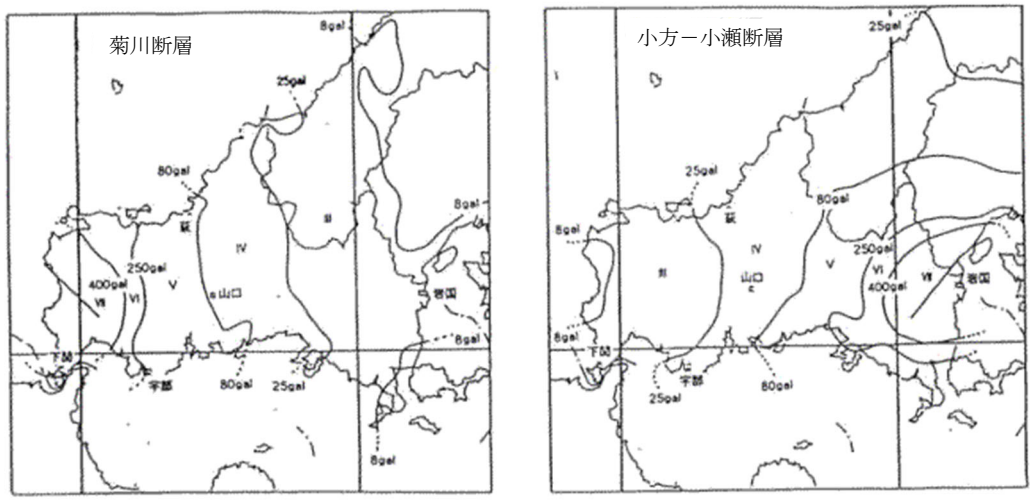

地表面における最大加速度の期待値

第４項　液状化予測

対象地盤の液状化の可能性は、地盤条件と入力地震動の２つの面から検討するのが通常であるが、地盤条件、あるいはどういった入力地震動を用いるかが明確でない場合には、液状化地点の地形と、液状化を生ずる限界加速度に基づく方法、あるいは対象地点の地形因子に液状化地点と最短距離にある河川間の距離と両者間の標高差を用いる方法といった、簡易液状化判定法が一般に用いられる。

作成手法の概略は、対象地域を微地形に分類し、液状化地点と河川との位置関係、液状化を生ずる限界の加速度を推定し、山口県下の主要河川周辺の液状化可能性を検討した。これによると、本町では液状化の可能性は極めて薄いと言えるが、隣接する萩市においては、阿武川、橋本川及び松本川流域と市街地を形成する三角州の全域や大井川流域の一部の地域で液状化の可能性があるとされている。

１　液状化しやすい地盤

過去の液状化事例から、地表面最大加速度が 70～100gal 程度以上、震度階にして４～５の境界付近以上で、液状化を発生する可能性があると一般的に言われている。

過去の液状化被害の調査から、液状化の発生した地盤は、地下水位が浅く、ゆるい土粒子構造の河成沖積地盤をはじめとして、旧河川道地盤、埋立地盤であることが明らかにされている。

２　液状化履歴

日本の地盤液状化履歴図によると、本県下では過去、周防・長門地震(1685 年)及び見島地震(1898 年：M6.2)の際、長門市深川湾沿いの地点で液状化が発生していると報告されているに過ぎない。

しかし過去の地震記録には、Ｍ６以上のものがいくつかあることが知られているので、これ以外にも液状化が発生していると考えるのが自然であろう。

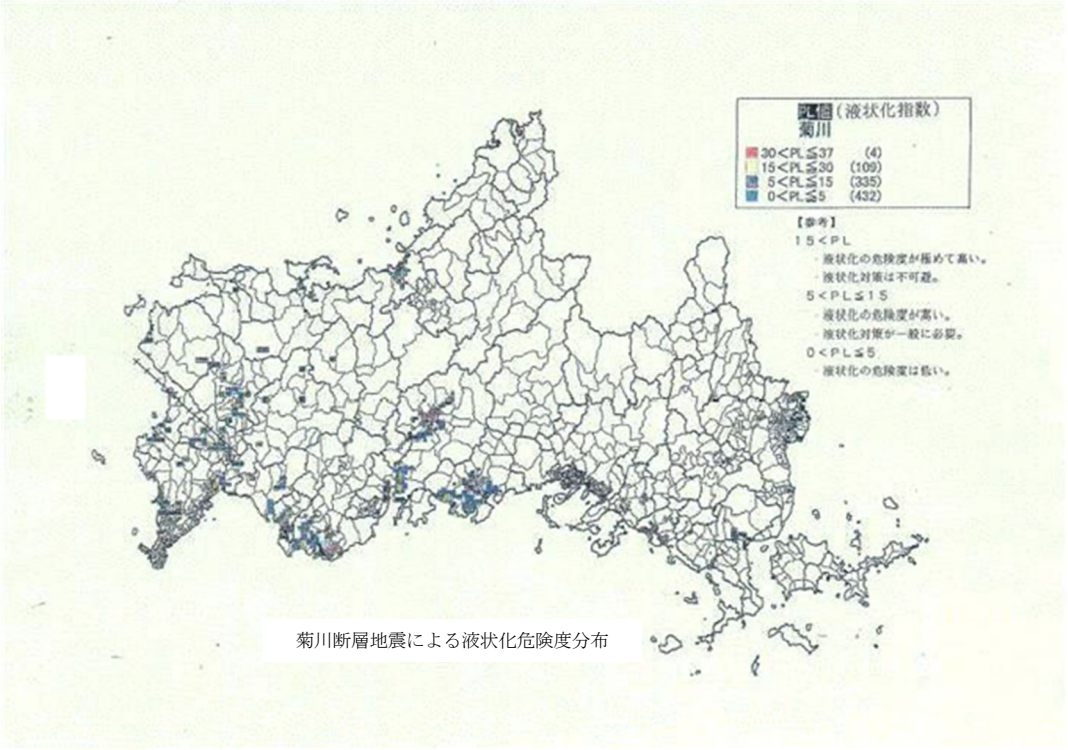

菊川断層地震による液状化危険度分布

下図は、想定される地震の中で、液状化現象を本町に最も大きく発生させると予測される安芸灘～伊予灘の地震による液状化指数を図示したものである。

本町の液状化指数は、下から２番目の「0.0＜ＰＬ≦5.0：液状化危険度は低い」となっており、現在の想定では液状化の危険性は高くなく、液状化の発生が予測される地域も町中南部の一部となっている。

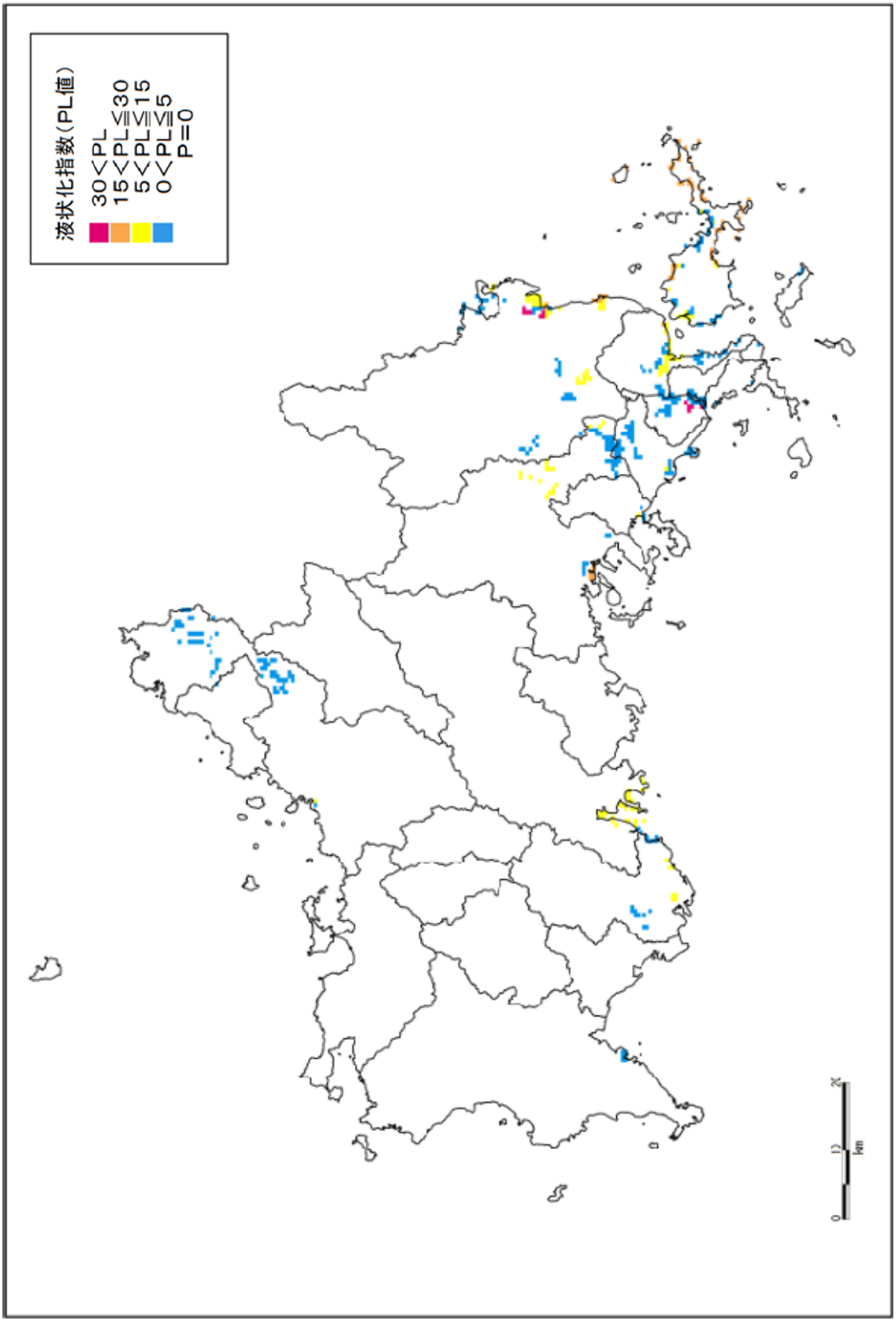

第３章　山口県の地震環境と地盤

基本的な考え方
・県全体の地震が発生する環境と過去の地震活動及び挙動について記載する。
担当課
総務課
節の構成
第１節　地震活動環境 第２節　地盤挙動

第１節　地震活動環境

第１項　地震活動

１　地震記録

歴史地震（昭和以前）については、「新編・日本被害地震総覧」、「山口県の過去 300 年の地震記録」等により、本県では、「1707 年防長の地震」、「1793 年長門・周防の地震」、「1857 年萩の地震」、「1898 年見島の地震」が、また、周辺地域では、「1676 年・1778 年・1859 年のいずれも石見の地震」があげられる。

また、気象庁資料が整っている 1923 年１月以降についての、本県周辺の被害地震についてみると、島根県東部や日向灘において繰り返し発生している。

本県や九州地方は、ユーラシアプレート上に位置し、フィリピン海プレートがその下に沈みこんでいる。その沈み込んだフィリピン海プレート内部でも地震が発生しており、特に伊予灘、豊後水道及び国東半島にかけては、深さ 120km 程度までの地震活動が活発で、時には被害を伴う地震が発生する。本県付近の主な地震は、九州に比べると少ない現況にあるが、1997 年６月 25 日には、県北部を震央とするマグニチュード 6.6 の地震が発生し、また、2001 年３月 24 日には安芸灘を震央とするマグニチュード 6.7 の地震が発生するなど、本県における地震被害が少ないことを保障するものではない。

２　微小地震

本県及び周辺海域の微小地震活動をみると、最も顕著なものは、島根県西部から県中部にかけて連なる直線配列があげられ、この線上が最も地震活動の高いラインであり、地下潜在断層と密接な関連が予想される。

第２節　地盤挙動

第１項　山口県の地質特性

本県は、本州の最西端に位置し、さらに、日本海、響灘、周防灘に面し、三方に海岸線をもっている。総面積は、約 6,100㎢、全国土の 1.6％を占める。地質学的には、西南日本の内帯に位置し、古生代（約４億３千年前）から第四紀（現在）に至るいろいろな地質時代に形成された様々な種類の堆積岩、火成岩及び変成岩からなり、それらが複雑にからみあった地質構造を形成している。

この複雑多岐にわたる地質も大局的にみると、三つの地域、周防地域（東部地区）、長門西部地域（西部地区）及び阿武地域（北部地区）に区分される。

１　周防地域

北から南へ、古生代砕屑岩からなるペルム系錦層群と、その変成部としての三郡変成岩並びに中性代のオリストストローム層としてのジュラ系玖珂層群と、その変成部の領家変成岩が帯状に配列しており、領家変成岩は領家花崗岩を密接に伴っている。

また、島しょ部には、新生代火山岩の一部に相当する瀬戸内火山岩類が発達している。

２　長門西部地域

有名な秋吉台が古生代石灰岩で構成され、その周囲を古生代砕屑岩としてのペルム系大田層群、常森層、別府層が取り巻き、さらに、西部には中生層が広く分布している。

この中生層を切って、長門構造帯構成岩が、北東－南西方向に狭長に露出することも特徴である。また、山陽・山陰部には、宇部層群などの第三紀層が点在し、向津具半島の油谷湾層群の上位には、新生代火山岩の山陰火山岩類が覆っている。

３　阿武地域

中生代火山岩のうちの周南、阿武両層群によって広く覆われ、その模式地として有名である。新生代深成岩と新生代火山岩の発達も特徴的である。

第２項　山口県の地盤特性

土質の面から注目されるのは、豪雨時に崖崩れが多発するまさ土が分布する周南丘陵と、第三紀層の地すべり地区の向津具半島及び瀬戸内海沿岸に点在する軟弱な沖積土層がある。

１　周南地域

この地域に分布する砂質土の大部分は、まさ土で、これは、瀬戸内海に沿って介在し、風化し易い中生代の花崗岩が風化して生成されたものである。

また、当地域は、古生代の変成岩類の三郡変成岩類と領家変成岩類とが広く分布し、強い風化を受けるとシルトや粘土となり、崩落や崩壊を起こし易くなる。

２　長門西部地域

古生代、中生代、新生代の地層が広く分布し、複雑な地質構造となっているが、このうち、中生代の関門層群に属する砂岩、頁岩、礫岩及び凝灰岩は、比較的ぜい弱で、風化して粘土が生成される。

３　阿武地域

中生代の流紋岩、石英斑岩及び新生代の安山岩類などが広く分布しているが、これらは、風化により礫状化し、降雨による崖崩れなどが多発している。

第４章　既往津波と津波浸水想定

基本的な考え方
・阿武町周辺での津波浸水想定などについて記載する。
担当課
総務課
節の構成
第１節　既往津波 第２節　津波浸水想定（日本海沿岸） 第３節　津波

第１節　既往津波

総延長約1,500kmの長い海岸線を有する本県の沿岸は、日本海側と瀬戸内海側に分けられ、瀬戸内海沿岸では、南海トラフで発生した1707年宝永地震をはじめ、1854年安政南海地震、1946年昭和南海地震及び日向灘で発生した地震により津波が襲来した記録が古文書等に記載されている。

また、日本海側沿岸では、日本海東縁部で発生した1983年日本海中部地震や1993年北海道南西沖地震による津波の記録の他に、古文書等に1026年万寿の地震や1872年浜田地震、1898年見島地震による津波が襲来したとの記録がある。

第２節　津波浸水想定（日本海沿岸）

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年12月27日施行）に基づき、国土交通省が作成した「津波浸水想定の設定の手引き」に沿って、堤防条件等の設定や日本海沿岸における最大クラスの津波の選定を行った。

第１項　堤防の条件等

1　海岸構造物のうち護岸や防波堤などのコンクリート構造物は、地震による震度４以上の揺れで全て破壊され、機能しないものとした。

2　盛土構造物の海岸堤防等は、地震による震度４以上の揺れで地震前の25%の高さまで沈下するものとし、津波が越流した場合は、全て破壊され機能しないものとした。

3　初期潮位は満潮位とした。

第２項　最大クラスの津波（発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす津波）をもたらすと想定される地震

１　見島付近西部断層 規模：Ｍｗ(ﾓｰﾒﾝﾄﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ)＝7.16

２　見島北方沖西部断層 規模：Ｍｗ(ﾓｰﾒﾝﾄﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ)＝7.13

３　Ｆ60断層（西山断層及び北方延長部の断層）
※規模：Ｍｗ(ﾓｰﾒﾝﾄﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ)＝7.59
※国「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が設定した津波断層モデル

第３項　津波浸水想定図（浸水域・浸水深）

最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合、津波別に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）の中で最も大きい値を示したもの。

第４項　浸水面積

浸水深	県推計結果（単位：ha）					
	１cm以上	30cm以上	１m以上	２m以上	５m以上	10m以上
阿武町	58	47	25	2	－	－

※見島付近西部断層、見島北方沖西部断層及びＦ60 断層の地震による最大の場合。
※「＊」は１ha 未満、「－」は浸水なし。

第５項　見島付近西部断層、見島北方沖西部断層及びＦ60 断層の地震による最高津波水位、最高津波水位到達時間、海面変動影響開始時間

各港湾・漁港区域内の代表地点（背後に家屋等の多い地点）における最高津波水位等

	区域名	見島付近西部断層					見島北方沖西部断層				
		最高津波水位		最高津波水位到達時間(分)	海面変動影響		最高津波水位		最高津波水位到達時間(分)	海面変動影響	
		(T.P.m)	うち(m)津波波高		開始時間(分)	上昇下降	(T.P.m)	うち(m)津波波高		開始時間(分)	上昇下降
阿武町	奈古漁港	3.0	2.0	45	43	下降	2.4	1.5	89	68	上昇
	宇田郷漁港	2.2	1.3	44	41	下降	2.1	1.2	87	63	上昇

	区域名	Ｆ60断層				
		最高津波水位		最高津波水位到達時間(分)	海面変動影響	
		(T.P.m)	うち(m)津波波高		開始時間(分)	上昇下降
阿武町	奈古漁港	2.7	1.7	79	70	下降
	宇田郷漁港	2.6	1.6	79	72	下降

※「最高津波水位」は、海岸線から沖合約30m地点における津波水位の最大値を標高で表示し、小数点以下第２位を切り上げ。
※「津波波高」は、津波水位から初期水位を引いたもので、地震による水位変化の値。
※到達時間、海面変動影響開始時間の値は小数点以下第１位を切り捨て。

第３節　津波

一般的に、津波を伴う地震は、海底で起こる縦ずれ断層型の地震と考えられている。

瀬戸内海沿岸の津波としては、四国・紀伊半島沖を震源とする巨大地震、東南海・南海地震の影響が考えられる。国の中央防災会議の資料では、東南海・南海地震が同時に発生した場合、本県の瀬戸内海沿岸では最大で２メートルを超える津波が来襲するものと予想されている。

日本海沿岸においては、過去大きな津波の記録はない。津波の記録としては、1898 年見島の地震、1872 年の浜田地震により、見島で１ｍ強の津波の記録がある。遠地で起こった大津波の影響も心配されるが、1983 年日本海中部地震を例に取ると、山陰地方では、島根半島に波高の高いところが見られた以外は、波高は数 10 ㎝程度の小規模なものである。だからといって大津波を起こすような地震の発生や被害がないとはいえない。

第５章　被害想定

被害想定には、簡便的なものからかなり複雑な計算を要するものまで、各種の手法がある。現在、町における地域防災計画の早急な見直しが緊急な課題となっていることから、当面、被害の全体像を把握することとし、人的被害(死者、負傷者、罹災者)について、一定の仮定の下で概略値を求めた。

今回行った被害想定は、今後数値を精査することにより、変動する可能性がある。

基本的な考え方
・本町の地震防災対策を効果的かつ効率的に実施する上での基礎資料とするため、平成20年3月、県内に被害を及ぼす想定地震を設定し、物的・人的被害の予測とそれが経済に及ぼす影響を推計した山口県被害想定調査報告書をもとに取りまとめた。
担当課
総務課
節の構成
第１節　本計画における想定震度 第２節　歴史地震 第３節　被害想定

第１節　本計画における想定震度

本町の地域防災計画における想定震度は、最高７とする。

第２節　歴史地震

本町及びその周辺で過去発生し、本町に影響を及ぼすと考えられる地震記録を統計的に処理し、地震活動度は、今後も変わらないであろうという前提のもとに算出した、100 年期待値の地震である。

なお、歴史地震は、過去の活動歴から①マグニチュード６程度、震源の深さ 15km 程度の直下型地震が町内全般どこでも起こりうる、②マグニチュード７クラス、震源の深さ 40～50km、すなわち芸予地震クラスの地震が安芸灘から周防灘、さらに豊後水道にかけて起こりうるということが前提となっている。

全壊家屋数	半壊家屋数	出火数	死者数	負傷者数	罹災者数
０戸	11戸	０件	０人	53人	32人

第３節　被害想定

本計画における被害想定は、平成 28 年３月に公表された「山口県地震被害想定調査報告書」において、本町において最も大きい被害を発生させる可能性がある複数の地震のケースを合わせた。また、地震の発生だけでなく、二次的に発生する地すべりなどの土砂災害や津波、浸水害などにも備える。

１　地震想定結果

（１）概要

想定される地震のうち、特に本町に影響の大きいものを挙げる。

ア　萩北断層

その他の断層による地震の一つである萩北断層は、山口県北部に震源を持つ地震規模M 6.8 の内陸（地殻内）地震である。この地震による県内の最大震度は、萩市で震度６強と想定され、揺れによる建物全壊が発生する震度６弱以上となるエリアは、萩市、美祢市、長門市、阿武町の４市町に見られ、面積率は県全体の 4.4％と想定される。建物全壊棟数は 2,323 棟と想定され、このうち 60％が揺れによるものである。

また，火災による焼失棟数は、冬の昼 12 時、かつ風速 15m/s の最悪のケースでは 743 棟と想定される。死者数は冬の早朝５時、かつ風速 15m/s の最悪のケースでは 119 人と想定され、このうち 79％が建物倒壊、屋内収容物移動・転倒によるものである。

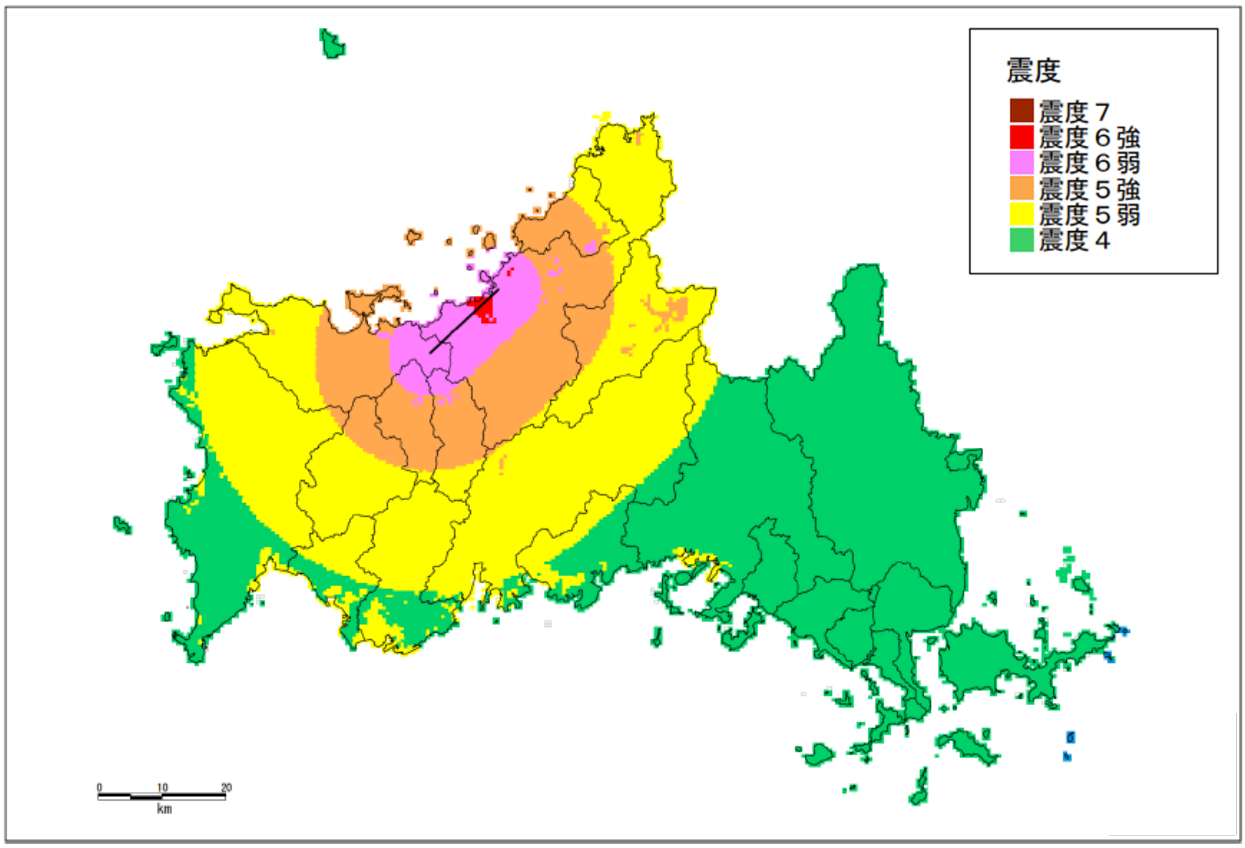

萩北断層

イ　徳佐－地福断層

その他の断層による地震の一つである徳佐－地福断層は、山口県北部に震源を持つ地震規模M7.2の内陸（地殻内）地震である。この地震による県内の最大震度は、山口市、萩市、阿武町で震度６強と想定され、揺れによる建物全壊が発生する震度６弱以上となるエリアは、山口市、萩市、美祢市、周南市、阿武町、防府市の６市町に見られ、面積率は県全体の 19.6%と想定される。建物全壊棟数は6,876棟と想定され、このうち72%が揺れによるものである。

また、火災による焼失棟数は1,076棟と想定される。死者数は冬の早朝５時、かつ風速15m/sの最悪のケースでは392人と想定され、このうち85%が建物倒壊、屋内収容物移動・転倒によるものである。人的・物的被害はその他の断層による地震の中で佐波川断層、防府沖海底断層に継いで甚大と想定される。孤立集落1,369世帯と想定される。

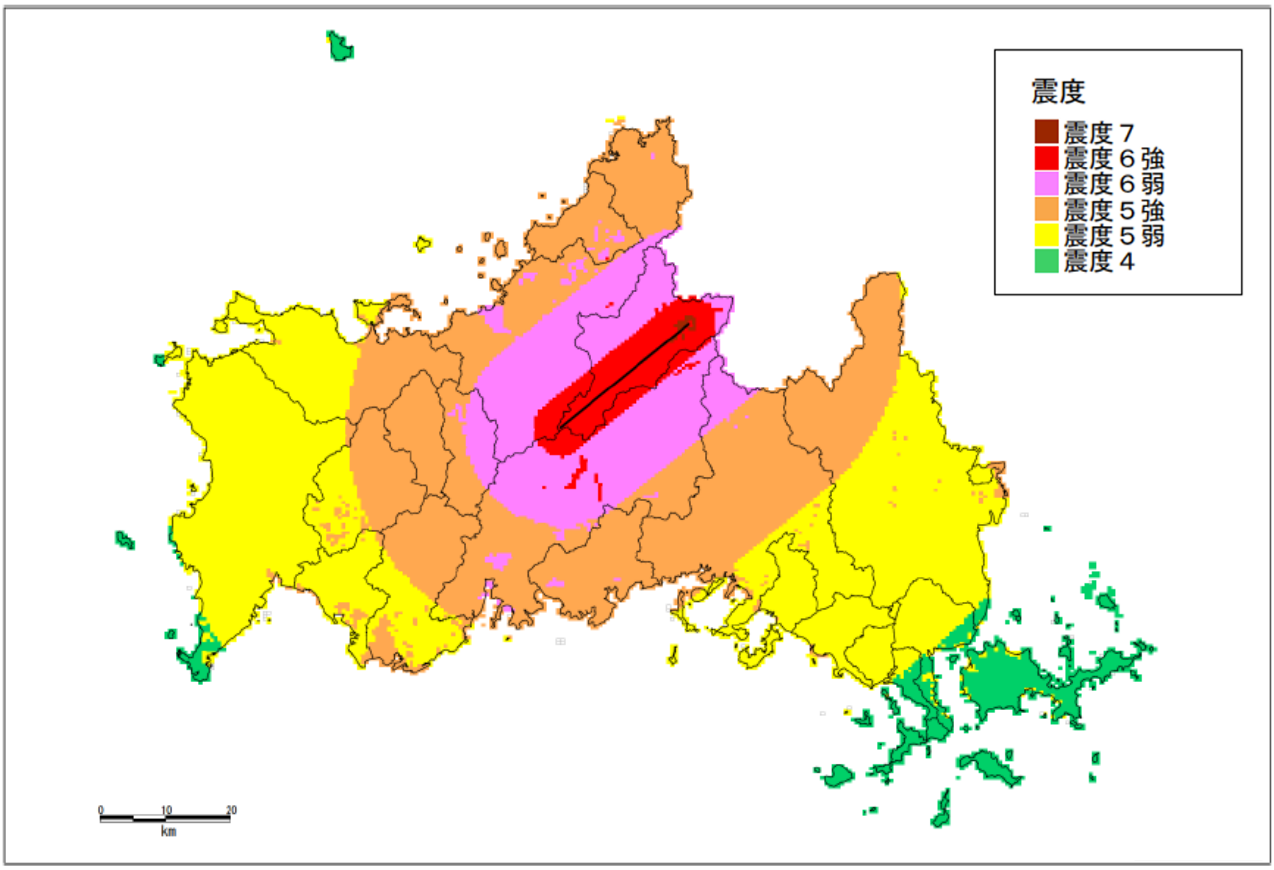

徳佐－地福断層

ウ　防府沖海底断層

その他の断層による地震の一つである防府沖海底断層は、防府市沖の瀬戸内海に震源を持つ地震規模M7.6の内陸（地殻内）地震である。この地震による県内の最大震度は、防府市、山口市、周南市で震度６強と想定され、揺れによる建物全壊が発生する震度６弱以上となるエリアは、防府市、山口市、周南市、下松市、光市、宇部市、山陽小野田市、田布施町、阿武町の９市町に見られ、面積率は県全体の13.6%と想定される。建物全壊棟数は9、225棟と想定され、このうち65%が揺れによるものである。

また、火災による焼失棟数は、冬の昼12時、かつ風速15m/sの最悪のケースでは2、199棟と想定される。死者数は冬の早朝５時、かつ風速 15m/s の最悪のケースでは 471 人と想定され、このうち 80%が建物倒壊、屋内収容物移動・転倒によるものである。人的・物的被害はその他の断層による地震の中で佐波川断層に継いで甚大と想定される。地すべり危険箇所の危険度ランクＡの箇所数61箇所、上水道断水人口421,542人、下水道機能支障人口215,168人、停電軒数71,327軒、岸壁被害43岸壁、避難所への避難者数約12.1万人、石油コンビナート被害478箇所と想定される。

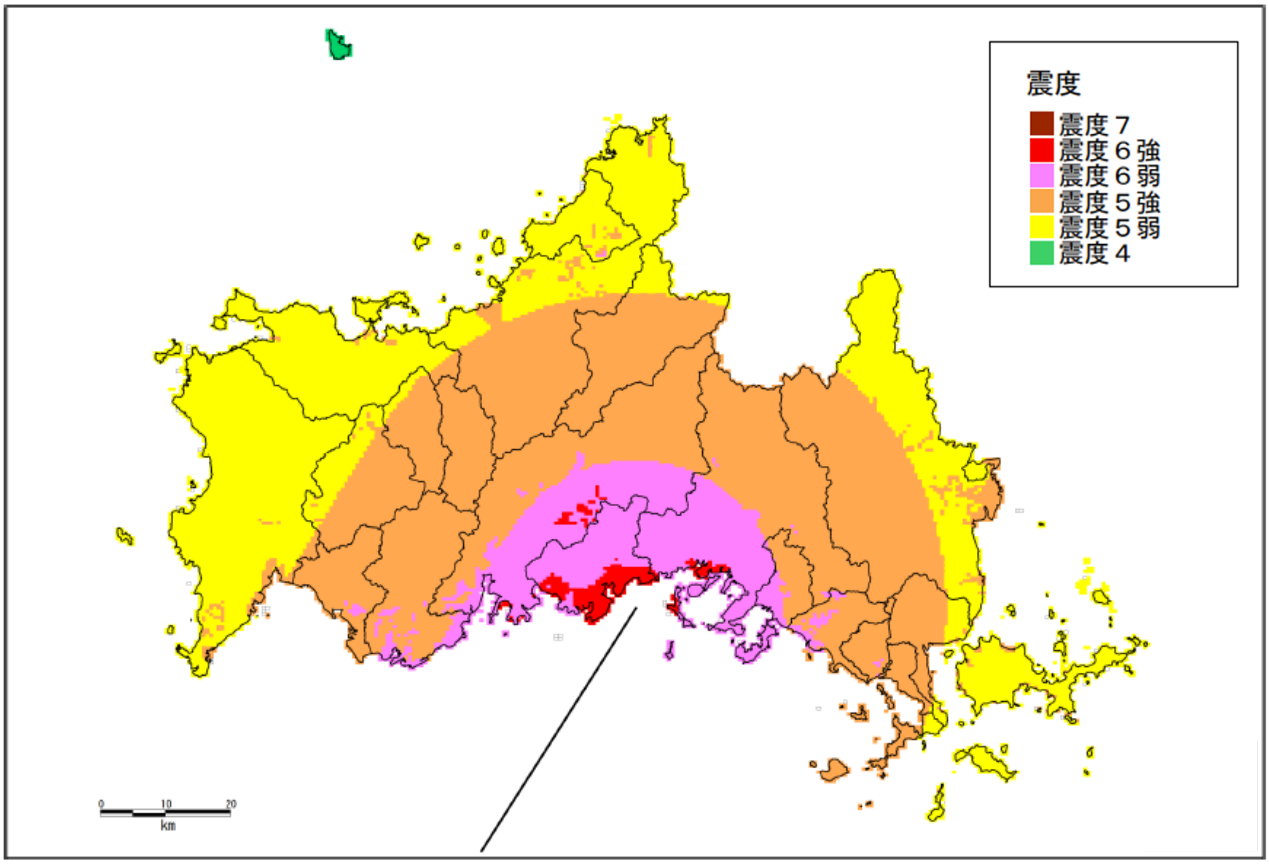

防府沖海底断層

エ　佐波川断層

その他の断層による地震の一つである佐波川断層は、山口県中央部に震源を持つ地震規模M7.4 の内陸（地殻内）地震である。この地震による県内の最大震度は、防府市、山口市、周南市で震度６強と想定され、揺れによる建物全壊が発生する震度６弱以上となるエリアは、防府市、山口市、周南市、岩国市、宇部市、阿武町、萩市、下松市の８市町に見られ、面積率は県全体の24.9%と想定される。建物全壊棟数は 11,415 棟と想定され、このうち 72%が揺れによるものである。

また、火災による焼失棟数は、冬の昼 12 時、かつ風速 15m/s の最悪のケースでは 2,582 棟と想定される。死者数は、冬の早朝５時、かつ風速15m/sの最悪のケースでは630 人と想定され、このうち 85%が建物倒壊、屋内収容物移動・転倒によるものである。人的・物的被害はその他の断層による地震の中で最も甚大と想定される。急傾斜地崩壊危険箇所の危険度ランクＡの箇所数 1,603 箇所、ガス供給停止 44,776 世帯、道路被害 289 箇所と想定される。

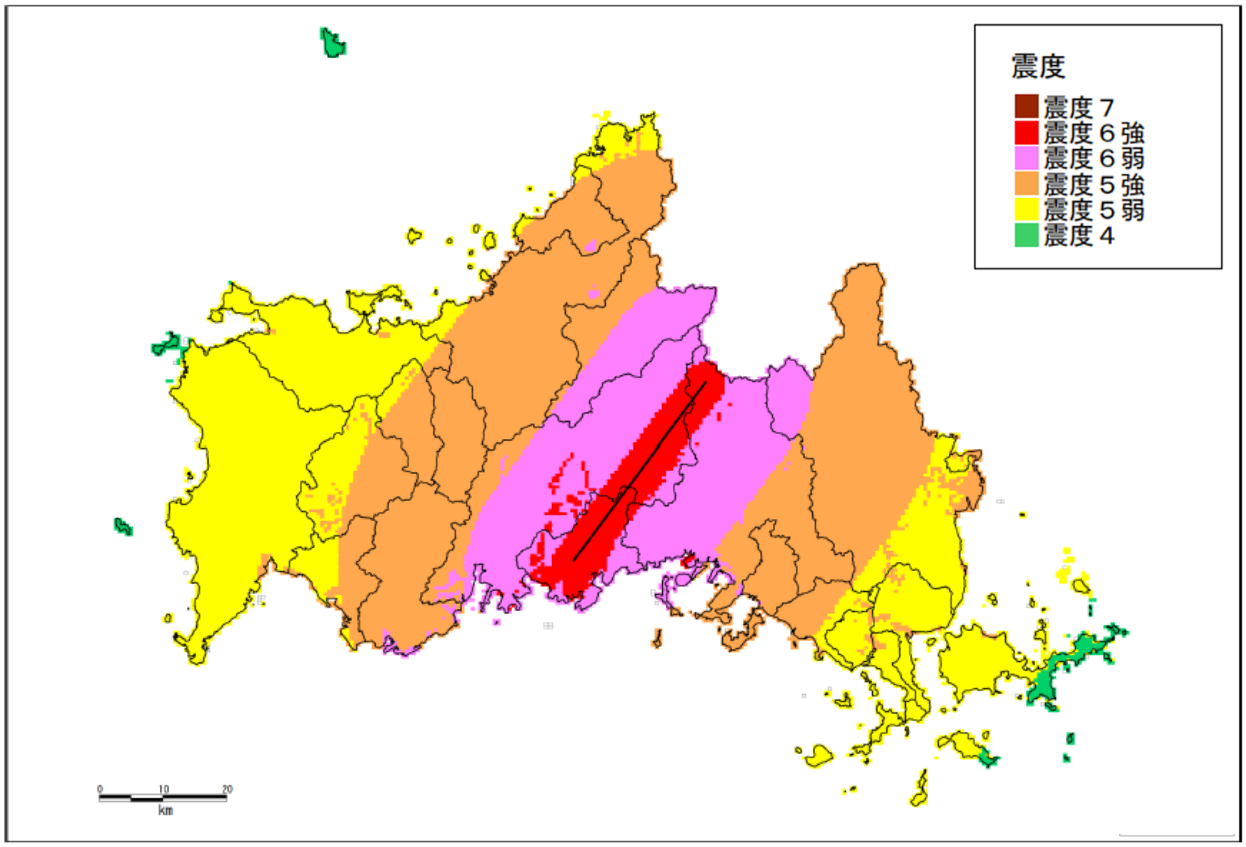

佐波川断層

（２）建物棟数

	棟数（棟）			建築年代の構成比（%）					
				木造			非木造		
	木造	非木造	木＋非木	S36以前	S37～S56	S57以降	S46以前	S47～S56	S57以降
阿武町	4,398	677	5,075	49	29	22	13	34	53

（３）揺れ、液状化、土砂災害、津波による構造別被害棟数

■全壊棟数

	木造					非木造					合計
	原因別				合計	原因別				合計	
	揺れ	液状化	土砂災害	津波		揺れ	液状化	土砂災害	津波		
東南海・南海地震	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安芸灘～伊予灘の地震	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大竹断層（小方－小瀬断層）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
菊川断層	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大原湖断層系（山口盆地北西縁断層）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大原湖断層系（宇部東部断層＋下郷断層）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大原湖断層系（宇部東部断層＋下郷断層）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中央構造線断層帯（石鎚山脈北縁西部～伊予灘）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
渋木断層	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚狭東方断層	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
萩北断層	2	0	5	0	6	0	0	1	0	1	7
才ケ峠断層	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳佐－地福断層	22	2	18	0	42	1	0	3	0	4	46
防府沖海底断層	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	2
佐波川断層	4	0	5	0	9	0	0	1	0	1	10
大河内断層	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日積断層	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。
※土砂災害による被害棟数は、市町ごとの構造別棟数比率で木造と非木造に配分した。

■半壊棟数

	木造					非木造					合計
	原因別				合計	原因別				合計	
	揺れ	液状化	土砂災害	津波		揺れ	液状化	土砂災害	津波		
東南海・南海地震	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安芸灘～伊予灘の地震	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大竹断層（小方－小瀬断層）	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
菊川断層	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大原湖断層系（山口盆地北西縁断層）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大原湖断層系（宇部東部断層＋下郷断層）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大原湖断層系（宇部東部断層＋下郷断層）	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2
中央構造線断層帯（石鎚山脈北縁西部～伊予灘）	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2
渋木断層	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2
厚狭東方断層	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
萩北断層	102	0	10	0	112	2	0	2	0	4	116
才ケ峠断層	7	0	0	0	8	0	0	0	0	0	8
徳佐－地福断層	203	3	32	0	237	4	0	6	0	10	246
防府沖海底断層	13	0	3	0	16	0	0	0	0	1	16
佐波川断層	72	0	11	0	83	1	0	2	0	3	86
大河内断層	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日積断層	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	584	673	157	3,535	4,949	21	255	43	0	319	5,268

※小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある
※土砂災害による被害棟数は、市町ごとの構造別棟数比率で木造と非木造に配分した

（４）人的被害

（単位：人）

	夜間人口	昼間人口
阿武町	4,101	3,878
県合計	1,490,606	1,482,350

出典：平成 17 年国勢調査

（５）防災アンケート結果

	回答数	家具固定をしている		食糧を備蓄している		飲料水を備蓄している	
		回答数	固定率(%)	回答数	備蓄率(%)	回答数	備蓄率(%)
阿武町	10	1	10.0%	1	10.0%	1	10.0%
県合計	974	126	12.9%	127	13.0%	131	13.4%

※平成 19 年のアンケート結果
※被害想定には、全市平均の家具固定率 12.9%、食糧備蓄率 13.0%、飲料水備蓄率 13.4%を使用する。

（６）要配慮者データ

（単位：人）

	身体障害者	知的障害者	高齢者	乳幼児	合計
阿武町	143	20	145	115	423

※身体障害者：出典：「身体障害者手帳等級別所持者（平成 19 年 4 月 1 日現在)」より１級と２級の人数を抜粋し集計
※知的障害者：出典：「療育手帳交付状況（平成 19 年 4 月 1 日現在)」より A(重度）の人数を抜粋
※高齢者：出典：長寿社会課生涯現役づくり班の資料より一人暮らし高齢者数（65 歳以上）を抜粋し、平成 17 年国勢調査データの年齢別人口を用いて 75 歳以上の人数に換算
※乳幼児：出典：「山口県年齢（各歳)、男女別人口（平成 18 年 10 月 1 日現在)」より 0 歳から 6 歳までの人数合計値を抜粋

（７）ライフライン施設被害

■上水道・工業用水道管の管種別延長

（単位：km）

	ダクタイル鋳鉄管（耐震継手あり）	ダクタイル鋳鉄管（耐震継手なし）	鋳鉄管	鋼管	塩化ビニール管	石綿セメント管	その他	合計
阿武町	0	1	0	1	44	0	0	46
県合計	272	3,393	631	146	4,344	44	55	8,886

■下水道管きょの管種別延長

（単位：km）

	塩ビ管・陶管	その他の管	合計
阿武町	45	5	50
合計	3,556	1,749	5,305

■電力施設データ（電柱本数及び電灯軒数）

	電柱本数（本）	電灯軒数（軒）		
		架空配電	地中配電	合計
阿武町	2,029	2,712	83	2,795
合計	368,904	865,347	34,835	900,182

※中国電力より収集した営業所ごとの電柱本数、H19.3 実績の電灯契約口数、架空変圧器容量と地中変圧器容量を基に作成。
※電灯軒数は営業所ごとの変圧器容量の比から架空電灯軒数と地中電灯軒数に配分。
※営業所ごとの電柱本数と電灯軒数はメッシュ人口によりメッシュへ配分し、町で集計。

大原湖断層系（宇部東部断層＋下郷断層）停電率分布

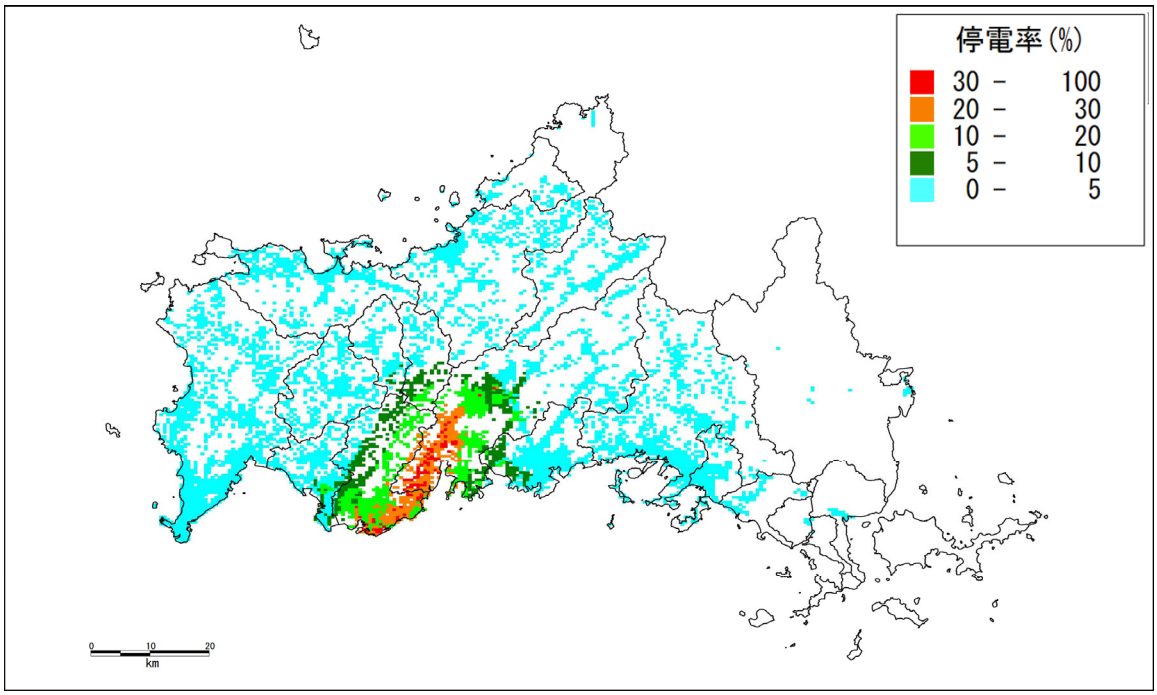

中央構造線断層帯（石鎚山脈北縁西部～伊予灘）

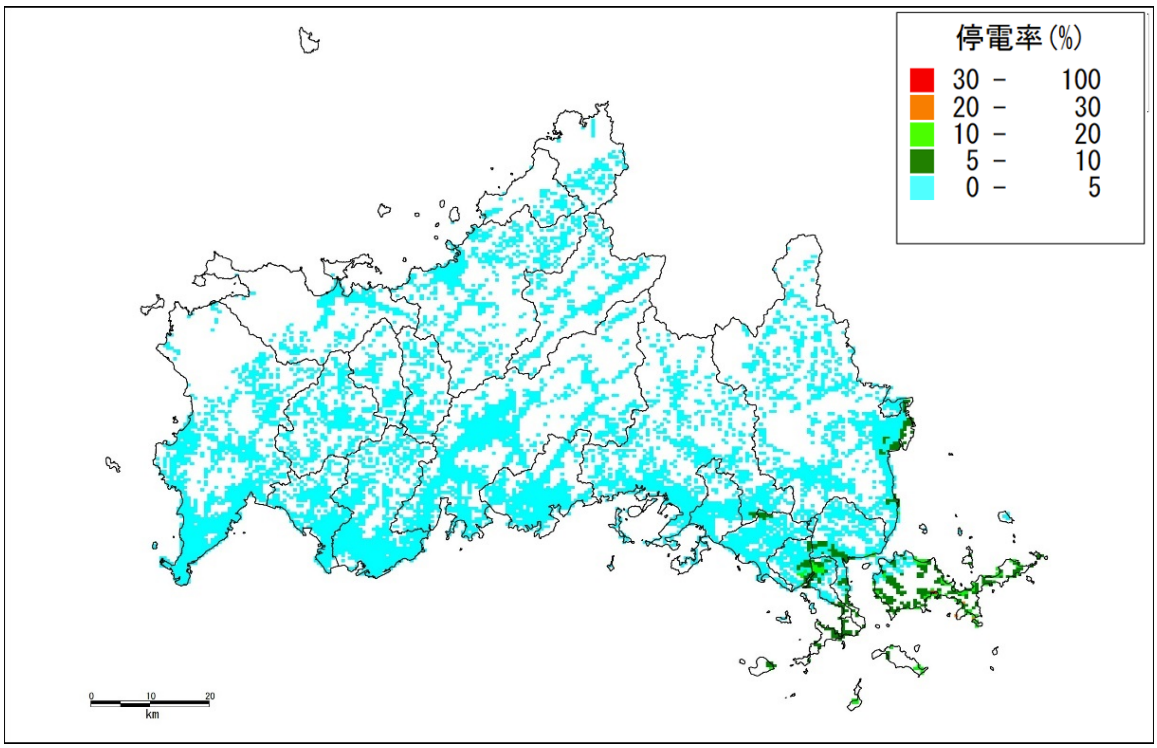

（８）交通施設被害

緊急輸送道路の施設位置

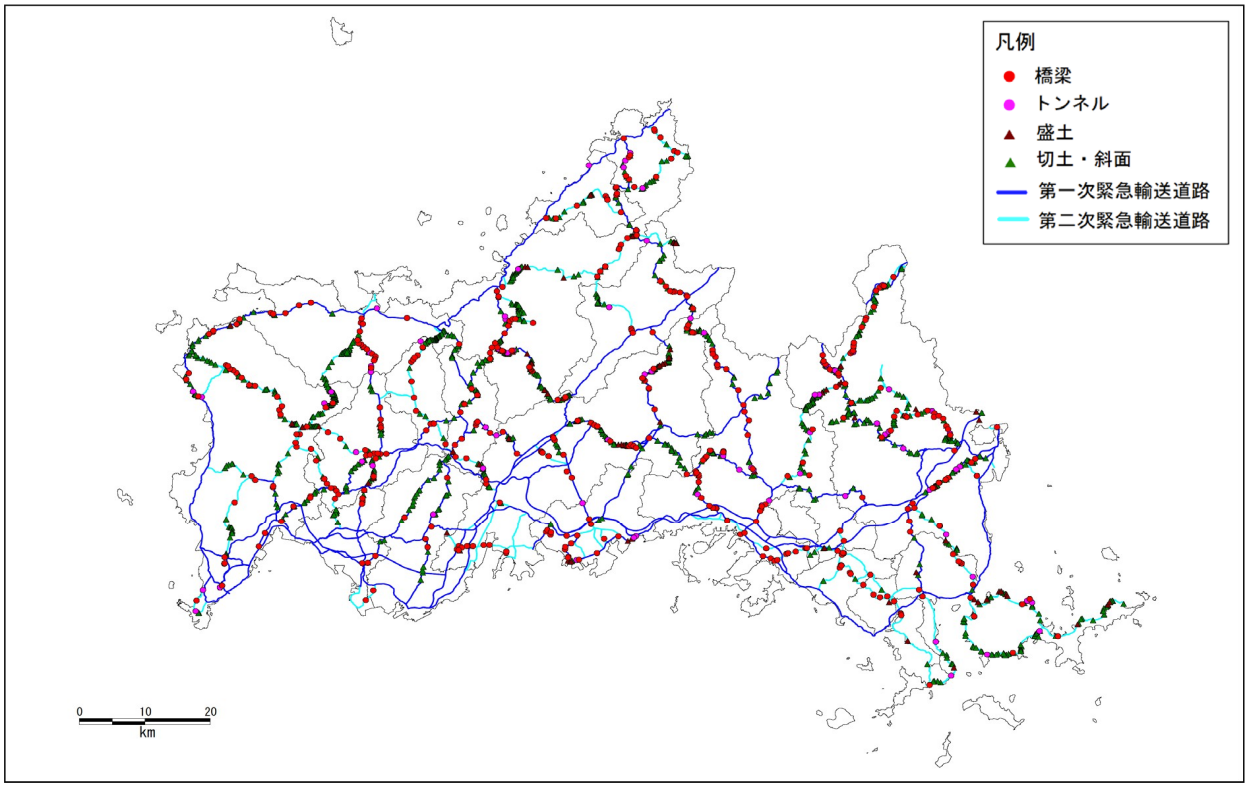

■緊急輸送道路の施設数

	橋梁（箇所）				トンネル（箇所）	盛土		切土・斜面	
	耐震ランク			合計					
	A	B	C			（箇所）	延長(km)	（箇所）	延長(km)
阿武町	1	5	6	12	1	2	0.202	14	1.585

※橋梁：緊急輸送道路上の橋長 15m 以上の橋梁を対象に、示方書年代と耐震補強の有無から耐震ランクを設定。
※トンネル：「トンネル一覧表(H19.3)」内の緊急輸送道路上のトンネルを対象とする。
※盛土、切土・斜面：「平成 18 年度山口県道路防災基礎資料整理業務報告書」内の盛土及び切土（落石・崩壊、岩石崩壊、地すべり）のうち緊急輸送道路上の施設を対象とする。

■道路データ（一般道路の橋梁数及び高速道路の橋脚数）

	一般道路			高速道路			
	橋梁数			橋梁延長(m)	橋脚数		
	合計	旧基準	新基準		合計	旧基準	新基準
阿武町	194	97	97	0	0	0	0
合計	13,733	7,112	6,621	33,688	878	93	785

※一般道路の橋梁数と高速道路の橋梁延長は「H18 山口県の道路現況」より設定。
一般道路の橋梁の旧基準と新基準の割合は、市町毎の緊急輸送道路の橋梁データの比率で配分。
高速道殿の橋脚数は中央防災会議と同様に、橋梁延長から阪神高速道路３号神戸線の平均支間長(38.4m)を用いて推計。

（９）生活支障

■自宅までの距離別滞留者数

	自宅までの距離別滞留者数(人)				構成比(%)		
	10km以下	10km～20km	20km以上	合計	10km以下	10km～20km	20km以上
阿武町	744	525	56	1,325	56	40	4
合計	585,615	42,662	60,415	688,692	85	6	9

※平成 17 年国勢調査のうち「第 3 表従業地・通学地による常住市区町村、男女別 15 歳以上の就業者数及び 15 歳以上通学者」の就業・通学者総数と市町役場間の距離より作成。

■医療データ

二次医療圏	病院数	病床数	病床利用率(%)	空床率(%)	圏域内市町
萩	7	1,065	90.3%	9.7%	萩市、阿武町
合計	150	27,890	－	－	－

※病院数と病床数は「山口県病院台帳（平成19年10月1日現在)」より二次医療圏毎に集計。
※病床利用率は、平成 17 年厚生労働省調査の二次医療圏毎の公表結果に基づく。
※空床率は、病床利用率より算出。

(10) 孤立集落

■孤立する可能性のある集落数

	農業集落		漁業集落		合計	
	集落数	世帯数	集落数	世帯数	集落数	世帯数
阿武町	2	24	0	0	2	24
合計	59	818	26	2,702	85	3,520

※山口県地域防災計画における川の氾濫以外の山崩れ、大雨、暴風、高潮等の要因による孤立危険区域を被害想定の対象とする。

■重要施設の箇所数

（単位：箇所）

	災害対策及び消防拠点施設					避難拠点関係施設					医療救護関係施設				
	耐震ランク				合計	耐震ランク				合計	耐震ランク				合計
	A	B	C	D		A	B	C	D		A	B	C	D	
阿武町	0	0	1	0	1	9	2	1	2	14	0	0	0	0	0

※対象施設は、平成 19 年に県及び市町からデータ収集
※耐震ランク：手法編のとおり

（11）ため池

位　置

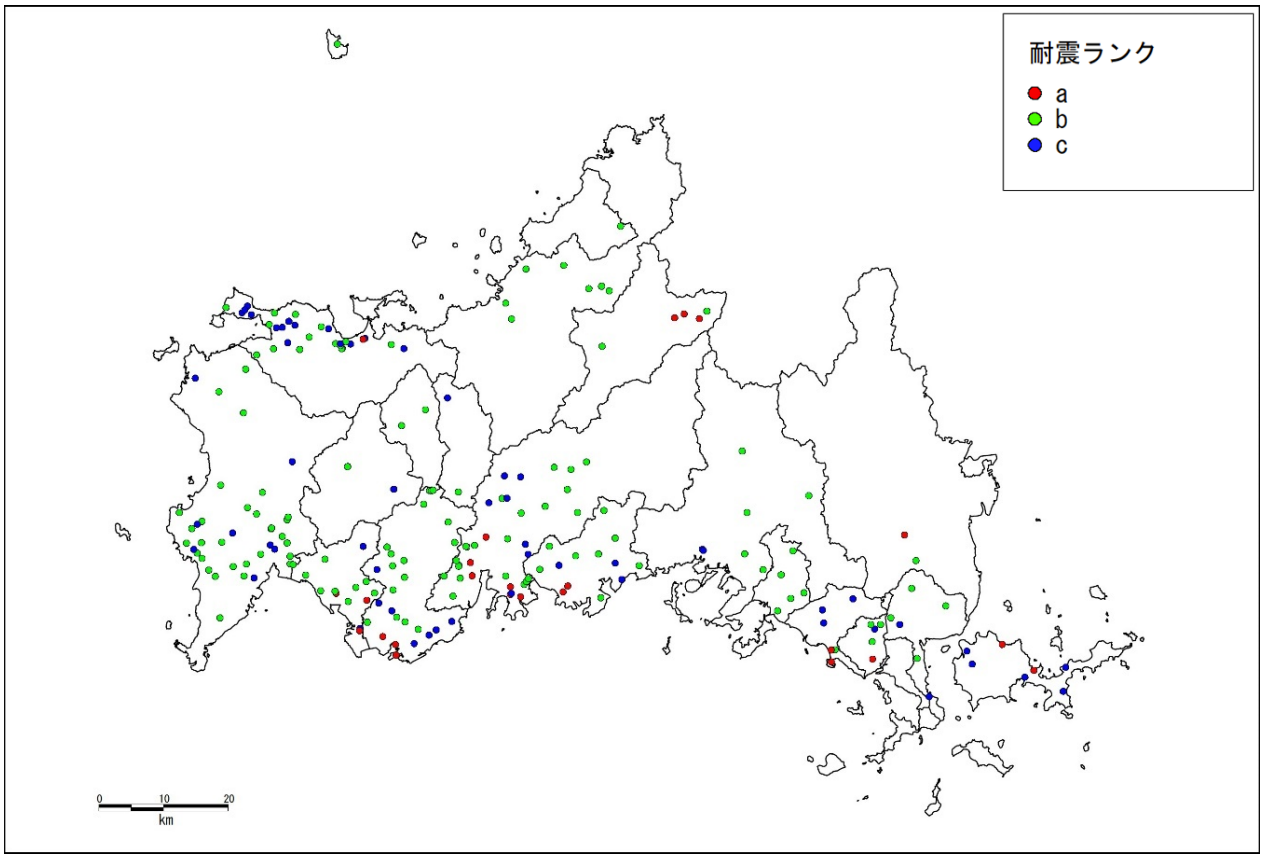

■ため池数

	耐震ランク			合計
	a	b	c	
阿武町	0	1	0	1

※被害想定戸数 10 戸以上かつ貯水量 5000 ㎥以上のため池を対象とする。
※ため池の耐震ランクは提体の形式、形状、地盤条件より設定。

（12）経済被害

■本町の地震別経済被害総額

（単位：百万円）

	直接被害			間接被害						合計
	建物倒壊等による資産への被害	社会基盤への被害	小計	資本・労働力損失等による生産減	産業基盤の機能支障による被害額	観光関連産業における生産減少	取引関係を通じた波及的生産減	消費需要の減少に伴う生産減少	小計	
東南海・南海地震	0	0	0	0	0	0	61	19	80	80
安芸灘～伊予灘の地震	3	186	190	0	0	0	31	7	39	228
大竹断層（小方－小瀬断層）	15	393	408	2	0	0	327	86	415	823
菊川断層	0	16	16	0	0	0	156	43	199	215
大原湖断層系（山口盆地北西縁断層）	0	16	16	0	91	0	130	40	261	277
大原湖断層系（宇部東部断層＋下郷断層）	22	720	742	3	0	0	254	71	328	1,070
中央構造線断層帯（石鎚山脈北縁西部～伊予灘）	26	856	883	3	0	0	90	25	119	1,002

■本町の建物倒壊等による直接被害

（単位：百万円）

	家計部門			産業及び公共部門				倒壊建物等の除却・処理費	合計
	住宅	家財	小計	建物	機械・装置	在庫	小計		
東南海・南海地震	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安芸灘～伊予灘の地震	2	0	2	1	0	0	1	0	3
大竹断層（小方－小瀬断層）	6	1	7	7	0	0	7	0	15
菊川断層	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大原湖断層系（山口盆地北西縁断層）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大原湖断層系（宇部東部断層＋下郷断層）	10	2	11	10	0	0	10	1	22
中央構造線断層帯（石鎚山脈北縁西部～伊予灘）	12	2	14	11	1	0	12	1	26

※小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。

■本町の社会基盤への直接被害

（単位：百万円）

	ライフライン						交通施設				その他	合計
	電力施設	通信施設	ガス施設	上水道施設	下水道施設	小計	道路	鉄道	港湾	小計	砂防	
東南海・南海地震	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安芸灘～伊予灘の地震	0	0	0	0	56	56	130	0	0	130	0	186
大竹断層（小方－小瀬断層）	0	0	0	1	66	66	45	0	0	45	282	393
菊川断層	0	0	0	0	13	13	3	0	0	3	0	16
大原湖断層系（山口盆地北西縁断層）	0	0	0	0	13	13	3	0	0	3	0	16
大原湖断層系（宇部東部断層＋下郷断層）	0	0	0	1	218	219	219	0	0	219	282	720
中央構造線断層帯（石鎚山脈北縁西部～伊予灘）	0	0	0	1	183	184	391	0	0	391	282	856

※小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。

■本町の社会基盤への間接被害

（単位：百万円）

	資本・労働の損失、操業停止			産業基盤の機能支障					観光関連産業の生産減少	取引による波及的被害	消費需要減少による生産減	合計
	資本損失	労働力損失	コンビナート停止	停電	上水道	工業用水道	道路迂回	港湾				
東南海・南海地震	0	0	0	0	0	0	0	0	0	61	19	80
安芸灘～伊予灘の地震	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31	7	39
大竹断層（小方－小瀬断層）	2	0	0	0	0	0	0	0	0	327	86	415
菊川断層	0	0	0	0	0	0	0	0	0	156	43	199
大原湖断層系（山口盆地北西縁断層）	0	0	0	0	0	0	91	0	0	130	40	261
大原湖断層系（宇部東部断層＋下郷断層）	3	0	0	0	0	0	0	0	0	254	71	328
中央構造線断層帯（石鎚山脈北縁西部～伊予灘）	3	0	0	0	0	0	0	0	0	90	25	119

※小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。

第２編　災害予防計画

第１章　防災思想の普及啓発

基本編第２編第１章「防災思想の普及啓発」を準用する。

第２章　防災活動の促進

第１節　消防団の育成強化

基本編第２編第２章第１節「消防団・水防団の育成強化」を準用する。

第２節　自主防災組織の育成

基本編第２編第２章第２節「自主防災組織の育成」を準用する。

第３節　自主防犯組織の育成

基本編第２編第２章第３節「自主防犯組織の育成」を準用する。

第４節　企業防災活動の促進

基本編第２編第２章第４節「企業防災活動の促進」を準用する。

第３章　防災訓練の実施

基本編第２編第３章「防災訓練の実施」を準用する。

第４章　地震に強い都市・農山漁村構造の形成

基本的な考え方

・町は、避難地、避難路、防災活動拠点ともなる道路、公園、河川、港湾など防災安全整備等の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、防災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に強いまちの構造の形成を図る。また、避難地、避難路、消防用施設等の整備を促進し、災害に強い安全な生活環境の確保を図る。

担当課

総務課、まちづくり推進課、農林水産課、土木建築課

節の構成

第１節　避難地の整備
第２節　避難路の整備
第３節　延焼遮断帯の整備
第４節　道路の整備
第５節　公園の整備
第６節　河川・海岸の整備
第７節　港湾・漁港の整備
第８節　農山漁村地域の防災対策の推進

第１節　避難地の整備

１　震災時の一次的避難場所として、広場、公園及び学校運動場等を避難地として指定し確保する。
２　避難地は、避難距離が長くならないようできるだけ町民の身近な場所に確保する。
３　避難地を確保するため、公共用地、近郊の緑地、農地等の利用について検討する。

第２節　避難路の整備

１　町民が安全に、短時間に避難できる避難路を指定する。
２　避難路の安全を確保するため、指定に当たっては、震災時に障害物件の発生のおそれが少なく、幅員の確保できる道路を選定する。
３　安全な避難路を確保するために必要な対策をとる。

第３節　延焼遮断帯の整備

災害の拡大を防止するため、道路、河川、鉄道及び公園等を活用した延焼遮断帯の整備に努める。

第４節　道路の整備

道路は、防災活動、緊急輸送等防災対策を進める上で、きわめて重要な役割を担っていることから、幹線道路を中心に耐震性の確保や幅員の確保等整備を進めていく。

第５節　公園の整備

１　公園は、地域の町民のレクリエーション、スポーツ等の日常生活上重要な施設であると同時に、延焼防止、あるいは避難地として重要な役割を担っており、計画的な整備に努める。
２　一定規模以上の公園については、防災資機材等の備蓄等防災機能を備えた防災公園として整備するよう努める。

第６節　河川・海岸の整備

河川・海岸付近の住宅地への浸水被害を防止するため、護岸や堤防、排水機場等の耐震性の確保に努めるとともに、消防水利施設としての取水、貯留施設の整備、緊急時に活用できる護岸敷道路の整備など、防災上必要な施設整備に努める。

第７節　港湾・漁港の整備

緊急物資の輸送、被災者の搬送等の拠点、避難地としての重要な役割を担うため、耐震強化岸壁など必要な整備を進める。

第８節　農山漁村地域の防災対策の推進

農山漁村地域においては、地すべり地域、山地災害危険地域等危険地域が数多く存在しており、また、漁村地域においては、湾入や傾斜地が多く、人家が密集するとともに、交通が遮断されるなど、災害の危険度の高い地域が多いことから、避難路、避難広場、防火水槽等の防災施設の整備や、地すべり防災対策等の防災対策を推進する。

第５章　建築物・公共土木施設等の耐震化

基本的な考え方

・震災時における避難、救護その他応急対策活動の拠点となる建築物等防災上重要な公共建築物をはじめ、道路、鉄道、港湾、漁港等の輸送施設、上下水道、電力、ガス、電話等のライフライン施設、河川及びその他の公共土木施設は、町民の日常生活及び社会経済活動においても重要な役割を果たす。したがって、これらの公共施設等について、事前の予防措置としての耐震化を進めることが重要であり、各施設ごとに耐震性を備えるよう国等が示す設計指針、山口県耐震改修促進計画等をもとに、耐震性の強化を図っていく。

・また、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、店舗や旅館等の不特定多数の者が利用する大規模建築物、老人ホーム等の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する大規模建築物及び危険物の貯蔵等に供する大規模建築物をはじめ、多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震診断・改修を行うよう指導するとともに、これ以外の一般建築物についても、耐震診断・改修に関する普及啓発に努める。

担当課

総務課、土木建築課

節の構成

第１節　建築物の耐震化
第２節　ライフライン施設の耐震化
第３節　交通施設の耐震性の確保等
第４節　河川、海岸、港湾・漁港、砂防及び治山施設等の耐震性の確保

第１節　建築物の耐震化

第１項　構造物・施設等の耐震設計の目標

１　供用期間中に１～２度程度発生する確率を持つ一般的な地震動に際しては、機能に重大な支障が生じないこと。

２　発生する確率は低いが、直下型地震や海溝型巨大地震による高レベルの地震動に際しても、人命に重大な影響を与えないこと。

３　さらに、構造物・施設等のうち次のものについては、重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物、施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。
（１）一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるもの
（２）広域的な経済活動等に対し著しい影響を及ぼすおそれがあるもの
（３）多数の利用者等を収容する建築物等

４　構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保する方策についても検討を進める。

第２項　町所有建築物等の耐震化

１　防災上重要な建築物の耐震化及び地盤液状化対策

震災時における活動の拠点となる施設を防災上重要な建築物として、重要度を考慮し、建築基準法の目標に比べ耐震性能に余裕をもたせ、重点的に耐震性の確保を図る。

また、地盤液状化が予想される地域では、強固な地盤まで基礎杭工や地盤改良など、液状化対策についても検討を進める。

防災上重要な建築物

（１）災害対策本部組織が設置される施設(役場本庁、支所等)
（２）医療救護活動施設(診療所等)
（３）応急対策活動施設(教育委員会(町民センター)等)
（４）避難収容施設(各公民館、阿武町体育センター、町立学校体育館等)
（５）社会福祉施設等(保育園、老人ホーム等)
（６）不特定多数のものが利用する施設

２　耐震診断の実施

防災上重要な建築物及びその他の町有建築物について、計画的に耐震診断を実施する。

３　耐震補強工事の実施

耐震診断の結果に基づき各施設管理者は、必要に応じ耐震補強工事を計画的に実施し、耐震性の向上を図る。

４　建築設備等の整備

ライフライン系統の不測の事態に備えて、震災後も継続してその機能が果たせるよう建築設備等(貯水槽、非常用電源等)の整備に努める。

第３項　公共的施設の耐震化

公共的施設の管理者に対して、耐震性の確保について指導する。

第４項　一般建築物の耐震化

既存建築物のうち、昭和 56 年の建築基準法改正以前の旧基準により建築された建築物については、耐震性が十分でないことから、一般の町民に対して、耐震診断・改修に関する普及啓発等により既存建築物の改修を促進する。

第５項　被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定制度の確立

町は、県と協力して、被災した建築物が引き続き安全に居住できるかどうか、また、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を行う応急危険度判定制度を確立する。

１　応急危険度判定に関する普及、啓発
２　県は、応急危険度判定士を養成、登録
３　本町、県及び建築士会等関係機関との連携体制の整備

第６項　落下倒壊危険物対策

地震の発生により構築物等が落下、倒壊することによる危険を防止するため、施設等の設置者及び所有者は、下記構築物の点検、補修、補強等を行う。

町は、自ら点検、補修、補強等を行うとともに、県と協力し設置者及び所有者に対して指導を行う。

物件名	実施者	措　置　等
道路標識等	管理者	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。
交通信号機等	管理者	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。
街路樹（枯死）等	管理者	樹木除去等適切な管理措置を講じるように努める。
電柱・街路灯	管理者	設置状態の点検を行い、倒壊等の防止を図る。
バス停上屋等	設置者	新設については、安全性を厳密に審査する。 既存のものは、各施設管理者による点検、補強等を進める。
看板、広告等	管理者	許可及び許可更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求めるなどし、安全性の向上を図る。
ブロック塀	所有者	既存のブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては改良等を行う。新設するものについては、安全なブロック塀を設置する。
ガラス窓等	所有者	破損、落下により通行人に危害を及ぼさないよう補強する。
自動販売機	管理者	転倒により道路の通行及び安全上支障のないよう措置する。
樹木、煙突	所有者	転倒等のおそれのあるもの、不要なものは除去に努める。
外壁	所有者	落下により通行人に危害を及ぼさないように措置する。
大規模空間における天井	所有者	落下により使用者等に危害が出ないように措置する。
エレベーター	所有者	地震時に閉じ込め事故が発生しないように必要な措置を講じる。

第２節　ライフライン施設の耐震化

電気、ガス、電話、上下水道等のライフライン施設が被災した場合、町民の生活へ与える影響は極めて大きいことから、ライフライン関係機関では、施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を推進する。

町は、県等関係機関と密接な連携を図り、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を推進する。

また、ライフライン関係機関は、施設の機能の確保を図るため、自らが所有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を推進する。

第１項　電気

送電設備、配電設備の耐震設計を行う。

１　送電施設

架空電線路　……　地震の影響は、風荷量に比べ小さいので、これにより設計する。

地中電線路　……　軟弱地盤箇所の洞道、大型ケーブルヘッド、マンホール内のケーブル支持用ポールについて耐震設計を行う。

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その他の地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

２　配電施設

架空電線路　……　電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中電線路　……　地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

地震力の影響は、氷雪、風圧及び不平均張力による荷重に比べ小さいのでこれにより設計する。

第２項　ガス

今後の構造物、施設等の耐震設計に当たっては、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障を生じず、かつ高いレベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないこと。この考えに基づき耐震性を確保する。

１　製造関係

（１）新設設備については、耐震設計指針に基づく設計、施工を行い、耐震性の維持管理に努める。

（２）既設設備については、可能な限り耐震性の検証を行い対応する。

２　供給関係

（１）導管のブロック化を推進し、二次災害の防止、復旧時の早期対応を容易にする。

（２）耐震性、耐腐食性に優れた導管材料を使用する。（ポリエチレン管の積極的な敷設）

（３）耐震性に問題のある経年管の計画的な取替え、更生修理を推進する。

第３項　電話

システムとしての信頼性向上を図る。

1　設備自体の強化として、建物、鉄塔の耐震補強、機器の耐震補強及びケーブルの洞道への収容、通信ケーブルの地中化を行う。

2　冗長化による信頼性向上として、交換機の分散、伝送路(長距離伝送路)の多ルート化等を行う。

第４項　上水道施設

水道事業者は、水道施設の耐震化について、具体的に目標を定め、計画的に事業を推進する。

・緊急を要する弱点対策に努めること。
・耐震性、耐久性に優れた配管材料を使用し、経年管の計画的な整備を推進すること。
・広域バックアップ体制の設備、緊急時給水能力の強化等に努めること。

第５項　下水道施設

「下水道施設の耐震対策指針」に基づき、震災時においてもライフラインとしての下水道機能を確保することを基本とし、

・下水道施設の構造面での対策
・下水道システム面での対策
・体制面での対策

を行い、下水道施設の耐震性能の向上を図る。

第３節　交通施設の耐震性の確保等

鉄道、道路等は、社会経済活動、町民の日常生活及び地震発生時の応急対策活動に重要な役割を果たすことから、各施設等の耐震設計やネットワークの充実などにより、耐震性の確保に努める。

第１項　鉄道施設

鉄道施設のうち、橋梁等の重要施設について、耐震性の調査点検及び耐震補強方法の検討を行い、耐震性向上の必要な施設については、施設補強、更新、改築等の倒壊防止策を輸送量の多い線区から優先的に順次整備を実施する。

１　橋梁の整備

橋梁の調査点検を実施し、その結果に基づいて落橋防止等必要な工事を実施し、耐震強化を図る。

２　その他

落石及び法面等について調査点検を実施し、その結果に基づいて必要な補修工事を計画的に行う。

第２項　道路施設

国道、県道、町道及び農道・林道等の各道路管理者は、震災時の避難及び緊急物資の輸送に支障が生じないよう必要なものについて耐震点検を行い、補強等を実施する。

１　落石等通行危険箇所対策

各道路管理者は、管理道路の落石、法面等通行危険箇所について、総点検を実施し、その結果に基づいて、法面防護施設工事等の予防工事を実施し、危険箇所の解消を図る。

２　橋梁及び横断歩道橋の整備

各道路管理者は、橋梁及び横断歩道橋の必要なものについて耐震点検を行い、その結果に基づいて、必要な補強工事を実施し、耐震強化を図る。

３　トンネルの整備

各道路管理者は、トンネルの必要なものについて耐震点検を行い、その結果に基づいて、必要な補修工事等を実施し、耐震強化を図る。

第４節　河川、海岸、港湾・漁港、砂防及び治山施設等の耐震性の確保

第１項　河川

堤防、水門及び排水機場等河川関連施設の必要なものについて耐震点検を行い、その結果に基づいて、必要な改良工事を行う。

さらに、河川情報の一元管理と伝達の円滑化を図り、被災流域における水害による二次災害を防止するための情報システムの整備を図る。

第２項　海岸

人家等が集中しているゼロメートル地帯において、海岸保全施設の必要なものについて耐震点検を行い、その結果に基づいて、必要な補強工事を実施し、耐震強化を図る。

第３項　港湾・漁港

緊急物資や人員の海上輸送が確保できるよう、必要なものについて耐震強化岸壁の整備を進める。

第４項　砂防施設等

荒廃渓流については、砂防ダム及び流路工を施工し、土石流防止、土砂かん止調節、渓岸の浸食防止及び渓流の縦浸食防止を図り、地震による被害を未然に防止する。

土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）については、擁壁の設置等急傾斜地崩壊工事を施工し、地震による崖崩れを未然に防止する。

土砂災害警戒区域（地すべり）については、地すべり防止工事を施工し、地すべりによる被害の防止を図る。また、既設工作物については、常時点検を行い、施設の機能の維持に努める。

第５項　治山施設

山腹崩壊地及び山腹崩壊危険地に対しては、土留工等の基礎工を施工し、山腹斜面の早期緑化を図り、山腹崩壊による被害を未然に防止する。

荒廃渓流等に対しては、治山ダム工等を施工し、土石流及び渓床、渓岸の荒廃を防止し、渓流の安定及び山脚の固定を図り、流出土砂による被害を未然に防止する。

また、既設工作物については、常時点検を行い、施設の機能の維持に努める。

第６項　ため池

農業用ため池のうち、老朽化の甚だしいもの及び耐震構造に不安があるものについては、現地調査を実施するなどして、施設の危険度を判定し、堤体の補強、漏水防止、余水吐及び取水施設等の改善を行うとともに、適切な維持管理に努める。

第６章　土砂・地盤災害の予防

基本的な考え方
・地震による山腹崩壊、土石流、地すべり、がけ崩れ等の山地災害を未然に予防又は軽減するためには、土地の地形・地質を十分に把握し、土砂災害に対する予防的な対策工事等を計画的に実施していく必要がある。また、液状化等地盤災害は、地域特性が極めて顕著な現象であることから、対策の実施に際しては地域の特性を十分に調査検討し、その結果を反映したきめ細かなものにする必要がある。
担当課
総務課、土木建築課
節の構成
第１節　土砂災害の予防 第２節　地盤災害の予防

第１節　土砂災害の予防

第１項　山地災害危険地対策

１　山地災害危険地区の調査

山腹崩壊、土石流及び地すべり等による災害が発生するおそれがある地区を調査し、その実態を把握する。

２　治山事業の実施等

山地災害危険地区調査等に基づく山地災害危険地区及び人家・公共施設等に近接する山地については現況を十分把握し、適宜関係機関と調整を図り、治山事業の実施、危険地の周知等の措置を講じる。

第２項　土石流予防対策

砂防指定地内における土砂の掘削、立竹木の伐採等治水砂防上有害な行為を制限するとともに、荒廃渓流における砂防ダム・流路工等の砂防施設の整備を推進する。

第３項　地すべり予防対策

通常の地すべりは傾斜面に多く、土層の移動が継続かつ緩慢であるが、地震動によって引き起こされる地すべりは、移動が急激な場合も考えられ、多大な被害をもたらす危険性がある。このため、地すべり防止区域内では、切り土・盛土等の行為を制限するとともに、危険度の高いところから地すべり防止工事を推進する。

第４項　がけ崩れ予防対策

急傾斜地崩壊危険区域では、崩壊を助長するような行為を制限し、急傾斜地崩壊対策事業の実施を促進する。

第５項　土砂災害警戒区域に対する警戒避難態勢の整備

土砂災害警戒区域付近の町民に対して、異常な状況の早期発見に留意するよう啓発するとともに、警戒区域・避難地・避難路等土砂災害に関する情報の整備並びに提供に努める。

第６項　斜面判定士の養成

県は、震災後の土石流、地すべり及びがけ崩れの危険度を判定する技術者を養成するとしている。

第２節　地盤災害の予防

第１項　液状化危険地域の予防対策

沖積層の堆積している地域では、その地質と地下水の条件により地盤の液状化現象が発生し、建築物や地下埋設物に対して被害をもたらす可能性がある。

１　町や公共・公益施設の管理者は、施設の設置に当たっては、地盤改良により液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を実施するほか、大規模開発に当たっても十分な連絡・調整を図るよう努める。

２　個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてマニュアル等による普及を検討していく。

第２項　造成地の予防対策

造成地に発生する災害の防止については、宅地造成開発許可及び建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。

また、造成後は巡視等により、違法開発行為の取締まり、梅雨期や台風期前の巡視強化及び注意の呼びかけを行うなどして、災害の防除に努める。

［災害防止に関する指導基準］

１　災害危険度の高い区域

地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の各区域内の土地については、都市計画法に基づき、原則として開発計画を認めない。

２　人工崖面の安全措置

宅地造成により生じる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講じる。

３　軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。

第７章　災害情報体制の整備

基本的な考え方
・大規模地震が発生した場合には、同時多発の災害により、混乱をきたし、的確な情報の収集が困難となるおそれがある。町及び防災関係機関が緊急対策、応急対策を迅速かつ的確に実施し、対処するためには、災害情報の収集・連絡体制の整備及び通信手段の整備拡充を図る必要がある。また、被災者等への的確な情報を提供する体制及び施設、設備の整備を図る必要がある。
担当課
総務課
節の構成
第１節　災害情報の収集、連絡体制

第１節　災害情報の収集、連絡体制

第１項　情報通信体制の確保

１　町の対策

災害時の災害情報の収集、伝達機能に支障を来さないように町及び防災関係機関は、次のような安全対策を講じる。

また通信設備のみならず庁舎全体の停電対策に配慮したものへ整備していく。

（１）通信機器の安全対策

ア　非常用電源の確保

自家発電設備、無停電電源装置及びバッテリー等の予備電源の整備促進を図る。また断水時への備えについても配慮する。

イ　地震動対策

（ア）各種機器には転倒防止措置を講じる。

（イ）気象情報、災害情報等の情報収集伝達機器等が設置される場所は、振動を緩和する免震床等とすることについても検討を行っていく。

（２）通信路の充実

通信路の多ルート化、通信ケーブル等の地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進等を図っていく。

（３）非常通信の確保

非常通信協議会と連携し、非常通信体制の確保を図る。

２　通信網の拡充整備

（１）町は、当該地域の被害状況等の把握、被災した町民等への情報提供に必要な通信網の整備を進めてきているが、更に整備充実を図る観点から次のような対策を講じるよう努める。

ア　管内防災関係機関、応急対策実施機関等との間における防災行政無線の整備

地域の町民に対する災害情報伝達手段である同報系の整備促進、移動系の整備拡充

イ　職員参集システムの整備推進

ウ　防災相互通信用無線の整備

エ　衛星携帯電話の整備

（２）多様な情報収集ルートを確保する観点から、民間企業等(タクシー等の業務用移動系、アマチュア無線等による移動系の活用)、報道機関、町民等からの情報収集ルートについても

整備を進める。
（３）パソコン通信による通信手段の整備について検討を進める。

３　情報収集・伝達体制の整備

町及び防災関係機関は、大規模災害の発生時に情報収集・伝達連絡業務に支障を来さないようにするため、体制の整備確立に努める。その際、夜間休日等においても適切に対処できる体制となるようにする。

（１）情報収集連絡窓口の明確化、責任者、担当者の予め指定
（２）被災現場での情報収集担当地域及び担当者の予め指定、情報収集資機材の確保対策等
（３）通信機器の運用計画(移動系の通信輻輳等に関連して)
（４）災害時に使用する災害応急用復旧無線の効果的活用、運用方法等の習熟
（５）航空機、車両等による機動的な情報収集活動ができるよう防災関係機関で事前に調整するなど、体制を整備
（６）防災相互通信用周波数を実装した無線機の確保と無線運用マニュアルを整備

４　災害観測機器等の整備

（１）災害観測機器等の整備

町は、国及び県が機器等を設置する場合、用地のあっせん等について協力する。

（２）情報処理分析体制等の整備

ア　災害情報データベースシステムの整備

町及び県は、日頃からの自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集・蓄積に努め、防災マップの作成、地理情報システムの構築に努めるなど、災害時に活用できるような災害情報データベースシステムの整備に努める。

イ　情報の分析整理

町及び県は、収集した情報を的確に分析整理するため、必要な人材の育成を図るとともに、必要に応じて専門家の意見が活用できるシステム作りに努める。

５　電気通信事業者(西日本電信電話(株))

（１）電気通信事業者の防災計画

ア　被災地に対する通信の途絶防止対策

（ア）伝送路のループ化を推進する。
（イ）孤立防止対策用衛星電話を設置する。
（ウ）特設公衆電話の設置を行う。

イ　異常輻輳対策

（ア）災害時優先電話の通信確保を行う。
（イ）ネットワークの効率的なコントロールを行う。

（２）災害応急対策を円滑に実施するため、特に、緊急を要する応急復旧資機材、救急用物資及び設営用物資の備蓄状況を常に把握し、定期的に点検する。
（３）社員等の動員体制

１次動員体制、２次動員体制を定め、迅速的確な対応が実施できる体制を講ずる。

（４）部外機関に対する応援又は協力の要請方法等

災害が発生した場合に、応援の要請もしくは協力を求める必要があることを想定し、必要な体制を整備しておく。

（５）防災に関する訓練

ア　防災を安全にして円滑かつ迅速に実施するため、電気通信設備等の災害応急復旧及び通信疎通訓練を県域支店内の各事業所及びＮＴＴグループ各社と協力して、定期又は随時に実施する。

イ　防災計画に基づく訓練については、積極的に参加する。

（６）災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板の運用

被災者等の安否連絡が多発したり電話のふくそうが想定される場合に運用する。

第２項　被災者等への的確な情報伝達

発災後において、被災者の不安、ストレスの解消及び社会秩序の維持等を図るためには、災害情報、生活情報、安否情報等を的確に被災者に対して伝達することが必要となる。

このため、町は、情報伝達手段の多様化、情報伝達体制の充実を図っていく。

１　情報伝達手段の整備

町は、避難地、避難場所等への防災行政無線(同報系)の整備を推進する。

２　情報伝達体制の整備

被災者の情報ニーズは時間の経過とともに変化し、これに的確に対応していくためには、町の対応だけでは十分でなく、県や放送事業者を含めた情報伝達体制の整備が必要となる。

３　町は、被災者に提供する情報の整理

被災者等に提供すべき情報についてあらかじめ整理し、町民等からの問い合わせに対応できる体制を整備しておく。

第８章　災害応急体制の整備

基本的な考え方
・災害応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、本町、県及び防災関係機関は、災害応急体制を整備するとともに、防災関係機関相互の連携を強化する必要がある。
担当課
総務課
節の構成
第１節　職員の体制
第２節　防災関係機関相互の連携体制
第３節　自衛隊との連携体制
第４節　海上保安本部（署）との連携体制
第５節　防災中枢機能の確保、充実

第１節　職員の体制

第１項　町

町は、災害の発生が予測される場合又は災害が発生した場合において、迅速に災害対応を行うため、あらかじめ職員配備体制の整備を図る。

１　配備体制

職員参集基準についての明確化を図るため、配備課、参集者についてあらかじめ基本編第３編第１章　応急活動計画に記載のように定める。

なお、人数は、配備すべき最低の人員数である。また、基準以外の課についても状況により総務課からの連絡により、配備体制をとる。

２　職員の参集基準

（１）第１・第２警戒体制については、輪番によりあらかじめ所属長が指名した職員をもって、配備に当たる。

（２）大規模な火災、交通災害、産業災害等が発生した場合は、当該災害の対策主管課及び、関係課をもって、第２警戒体制に入る。なお、災害対策本部が設置された場合には、全職員による体制となるが、連続した活動が 72 時間を超える場合は交代要員を確保し、過労による二次災害を防止するよう努める。

（３）交通途絶等のため参集することができない場合には、所属長にその旨を連絡するとともに、あらかじめ定められた場所に参集する。

（４）30 分以内で出勤可能な職員のうちから、あらかじめ所属長又は総務課長から指名された職員をもって「緊急初動対策班」を編成する。

（５）交通途絶等のため本庁に参集することができない職員は、在住地の支所に参集する。

３　情報収集手段の確保

職員の参集途上での情報収集伝達手段（携帯電話等）の確保について、整備を進める。

４　初動体制における処理事項

（１）発災直後の緊急措置

勤務時間内に災害が発生した場合、各職場で取るべき緊急措置は次のとおりである。

ア　各庁舎、施設の被害状況の把握と初期消火
イ　来庁者の安全確保と避難誘導
ウ　通信機能、非常用電源機能の確保
エ　庁舎、施設等の緊急防護措置
オ　防災行政無線による災害対応指揮所の設置宣言

（２）災害情報の収集

気象台、県、放送局（ラジオ・テレビ）、インターネット等から災害情報を収集し、警報の発令状況や、今後の気象等の動向を確認する。

（３）発災初期段階の情報収集

災害対策本部設置、あるいは広域応援要請の必要性を判断する上で、必要となる初期段階の情報を収集する。

ア　火災の発生状況、住家の倒壊状況、被災者の動向等
イ　電気、ガス、水道、電話の状況等
ウ　崖崩れ、護岸決壊等
エ　危険物の漏洩、流出等
オ　家屋の浸水等

（４）初動時の連絡調整室の設置

発災当初においては各所属も混乱し、情報の重複、指示の混乱等が起こる事が予想されることから、情報の共有化を図り、当初の対応を一元的に管理する必要がある。

このため協議、調整を行う場所を設けるなどして、発災初期の混乱を防止する。

（５）自衛隊、緊急消防援助隊等の広域応援要請への準備

収集した情報に基づき、必要と判断した場合は、自衛隊、萩市消防本部、国、県等へ必要な応援を要請することとなるから、要請に先立ち派遣準備の要請を行う。

（６）災害対策本部設置の準備

災害対策室の確保、緊急電話、事務機器の準備、災害対策本部設置に必要な諸準備を行う。

５　応急活動に必要なマニュアルの作成等

各対策部は、必要に応じて応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知、定期的に訓練を実施するなどして、使用する資機材や装備の取り扱いの習熟、他の職員、関係機関等との連携等について徹底する。

６　業務継続計画（ＢＣＰ）の策定等

町は、大規模災害が発生し、役場庁舎が被災した場合でも、発災直後からの災害対応業務や優先度の高い通常業務を適切に実施できるよう、業務継続計画（ＢＣＰ）を策定や受援計画、応援計画を策定する。

防災関係機関においても、災害の発生に備え、町、県と同様に非常事態に即応できる体制の整備を図るため、業務継続計画や受援計画、応援計画の作成に努める。

第２節　防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要となることから、町及び防災関係機関は、応急・復旧活動に関し、相互応援協定を締結するなどして、平常時から連携を強化しておく。

第１項　相互応援協定の締結

山口県内広域消防相互応援協定書、山口県消防防災ヘリコプター応援協定を締結している。

第２項　警察及び消防の支援体制の整備

１　警察は、緊急かつ広域的な救助活動等を行うため、全国的に組織された広域緊急援助隊等の整備を図ることとしている。

２　消防は、人命救助、消火活動等を行うために全国的に組織された緊急消防援助隊の整備を図る。

第３項　広域応援体制の整備

１　県、近隣市町（消防本部）、隣接県等からの応援及び受援の窓口、指揮命令系統等に必要な体制をあらかじめ整備しておく。

２　救援活動において重要となる臨時ヘリポート等の確保に努める。

３　町の防災関係部局（警察、消防、海上保安庁、自衛隊、道路管理者、水道事業者を含む）は同一現場で活動する異なる機関相互での情報通信体制を確保するため、防災相互通信用周波数を実装した無線機の確保に努める。

４　防災機関毎に無線の運用、通話方法、用語が異なり、円滑な情報伝達が難しいため、無線局運用規則（昭和25年11月30日電波監理委員会規則第17号）に基づいて、無線通信運用マニュアルを整備する。

第３節　自衛隊との連携体制

自衛隊の災害派遣は、町長が知事に対して自衛隊の災害派遣を要請するように要求することにより、行われるものであるが、通信の途絶等により知事に要求できない場合、町長からの通知を踏まえ自主派遣されることとなっている。自衛隊の災害応急活動が円滑に実施できるよう、あらかじめ次の事項等を定め必要な準備を整えておく。

1　要請の手順及び要請先
2　連絡調整窓口
3　連絡方法
4　連絡先

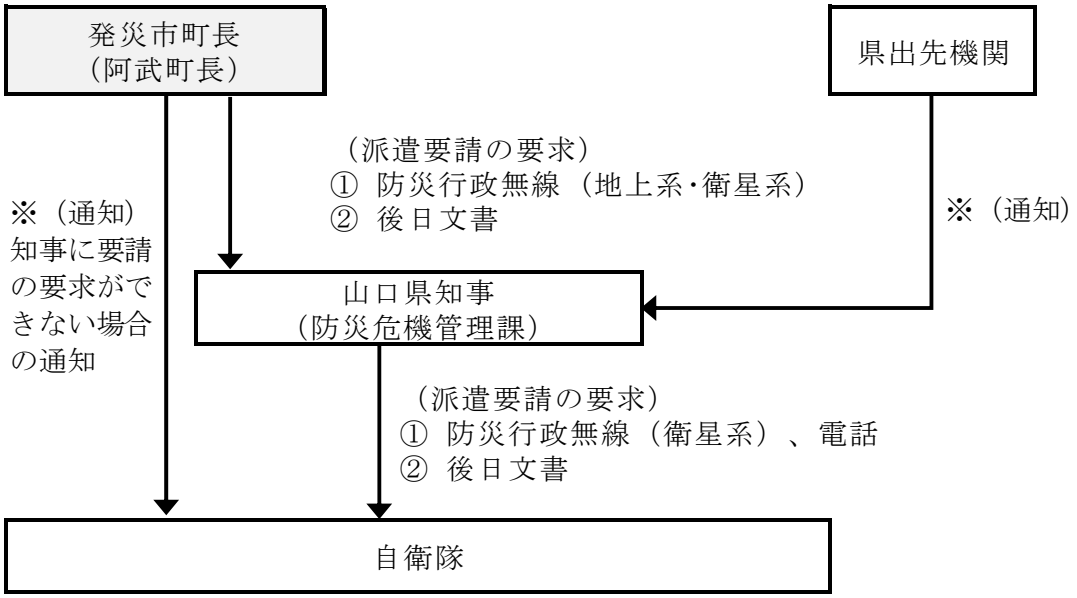

陸上自衛隊第17普通科連隊	083-922-2281 県庁内線5184 防災無線（衛星系）035-217	海上自衛隊第31航空群	0827-22-3181
		海上自衛隊小月教育航空群	0832-82-1180
陸上自衛隊第13旅団	082-822-3101	海上自衛隊下関基地隊	0832-86-2323
陸上自衛隊中部方面隊	072-785-0001	海上自衛隊呉地方隊	0823-22-5511
航空自衛隊第12飛行教育団	0835-22-1950	海上自衛隊佐世保地方隊	0965-23-7111
航空自衛隊航空教育隊	0835-22-1950		
航空自衛隊西部航空方面隊	092-581-4031		
航空自衛隊第17警戒隊	0838-23-2011		
航空自衛隊第３術科学校	093-223-0981		

また、いかなる状況においてどのような分野（偵察、消火、救助、救急等）について、自衛隊の派遣要請を行うのか、平常時からその想定を行うとともに自衛隊へ連絡しておく。

第４節　海上保安本部（署）との連携体制

町は、災害時の海上での災害、海上輸送等における応急対策活動が円滑に実施できるよう、海上保安本部（署）との間の連携体制を整備しておく。また、町及び県は、海上保安庁が洋上で救助した傷病者を迅速に医療機関まで搬送できるよう、消防等とヘリコプター離着陸場等を確保しておくとともに、大型巡視船からの救急搬送も想定し、消防防災ヘリ等による着船訓練の実施に努める。

第５節　防災中枢機能の確保、充実

基本編第２編第６章第６節「防災中枢機能の確保、充実」を準用する。

第９章　避難対策

基本的な考え方
・震災時において、町民の生命、身体の安全、保護を図るため、また、余震、火災等二次災害から町民を守るためには、避難場所、避難経路、誘導方法等について、あらかじめ避難計画を策定しておく必要がある。
担当課
総務課
節の構成
第１節　避難計画 第２節　学校その他防災上重要な施設の避難計画 第３節　応急仮設住宅の建設及び住宅の提供

第１節　避難計画

第１項　避難指示等の基準

町は、避難指示等の発令伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の町民に対して避難指示等を発令するべきか等の判断基準（具体的な考え方）について取りまとめたマニュアル等を整備しておく必要がある。

1　震災による大規模な火災、家屋の倒壊、地すべり、有毒ガス等の二次災害等の発生又はそのおそれのあるとき。
2　気象台から津波予報又は地震・津波情報が発表され、避難を要すると判断されるとき。
3　強い地震(震度４程度以上)を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりと揺れを感じた時で、避難を要すると判断されるとき。

第２項　避難指示等

避難の指示等に当たっては、混乱を招かないよう必要な事項をあらかじめ定める。

1　避難指示等の発令者
2　指示等の理由(避難を要する理由)
3　対象地域の範囲
4　避難の時期、誘導者
5　避難場所、避難経路
6　携帯品の制限等
7　その他災害の状況により必要となる事項

第３項　避難指示等の伝達手段

避難指示等を発令した場合の伝達手段等について、あらかじめ定める。

地域の町民に周知徹底するため、伝達に当たっては、町による対応だけでなく、警察、自衛隊、海上保安署、放送局等の協力による伝達体制を整備しておく。

１　信号による伝達
サイレン等の利用

２　無線、電話、メール及び放送等による伝達
防災無線、電話、ＦＡＸ、メール、有線放送等
テレビ、ラジオ（協力依頼体制の確立も含む）

３　広報車、伝達員による直接伝達
震災時における通信途絶を想定し、自主防災組織の活用や地区ごとの連絡責任者を定めておくなど、 伝達員による伝達体制を整備しておく。

第４項　避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

町は、災害が通過するまでの間、一時的に災害を逃れるための避難場所の指定にあたっては、各地域で想定されるあらゆる災害に対し、安全が確保される施設を指定しておくことが望ましいが、そのような施設を地域内に確保することが困難な場合が多いため、それぞれの災害に応じた避難場所の指定を検討する。

１　避難場所の設置
（１）一次避難場所(空地－田畑、校庭、公園、神社・寺院の境内、グラウンド等)
（２）二次避難場所(避難生活場所となる施設－公民館、集会所、体育館等)
（３）広域避難場所(大規模災害時において、二次災害による広範囲にわたる火災が発生した場合等に避難する大規模避難に適した避難場所－学校施設等)

２　避難予定施設の選定基準
（１）災害種別に応じ避難所の指定を検討し、災害に対する安全性が確保されていること。
（２）避難施設は、対象地区のすべての町民が収容できるよう配慮すること。
（３）１人当たりの必要面積はおおむね２㎡以上とすること。
（４）土砂災害や浸水などの危険のないところ。
（５）液状化のおそれがないところ。
（６）高潮、波浪の影響を受けないところ。
（７）工場、ガソリンスタンド等の危険施設が近くにないところ。
（８）火災の延焼が危惧される木造密集地以外のところとする。この場合、適切な避難地が選定できない場合は、別に定める消防計画で特別消防警戒区域として定め、延焼防止対策を計画しておく。
（９）交通アクセスが容易であるところ。
(10) 耐震性が確保され、液状化のおそれがなく、安全であること。
(11) 大規模な地割れ、崖崩れや浸水などの危険のないところ。
(12) 沿岸地域であれば、津波来襲を考慮に入れた選定をすること。

３　避難場所の区分け
（１）避難場所の区分けの境界線は、学校区、小学校区単位等を原則とするが、主要道路、鉄道及び河川等を横断しての避難とならないよう配慮した区分けとする。
（２）各地区の歩行距離、危険負担がなるべく均等となるよう配慮する。
（３）避難人口は、夜間人口による。

４　避難場所の利用一覧表の作成

上記により選定した避難場所については、次のとおり。

地区名	名称	収容人員	炊き出し	連絡先	指定緊急避難場所との重複
奈　古	町民センター	879	有	08388-2-0501	○
〃	体育センター	359	無	08388-2-0501	○
〃	阿武中学校屋内運動場	234	無	08388-2-2032	○
〃	県立萩高等学校奈古分校屋内運動場	372	無	08388-2-2333	○
福　賀	のうそんセンター	257	有	08388-5-0211	○
宇田郷	ふれあいセンター	259	有	08388-4-0211	○
奈　古	道の駅阿武町	48	有	08388-2-0355	○
〃	まちの縁側拠点施設ＡＢＵキャンプフィールドＥＮＧＡＷＡ　ＢＡＳＥ	20	有	08388-2-3000	○
〃	特別養護老人ホーム恵寿苑（福祉避難所）	10	有	08388-2-0088	
〃	高齢者福祉施設清ヶ浜清光苑（福祉避難所）	20	有	08388-2-3071	
福　賀	高齢者福祉複合施設いらお苑（福祉避難所）	10	有	08388-5-5100	

※指定緊急避難場所は、一時的な避難で指定する避難場所である。

※避難場所は上記を指定済みであるが、開設については災害の種別及び規模によって判断する。

５　避難予定場所となる施設管理者との事前協議

（１）避難予定場所の施設管理者とあらかじめ協議し、使用に当たっての契約等を取りかわしておく。

（２）連絡方法及び連絡事項について定めておく。

（３）管理責任者を予定しておく。

第５項　避難場所への経路及び誘導方法

高齢者、障害者等の要配慮者に対する避難誘導(地域の町民、自主防災組織等の協力による避難誘導)について考慮した内容に努め､避難誘導計画を作成する。

１　避難誘導体制

（１）誘導責任者、協力者

誘導機関としては、警察、消防機関、町職員、その他責任ある立場にあるもの等色々考えられるが、昼間における不在の場合等を考慮して、避難誘導が迅速に行われるよう警察官、町職員以外に地域の誘導責任者を定め、協力者を選ぶ。本町においては、消防団及び学校区役員が主にその任に当たる。

（２）避難指示者(町長、警察官、海上保安官)と誘導担当機関との連絡

指示者と誘導担当機関(者)は、異なる場合が多いと思われるので、相互の連絡を密にして意思の疎通を図る。

（３）避難誘導標識等の整備

避難誘導標識等の整備に努め、日頃から地域の町民に避難場所及びその位置、避難経路の周知徹底を図る。

また、夜間照明、外国語標示の設置に努める。

２　避難経路の選定

（１）避難経路を２箇所以上選定する。

（２）相互に交差しない。

（３）火災・爆発等の危険度の高い施設等がないよう配慮する。

（４）河川、海岸から離れていること。

（５）土砂災害危険箇所に該当しないこと。

（６）町民の理解と協力を得て選定する。

（７）避難経路を要所ごとに表示するなど、避難場所を日頃から町民に周知徹底する。

（８）安全な避難路は自分で歩いて安全を確認しながら決める必要がある。

（９）幅の狭い道路、ブロック塀、老朽家屋、大きな看板、自動販売機、電柱に注意する。

(10) 橋梁を避ける

※　「避難路」とは地区の主要道路で、避難するのに利用できる道路です。

第６項　避難順位の一般的基準

避難は要配慮者を優先する。

第７項　携帯品の制限の一般基準

携帯品については、災害の状況及び避難措置の程度により制限することについて、あらかじめ定めておく。

１　携帯品として認められるもの

貴重品（現金、預金通帳、印鑑、免許証・健康保険証（カード））、常備薬（処方箋も含む）、懐中電燈、携帯ラジオ

２　余裕がある場合

上記の他若干の食料品、日用品等

第８項　避難場所の運営管理

町は、避難場所における活動を円滑に実施するため、避難所の運営に関するマニュアル等を策定し、必要となる事項について、あらかじめ定めておく。

また、町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供、食物アレルギーに配慮する。

１　管理運営体制の確立

管理責任者、連絡員(災害対策本部、応急救護所、物資集積所等との連絡) について、あらかじめ定めておく。

２　避難者名簿(様式の作成)

３　避難収容中の秩序保持(管理要領)
　集団生活に最低限必要な規律等
４　災害情報等の伝達(生活情報、安否情報、応急対策実施情報等)
５　各種相談業務

第９項　避難場所開設に伴う被災者救援措置

１　給水措置
２　給食措置
３　毛布、寝具等の支給
４　衣料、日用品の支給
５　負傷者に対する応急救護

第 10 項　避難場所の整備に関する事項

１　避難生活の環境を良好に保つための設備整備(換気、照明等)
２　避難場所として必要な施設・設備の整備(貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、通信機器等)
３　災害情報の入手に必要な機器の整備(テレビ、ラジオ等)
４　避難場所での備蓄
　食料品、水、常備薬、マスク、消毒液、体温計、間仕切り、炊き出し用具、毛布、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用電源等避難生活に必要な物資

第 11 項　避難場所、避難時の心得、避難経路等についての普及啓発

１　平常時における広報
（１）広報紙、掲示板、パンフレット等の作成及び配布
（２）町民に対する巡回指導
（３）防災訓練等の実施

２　災害時における広報
（１）広報車による周知
（２）避難誘導員による現地広報
（３）町内会等自主防災組織を通した広報

第 12 項　被災者支援

１　罹災認定
　罹災認定、罹災証明書交付等の担当部署を明らかにし被災者の支援体制の整備を図る。

第 13 項　土砂災害警戒区域の指定のあった場合の措置

１　土砂災害警戒区域ごとに、次の事項を本計画に定める。
（１）土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
（２）避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
（３）災害対策基本法第48条第１項の防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
（４）土砂災害警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該施設の名称及び所在地
（５）救助に関する事項
（６）上記に掲げるもののほか、土砂災害警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
２　町防災会議は、上記１の規定により本計画において上記１（４）に掲げる事項を定めるときは、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、上記１（１）に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定める。
３　土砂災害警戒区域をその区域に含む町の長は、本計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を町民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。
４　本計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成する。
５　上記４の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、上記４の計画を作成したときは、遅滞なく、これを町長に報告する。これを変更したときも、同様とする。
６　町長は、上記４の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が上記４の計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
７　町長は、上記６の指示を受けた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
８　上記４の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、上記４の計画で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における上記４の要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を町長に報告しなければならない。
９　町長は、上記５又は８の規定により報告を受けたときは、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。

第 14 項　浸水想定区域の指定のあった場合の措置

水防法第 15 条の規定に基づき、浸水想定区域の指定があったときは、当該浸水区域ごとに洪水予報の伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項を、本計画に定める。

第２節　学校その他防災上重要な施設の避難計画

基本編第２編第７章第２節「学校その他防災上重要な施設の避難計画」を準用する。

第３節　応急仮設住宅の建設及び住宅の提供

基本編第２編第７章第３節「応急仮設住宅の建設及び住宅の提供」を準用する。

第 10 章　救助・救急、医療活動

基本編第２編第８章「救助・救急、医療活動」を準用する。

第 11 章　火災予防対策

基本的な考え方
・大規模地震は、同時多発の火災が発生し、甚大な被害を及ぼすことから町は、平常時における出火防止を基本とした予防対策を推進することが必要である。
担当課
総務課
節の構成
第１節　出火防止 第２節　初期消火 第３節　消防力の強化

第１節　出火防止

第１項　一般火気器具からの出火防止

地震時におけるガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具からの出火は、近年その割合を減少させているが、地震の発生直後に同時多発し消火が困難であること、ガスや油類は他の発火源における出火においても着火物となる可能性が高いことから一般火気器具からの出火防止は重要である。

地震が発生した場合には、火を消すこと、火気器具周辺に可燃物を置かないこと、落下物に配慮した場所に火気器具を設置すること等の防災教育を積極的に推進する。

また、過熱防止装置の付いたガス器具、耐震自動消火装置付き石油ストーブ、耐震自動ガス遮断装置等の普及促進を図る。

第２項　電気器具からの出火防止

近年の地震災害による出火原因では、電気関係による割合が増えていたが、阪神・淡路大震災では、「不明」を除き「電気による発熱体」が発火源の最多となり、この傾向が顕著となっている。

また、停電後の通電により地震から数時間を経過して出火するという新たな形態の火災が起きており、電気器具からの出火防止対策を講じていく必要がある。

電気ストーブ及び電気コンロについては、一般火気器具の出火防止同様、器具周辺に可燃物を置かないこと、落下物に配慮した場所に器具を設置すること等の防災教育を積極的に推進する。

特に電気ストーブでは、落下物によりスイッチが入ったと考えられる事例や落下物の周辺の散乱物等により転倒状態であっても耐震装置が働かなかったと考えられる事例、観賞魚用ヒータが空気中に露出し、過熱状態であってもサーモスタットが機能しなかったと考えられる事例等従前の予想を超える事象が発生したことに留意し、地震が発生した場合には使用中の電気器具のスイッチを切り、電熱器具等の電源プラグを抜くとともに、避難時にはブレーカーを切ることを町民に啓発することや感震ブレーカー等の普及促進を図っていく。

第３項　化学薬品からの出火防止

学校、研究機関、工場等で使用される化学薬品は、容器の損壊、混合・混触等により自然発火するおそれがある。

このため、適正な保管、容器や棚の転倒防止措置についての徹底を図っていく。

第４項　その他の出火防止

１　電気関係

阪神・淡路大震災においては、復旧に伴う通電により、スパークやショートなどを原因とした火災が多く発生したことから、避難するときにブレーカーを切るといった出火防止のための防災知識の普及啓発を推進する。

２　危険物施設

危険物施設については、出火した場合には付近に与える影響が極めて大きいことから、耐震性の確保等一層の安全管理の徹底を図る。

第２節　初期消火

大規模地震が発生した場合には、同時多発の火災が発生することから、消防機関での消火活動が困難になる。

大規模火災を防ぐには、発災直後における初期消火が最も有効な対策となることから、町民、自主防災組織等地域が一体となった消火活動が求められる。

なお、初期消火には消火器が有効であることから、消火器の有効活用を図るよう町民、自主防災組織等を指導する。

１　震災時の火災発生における初期消火についての知識、技術を習得させるなど、自主防災組織の育成強化を図り、消防機関と一体となった活動体制を確立するよう努める。

２　震災時には、事業所の自衛消防隊についてもその活動が大きく期待されることから、自衛消防隊の育成を推進する。

第３節　消防力の強化

大規模地震の発生に対応できる消防力の強化を図るため、計画的に消防資機材等の整備充実を図る。

第１項　消防水利の整備

震災時は、断水等により消火栓が使用できず、消火活動に重大な支障をきたすおそれがあることから、今後、耐震性貯水槽、防火水槽の整備、河川水、海水、農業用水等を活用した自然水利の開発、水泳プール、ダム、ため池等を指定消防水利とするなど、消防水利の確保を一層推進していく。

第２項　消防資機材の整備

１　消防本部・消防署

通常火災に対応する資機材は整備してきているが、今後、地震火災に有効な消防ポンプ自動車、化学消防車、はしご付きポンプ車、小型動力ポンプ付き水槽車、電源車等の整備を推進していく。

２　消防団

火災初期における機動的な活動に有効な従来の消防ポンプ車の整備に加え、小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ付積載車の整備を推進していく。

３　自主防災組織

初期消火に必要な可搬式小型動力ポンプ、消火器の整備を推進していく。

第３項　消防相互応援態勢の整備

事業所等との間の応援協定の締結

第 12 章　要配慮者対策

基本編第２編第９章「要配慮者対策」を準用する。

第 13 章　緊急輸送活動

基本編第２編第 10 章「緊急輸送活動」を準用する。

第 14 章　災害救助物資の確保、災害対策基金計画

基本編第２編第 11 章「災害救助物資の確保、災害対策基金計画」を準用する。

第 15 章　ボランティア活動の環境整備

基本編第２編第 12 章「ボランティア活動の環境整備」を準用する。

第 16 章　施設、設備等の応急復旧体制

基本編第２編第 13 章「施設、設備等の応急復旧体制」を準用する。

第 17 章　津波予防対策

基本的な考え方
・本町は、日本海に面しており、日本海の海域等で津波が発生すれば、その影響を受けやすい地理的環境にある。このため、海辺で暮らす人はもちろんのこと、旅行や海水浴などで海岸沿いに出かける際にも、津波災害の特徴を理解し、的確な避難行動のとり方を身につけておくことが必要不可欠である。
担当課
総務課
節の構成
第１節　津波予防

第１節　津波予防

第１項　計画の方針

津波による災害を予防するため次の措置を行う。

１　地震被害と同様に、津波被害に関する危険についての周知を図る。
２　沿岸における津波危険箇所の把握を行う。
３　津波注意報や津波警報が発令された際の、沿岸部の町民や海水浴客・釣り人等不特定多数への情報伝達を的確に行う警戒避難の計画(方法・経路等)を作成する。
４　津波警報等の情報伝達体制(防災行政無線(同報系)等)の整備。

第２項　津波危険に関する啓発

津波発生時における人命損失防止に高い効果を期待できる方法としては、「町民が津波危険に対する豊かな高い知識を有する」ことが考えられる。
このため、次の事項について啓発を行うように努める。

１　津波危険予想区域の周知
２　津波危険への対処方法
　啓発の方法としては、次に例示する各種手段・機会を活用して実施する。
（１）学校などでの生徒・児童、職員、保護者を対象とした啓発
（２）漁業関係者、海水浴場関係者を対象とした説明会
（３）津波危険地域の施設管理者や漁業集落等を対象とした説明会
（４）町の広報紙や防災訓練

第３項　避難誘導体制の確立

１　避難誘導体制の確立
（１）誘導責任者、協力者

誘導機関としては、警察、消防機関、町職員、その他責任ある立場にある者等いろいろ考えられるが、昼間における不在の場合等を考慮して、避難誘導が迅速に行われるよう警察官、町職員以外に、学校区毎の役員や消防団員等の責任者を定め、協力者を選ぶ。

（２）避難指示者(町長、警察官、海上保安官)と誘導担当機関との連絡

指示者と誘導担当機関(者)は、異なる場合が多いと思われるので、相互の連絡を密にして意思の疎通を図る体制を構築する。

２　避難路・避難場所の整備

一刻を争う避難行動を円滑に行うには、避難路・避難場所の整備が不可欠であり、避難場所は、臨海部(住居)から直近の、小高い場所等を予め選定しておく。

また、小高い丘等に最短時間でたどりつけるよう、崖地、急斜地施設等への階段取り付けなど緊急避難路整備について検討する。

３　津波にかかる表示板の設置

海浜利用者、観光客、港での作業者を含め、津波啓発の表示板、避難地及び避難路を示す表示板を港、海岸等に設置する。

４　町民がとる行動

地震発生時からの自主避難あるいは指示指示等による避難地の行動について具体的に定める。

５　町民等への周知の方法

避難指示等を発した場合の町民、旅行客等の周知の方法について必要事項を定める。

６　津波防災教育、訓練

町民等に対して津波予報や津波対策等を正しく認識するよう啓発に努めるとともに、防災機関、町民等が一体となった実践的訓練(情報伝達、避難訓練)を指導する。

７　津波に関する一般的心得

（１）町民、旅行者等(陸上に居る者)

ア　強い地震を感じたらすぐに海浜から離れ高い場所に避難する。
イ　正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。
ウ　地震を感じなくても津波警報が発表された場合は、沿岸の危険な区域にいるものはすぐに避難する。また、周辺に気付かない者がいたら呼び掛ける。
エ　津波注意報でも海水浴や磯釣りは行わない。
オ　津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除されるまで気を緩めない。
カ　弱い地震でも津波が来襲することがあるので、直ちに海岸から離れる。

（２）船舶等

ア　強い地震を感じたときは、すぐに港外の水深の深い、広い海域へ避難する。
イ　正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
ウ　地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表されたときは、すぐに港外に避難する。
エ　港外に避難できない船舶は、繋留網の補強装置や陸上への引き上げと固く縛る等の方法により流出を防ぐ。
オ　津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除されるまで気を緩めない。

８　津波情報に関する伝達文

例１　北浦の沿岸に津波警報が出されました。○○地区の人は火の始末をして、高台に避難して下さい。また、ラジオからの情報に注意してください。

例２　○○地区に避難指示が出されました。○○小学校に避難してください。

避難には、絶対に車を使用しないようにしてください。持ち物は、食料や薬などの非常持出品だけにしてください。

例３　津波警報が発令されました。○○地区の皆さんは、消防団員などの誘導に従って、急いで高台や○○小学校に避難してください。

第３編　災害応急対策計画

第１章　応急活動計画

第１節　町の活動体制

基本編第３編第１章第１節「町の活動体制」を準用する。

第２節　指定地方行政機関等防災関係機関の活動体制

基本編第３編第１章第２節「指定地方行政機関等防災関係機関の活動体制」を準用する。

第３節　支援活動体制

基本編第３編第１章第３節「支援活動体制」を準用する。

第４節　災害対策総合連絡本部

基本編第３編第１章第４節「災害対策総合連絡本部」を準用する。

第２章　災害情報の収集・伝達計画

基本的な考え方
・大規模地震が発生した場合には、同時多発の災害により、混乱をきたし、的確な情報の収集が困難となるおそれがある。町及び防災関係機関が緊急対策、応急対策を迅速かつ的確に実施し、対処するためには、災害情報の収集・連絡体制の整備及び通信手段の整備拡充を図る必要がある。また、被災者等への的確な情報を提供する体制及び施設、設備の整備を図る必要がある。
担当課
総務課
節の構成
第１節　災害情報計画 第２節　災害情報収集・伝達計画 第３節　通信運用計画 第４節　災害時の放送 第５節　広報計画

第１節　災害情報計画

災害の発生を未然に防ぎ、あるいは、被害の軽減を図るために、県、市町を始めとして防災関係機関が得た情報を町民等に迅速かつ正確に伝達する必要がある。このため、本節では、災害に関する予警報の発表・伝達について必要な事項を定める。

第１項　大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・津波情報に係る伝達

各防災関係機関は、相互の有機的連携のもとに、地震、津波に関して必要な情報を迅速かつ正確に把握し、入手した情報を速やかに町民及び関係機関に伝達する。

１　気象台からの伝達系統図

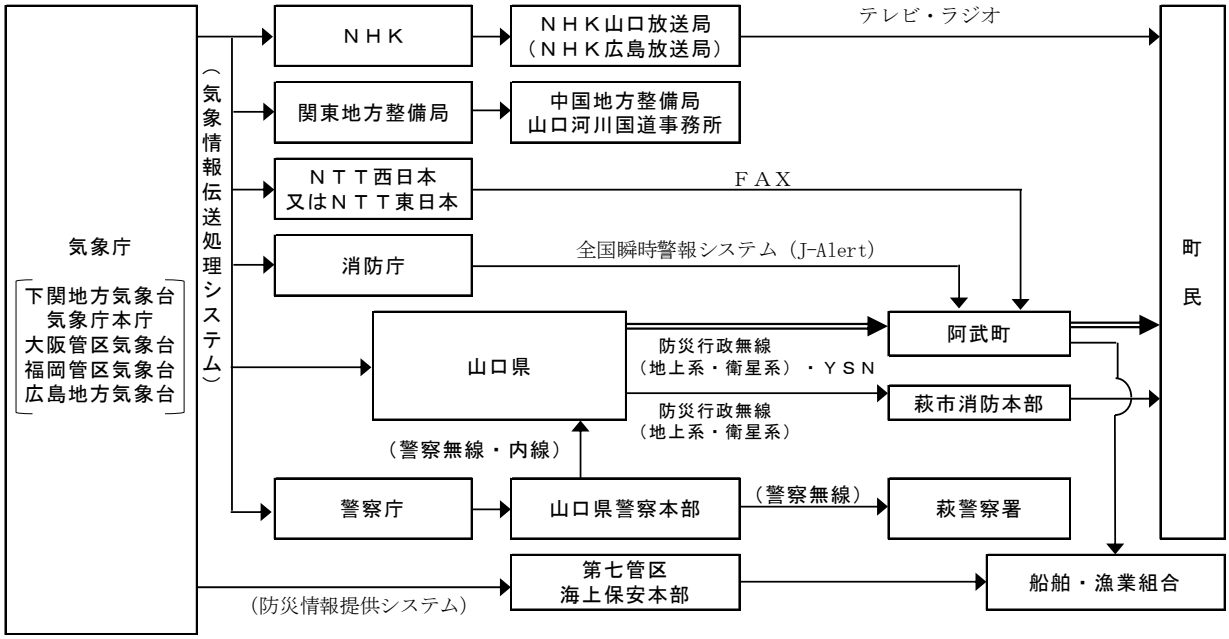

※二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条第　1　号の規定に基づく法定伝達先。
※二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

第２節　災害情報収集・伝達計画

基本編第３編第２章第２節「災害情報収集・伝達計画」を準用する。

第３節　通信運用計画

基本編第３編第２章第３節「通信運用計画」を準用する。

第４節　災害時の放送

基本編第３編第２章第４節「災害時の放送」を準用する。

第５節　広報計画

基本編第３編第２章第５節「広報計画」を準用する。

第３章　救助・救急、医療等活動計画

第１節　救助・救急計画

基本編第３編第４章第１節「救助・救急計画」を準用する。

第２節　医療等活動計画

基本編第３編第４章第２節「医療等活動計画」を準用する。

第４章　避難計画

基本的な考え方
・災害時において、町民の生命、身体の安全、保護を図るためには的確な避難行動が不可欠であり、避難誘導、避難場所等について、あらかじめ計画を策定しておく必要がある。
担当課
総務課
節の構成
第１節　避難計画 第２節　学校その他防災上重要な施設の避難計画 第３節　応急仮設住宅の建設及び住宅の提供

第１節　避難計画

町は、次の事項に留意して避難計画を作成するが、計画策定において、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮した計画となるよう努めるとともに、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等を考慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、避難路と併せて町民への周知徹底を図る。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞りこむとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

第１項　避難指示等（緊急安全確保、避難の指示、高齢者等避難）の基準

町は、避難指示等の発令伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の町民に対して避難指示等を発令するべきか等の判断基準（具体的な考え方）について取りまとめたマニュアル等を整備しておく必要がある。

なお、判断基準の策定については、雨量、水位の予測値又は実況値、土砂災害警戒情報の発表などの具体的な基準を定めておく。

	発令時の状況	町民に求める行動
高齢者等避難 （警戒レベル３）	災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難するべき状況	・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保） ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミング
避難指示 （警戒レベル４）	災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）
緊急安全確保 （警戒レベル５）	災害が発生又は切迫している状況即ち居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況	命の危険直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、直ちに安全を確保

※屋内安全確保：洪水等及び高潮に対し、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への避難や高層階に留まること等により、計画的に身の安全を確保する行動

第２項　避難指示等に関する事項

避難指示等の発令に当たって、混乱を招かないよう、必要な事項をあらかじめ定めておく。

１　避難指示等の発令者
２　指示等の理由（避難を要する理由）
３　対象地域の範囲
４　避難の時期、誘導者
５　避難場所、避難経路
６　携帯品の制限等
７　その他災害の状況により必要となる事項

第３項　避難指示等の伝達手段

避難指示等を発令した場合の伝達手段等について、あらかじめ定めておく。

町民に周知徹底するため、伝達に当たっては、町による対応だけでなく、県、警察、自衛隊、海上保安署、放送局等の協力による伝達体制を整備しておく。

また、夜間に避難指示等を発令した場合の伝達手段や聴覚障害者等の要配慮者への伝達体制についてもあらかじめ定めておく。

（１）防災行政無線
（２）電子メール（緊急速報メール、ＳＮＳ、ホームページ等を含む）
（３）テレビ（ケーブルテレビ等）、ラジオ（コミュニティＦＭ等）
（４）広報車（町、消防団、消防署、警察等）
（５）電話・サイレン等
（６）他機関の放送設備（漁協屋外放送等）
（７）伝達員による個別訪問（自治会長、町職員、消防団員等））
（８）施設管理者を通じての伝達（この場合施設管理者への伝達方法を確実に行う。）

第４項　高齢者等避難

災害のおそれがある場合に、町長が、避難行動要支援者をはじめとする避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が安全に避難できるタイミング等の早めの避難を促すため、高齢者等避難を伝達する必要がある。

このため、洪水・土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や伝達方法を明確にした高齢者等避難に関するマニュアルを作成することが重要であり、避難指示を含め、高齢者等避難の判断基準を策定する。

第５項　避難場所及び避難所の指定

町は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、管理者の同意を得た上であらかじめ指定し、町民への周知徹底を図る。

また、町は、孤立が想定される地域に関しては、集団避難施設等を事前に検討しておく必要がある。

１　選定基準

（１）指定緊急避難場所

災害の種類に応じ、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上に避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有すること。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

（２）指定避難所

被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものとし、耐震性、耐火性も考慮する。

なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。

（３）その他留意すべき事項

・火災の延焼が危惧される木造密集地以外のところとする。この場合、適切な施設が選定できない場合は、別に定める消防計画で特別消防警戒区域として定め、延焼防止対策を計画しておく。
・避難場所及び避難所の区分けの境界線は、自治会、小学校区単位等を原則とするが、主要道路、鉄道及び河川等を横断しての避難とならないよう配慮した区分けとする。
・各地区の歩行距離、危険負担がなるべく均等となるよう配慮する。
・避難人口は、夜間人口による。

２　避難場所の利用一覧表の作成

上記により選定した避難場所については、次のとおり。

※指定緊急避難場所は、一時的な避難で指定する避難場所である。

地区名	名称	収容人員	炊き出し	連絡先	指定緊急避難場所との重複
奈　古	町民センター	879	有	08388-2-0501	○
〃	体育センター	359	無	08388-2-0501	○
〃	阿武中学校屋内運動場	234	無	08388-2-2032	○
〃	県立萩高等学校奈古分校屋内運動場	372	無	08388-2-2333	○
福　賀	のうそんセンター	257	有	08388-5-0211	○
宇田郷	ふれあいセンター	259	有	08388-4-0211	○
奈　古	道の駅阿武町	48	有	08388-2-0355	○
〃	まちの縁側拠点施設ＡＢＵキャンプフィールドＥＮＧＡＷＡ　ＢＡＳＥ	20	有	08388-2-3000	○
〃	特別養護老人ホーム恵寿苑（福祉避難所）	10	有	08388-2-0088	
〃	高齢者福祉施設清ヶ浜清光苑（福祉避難所）	20	有	08388-2-3071	
福　賀	高齢者福祉複合施設いらお苑（福祉避難所）	10	有	08388-5-5100	

※避難場所は上記を指定済みであるが、開設については災害の種別及び規模によって判断する。

３　避難場所又は避難所となる施設管理者との事前協議

（１）施設管理者とあらかじめ協議し、使用に当たっての契約等を取りかわしておく必要がある。

（２）連絡方法及び連絡事項について定めておく。

（３）管理責任者を予定しておく。

（４）指定管理施設を指定避難所とする場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

第６項　避難場所への経路及び誘導方法

高齢者、障害者等の要配慮者に対する避難誘導（地域の町民、自主防災組織等の協力による避難誘導）について考慮した内容に努め、避難誘導計画を作成する。

１　避難誘導体制

（１）誘導責任者、協力者

誘導機関としては、警察、消防機関、町職員、その他責任ある立場にある者等いろいろ考えられるが、昼間における不在の場合等を考慮して、避難誘導が迅速に行われるよう警察官、町職員以外に地域の誘導責任者を定め、協力者を選ぶこと。

（２）避難指示者（町長、警察官、海上保安官）と誘導担当機関との連絡

指示者と誘導担当機関（者）は、異なる場合が多いと思われるので、相互の連絡を密にして意思の疎通を図る必要がある。

（３）避難誘導標識等の整備

避難誘導標識等の整備に努め、日頃から町民に避難場所及びその位置、避難経路の周知徹底を図ること。また、夜間照明、外国語表示の設置に努めること。

２　避難経路の選定

（１）避難経路を２箇所以上選定する。
（２）相互に交差しない。
（３）火災・爆発等の危険度の高い施設等がないよう配慮する。
（４）河川、海岸から離れていること。
（５）土砂災害警戒区域に該当しないこと。
（６）町民の理解と協力を得て選定する。
（７）避難経路を要所ごとに表示するなど、避難場所を日頃から町民に周知徹底する。
（８）安全な避難路は自分で歩いて安全を確認しながら決める必要がある。
（９）幅の狭い道路、ブロック塀、老朽家屋、大きな看板、自動販売機、電柱に注意する。
(10) 橋梁を避ける

※「避難路」とは地区の主要道路で、避難するのに利用できる道路です。

第７項　避難順位の一般的基準

１　病弱者、高齢者、障害者、傷病者、妊婦等の要配慮者（必要最小限の介助者を含む。）
２　乳幼児、学童（必要最小限の保護者を含む。）
３　女性
４　男性
５　防災従事者

第８項　携帯品の制限の一般的基準

携帯品については、災害の状況及び避難措置の程度により制限することについて、あらかじめ定めておく。

１　携帯品として認められるもの

貴重品（現金、預金通帳、印鑑、免許証・健康保険証（カード））、常備薬（処方箋も含む。）、懐中電燈、携帯ラジオ、携帯電話

２　余裕がある場合

上記の他若干の食料品、日用品等

第９項　避難所の運営管理

町は、避難所における活動を円滑に実施するため、避難所の運営に関するマニュアル等を策定し、必要となる事項について、あらかじめ定めておく。

また、町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供、食物アレルギーに配慮する。新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所における避難者の過密抑制や感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

１　管理運営体制の確立
　管理責任者、連絡員（災害対策本部、応急救護所、物資集積所等との連絡）について、あらかじめ定めておく。
２　避難者名簿（様式の作成）
３　避難収容中の秩序保持（管理要領）集団生活に最低限必要な規律等
４　災害情報等の伝達（生活情報、安否情報、応急対策実施情報等）
５　各種相談業務

第 10 項　避難所開設に伴う被災者救援措置

１　給水措置
２　給食措置
３　毛布、寝具等の支給
４　衣料、日用品の支給
５　負傷者に対する応急救護

第 11 項　避難所の整備に関する事項

１　避難生活の環境を良好に保つための設備整備（換気、照明等）
２　避難所として必要な施設・設備の整備（貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、通信機器、空調等）
３　災害情報の入手に必要な機器の整備（テレビ、ラジオ等）
４　避難所での備蓄
　食料品、水、常備薬、マスク、消毒液、体温計、間仕切り、炊き出し用具、毛布、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用電源等避難生活に必要な物資

第 12 項　避難所及び避難場所、避難時の心得、避難経路等についての普及啓発

１　平常時における広報
（１）広報紙「あぶ」、掲示板、パンフレット、ハザードマップ等の作成及び配布
（２）町民に対する巡回指導
（３）防災訓練等の実施

２　災害時における広報
（１）広報車による周知
（２）避難誘導員による現地広報

（３）自治会等自主防災組織を通した広報

第 13 項　被災者支援

住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、被災者生活再建支援システム操作の習熟を含めた住家被害の調査の担当者の育成、他団体等との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、平時から罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

第14項　土砂災害警戒区域の指定のあった場合の措置

１　土砂災害警戒区域ごとに、次の事項を本計画に定める。

（１）土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

（２）避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

（３）災害対策基本法第48条第１項の防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

（４）土砂災害警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該施設の名称及び所在地

（５）救助に関する事項

（６）上記に掲げるもののほか、土砂災害警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

２　町防災会議は、上記１の規定により本計画において上記１（４）に掲げる事項を定めるときは、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、上記１（１）に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定める。

３　土砂災害警戒区域をその区域に含む町の長は、本計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を町民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。

４　本計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成する。

５　上記４の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、上記４の計画を作成したときは、遅滞なく、これを町長に報告する。これを変更したときも、同様とする。

６　町長は、上記４の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が上記４の計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

7　町長は、上記６の指示を受けた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

8　上記４の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、上記４の計画で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における上記４の要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を町長に報告しなければならない。

9　町長は、上記５又は８の規定により報告を受けたときは、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。

第15項　浸水想定区域の指定のあった場合の措置

1　浸水想定区域ごとに、次の事項を本計画に定める。

（1）洪水予報等の伝達方法。

（2）避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項。

（3）災害対策基本法第48条第１項の防災訓練として町長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項。

（4）要配慮者利用施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要なもの又は大規模工場等で洪水時等に浸水の防止を図ることが必要なもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）がある場合には、当該施設の名称及び所在地

（5）（4）において、名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自治会長等に対する洪水予報等の伝達方法。

（6）その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項。

2　上記１に掲げられた事項を町民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他必要な措置を講じなければならない。

第２節　学校その他防災上重要な施設の避難計画

学校、診療所その他多数の者を収容する施設及び福祉関係施設管理者等は、次の事項に留意し、町、関係機関等と協議の上、あらかじめ避難計画を作成し関係職員等に周知徹底するとともに、訓練等を実施するなど、避難について万全を期する。

1　学校及び保育園等については、それぞれの地域の特性等を考慮した避難所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法、収容施設の確保、保健衛生、児童・生徒の保護者への引き渡し方法等に関する事項
2　医院、保健センター、診療所については、患者を他の医療機関又は安全な場所へ避難させる場合の収容施設の確保、移送の方法、保健衛生、入院患者の身元引受者への引渡し方法等に関する事項
3　福祉関係施設については、入所者に対する避難の指示伝達、職員の分担、移送、介護等に関する事項
4　その他防災上重要な施設については、避難場所、経路、誘導責任者及び指示伝達方法等に関する事項

第３節　応急仮設住宅の建設及び住宅の提供

町は、被災者に対して、応急仮設住宅等の住宅が迅速に提供されるよう、あらかじめ必要な体制を整備しておく。

1　応急仮設住宅の建設可能な用地をあらかじめ把握するなど、供給体制の整備をしておく。
2　応急仮設住宅の建設に必要な資機材に関し、供給可能量の把握及び調達・供給体制をあらかじめ整備しておく。
3　公営住宅及び民間賃貸住宅等の空家状況を常に把握し、災害時における被災者へ迅速な提供、入居に当たっての選考基準、入居手続等について、あらかじめ定めておく。

第５章　消防防災ヘリコプターによる災害応急対策

基本編第３編第６章「消防防災ヘリコプターによる災害応急対策」を準用する。

第６章　応援要請計画

基本編第３編第７章「応援要請計画」を準用する。

第７章　緊急輸送計画

基本編第３編第８章「緊急輸送計画」を準用する。

第８章　災害救助法の適用計画

基本編第３編第９章「災害救助法の適用計画」を準用する。

第９章　食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画

基本編第３編第 10 章「食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画」を準用する。

第 10 章　保健衛生・動物愛護管理計画

基本編第３編第 11 章「保健衛生・動物愛護管理計画」を準用する。

第 11 章　応急住宅計画

本編第３編第 12 章「応急住宅計画」を準用する。

第 12 章　水防活動計画

基本的な考え方
・洪水、津波又は高潮により水害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、これを警戒し、防御し、被害を軽減するための水防体制の確立及び水防体制について定める。
担当課
総務課
節の構成
第１節　計画の目的及び性格 第２節　水防実施機関の業務及び責任 第３節　水防備蓄資材、器具の整備確保 第４節　水防活動 第５節　公用負担 第６節　水防訓練 第７節　水防協力団体 第８節　水防標識・水防信号・身分証票

第１節　計画の目的及び性格

第１項　目的

この計画は、水防事務の調整及び円滑な実施のため必要な事項を定め、河川、海岸の洪水、高潮、津波による水災を警戒し、防ぎょし、これによる被害を軽減することを目的とする。

第２項　地域防災計画との関係

この計画に特に定めのない事項で水防に関するもの及び関係のある事項は、本計画に定めるところによる。

第３項　この計画の改定及び修正

この計画は、毎年度検討を加え、諸情勢の変化に伴って修正・改訂の必要を生じたときは関係機関と協議のうえ修正・改訂をする。

第２節　水防実施機関の業務及び責任

第１項　県（水防法第３条の６）

県の区域内の水防管理団体（町）が行う水防が、十分に行われるよう確保すべき責任がある。

第２項　町（水防法第２条、第４条、第15条）

１　町の区域内における水防を十分に果すべき責任を有する。なお、本町は水防法第２条にいう水防管理団体であり、同法第４条に基づく知事の指定により指定水防管理団体である。

２　浸水想定区域の指定があった場合の処置（法第15条）

（１）浸水想定区域ごとに、次の事項を本計画に定める。

ア　洪水予報等の伝達方法

イ　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ　災害対策基本法第48条第１項の防災訓練として町長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

エ　浸水想定区域内に地下街等で洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下洪水時等）に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要なもの又は大規模工場等で洪水時等に浸水の防止を図ることが必要なもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）がある場合には、当該施設の名称及び所在地

オ　エにおいて、名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法

カ　その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

（２）上記（１）に掲げられた事項を町民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他必要な措置を講じなければならない。

第３項　その他の防災関係機関

関係法令又は、県及び町の地域防災計画に定めるところにより、水防活動を実施しなければならない。

第４項　一般の町民又は水防の現場にいる者（水防法第24条、災対法第７条）

水防管理者（町長。以下同じ。）又は消防機関の長から命ぜられた水防活動に従事するとともに、その他の水防に寄与するように努めなければならない。

第５項　水防関係職員の責務

水防関係職員は、常に気象状況の変化に注意し、水防指令の発令が予想されるときは、自発的に登庁し、所定の配備につくように努めなければならない。

第６項　ため池管理者の責務

ため池管理者は、水害が予想されるときは、当該ため池のある地域の水防管理者の指揮下に入り、必要に応じ門扉の開閉を行わなければならない。

第７項　河川管理者の責務

１　河川管理者の協力

河川管理者、山口県知事及び阿武町長は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

（１）水防管理団体に対する河川に関する情報の提供

（２）関係者に対する決壊・漏水等の通報（洪水予報による伝達を除く。）

（３）重要水防箇所の合同点検の実施

（４）水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

（５）水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供

（６）水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

第３節　水防備蓄資材、器具の整備確保

第１項　水防倉庫及び水防資器材

水防倉庫については、消防器庫兼用水防器庫を各地区１箇所設け、資機材については、水防倉庫で必要物品を管理する。

第２項　備蓄資材・器具の補充

備蓄資材を使用し、又は器具を破損したときは早急に補充又は修理し、緊急水防時に支障のないよう留意する。

第３項　民間水防資材の確認

出水期において、町長は、あらかじめその区域内において水防用資器材を保有する業者等の所在、保有状況等を調査把握し、緊急時における水防作業が円滑に実施できるよう留意する。

第４節　水防活動

第１項　災害情報及び通信

震災対策編第３編第２章「第２節　自主防災組織の育成」参照

第２項　水位、雨量、潮位の情報収集及び連絡

１　雨量、水位、ダム諸量の把握

（１）萩土木建築事務所は、山口県土木防災情報システムにより、雨量、水位の情報を集め、必要に応じて町に通報する。

（２）県河川課は、水位、雨量の情状況についてとりまとめ、関係機関からの照会に応えるとともに、必要に応じて報道機関その他の関係機関へ連絡する。

（３）県河川課は、貯水位、貯水容量、流入量、ゲート放流量その他のダムの状況に関する諸量をとりまとめ、関係機関からの照会に応えるとともに、必要に応じて、報道関係その他の関係機関へ連絡する。

２　山口県土木防災情報システムによる情報の提供

萩土木建築事務所は、土木防災情報システムにより雨量、水位の情報を集め、必要に応じ町に通報する。また、土木防災情報システムを通じて、雨量、水位の情報を町、関係機関、報道機関及び町民に提供する

３　雨量、水位の連絡系統

雨量、水位の連絡系統は、次の図のとおりとする。

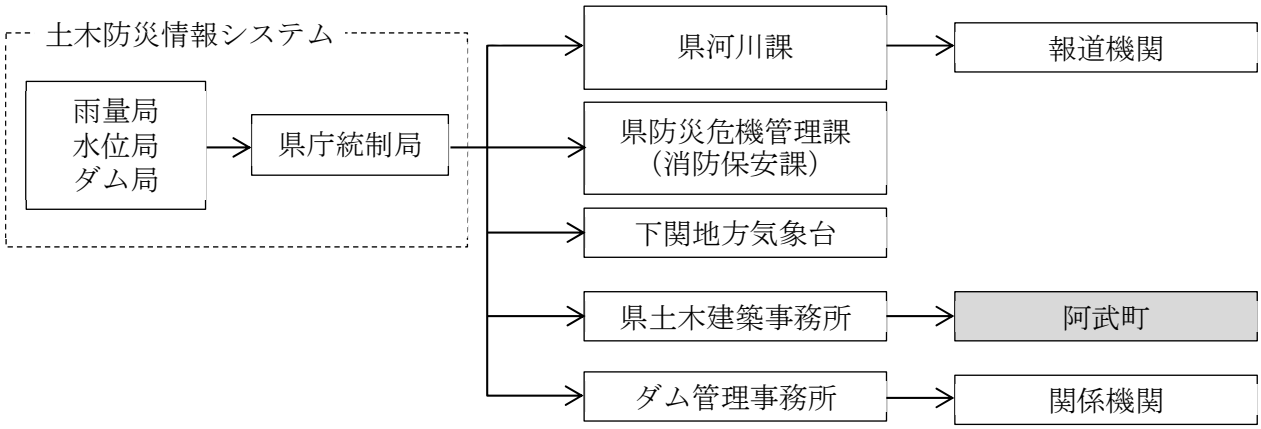

佐波川ダム管理事務所　→国土交通省山口河川国道事務所
小瀬川ダム管理事務所　→国土交通省太田川河川事務所小瀬川出張所
厚東川ダム管理事務所　→企業局厚東川工業用水道事務所
菅野・平瀬ダム統合管理事務所　→企業局東部発電事務所
木屋川ダム管理事務所　→企業局西部利水事務所
阿武川ダム管理事務所　→中国電力佐々並川ダム
阿武川ダム管理事務所　→中国電力生雲ダム

４　雨量、水位の情報連絡系統

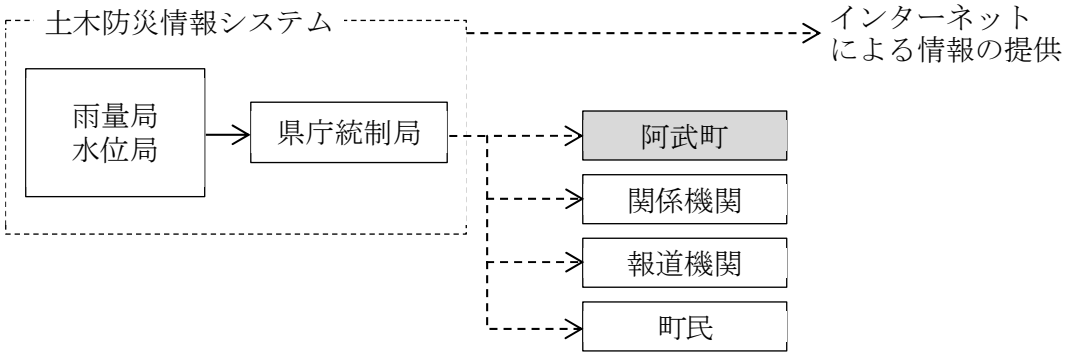

５　水位の通知、避難判断水位（特別警戒水位）の通知

（１）消防団待機水位（通報水位（水防法第12条第１項））

水防管理者、国又は県は、通報水位を超えるときはその水位の状況を関係者に通報する。

※消防団待機水位（通報水位）は、水防団の出動準備の目安となる水位

（２）はん濫注意水位（警戒水位（水防法第12条第２項））

国又は都道府県は警戒水位を超えるときは、その水位の状況を公表する。

※警戒水位は、水防団の出動の目安となる水位

（３）水位の通報方法県が行う通報

水位の連絡系統については、雨量等の連絡系統「雨量、水位の連絡系統」及び「雨量、水位の情報連絡系統」による。なお、報道機関への通知は、警戒水位に達したときに必要に応じて行う。

６　避難判断水位（特別警戒水位の通知（水防法第13条））

（１）水位情報の内容

国土交通省又は都道府県知事は、それぞれに指定した河川（水位情報周知河川）について、特別警戒水位を定め、河川の水位がこれに達したときは関係者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

（２）県が行う水位情報の周知（水防法第13条２項）

県が指定する河川について、特別警戒水位を定め、河川の水位がこれに達したときは町長に通知され、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に通知される。

ア　水位情報周知河川

県防災計画危険箇所編「水防警戒区域」として指定された河川から洪水予報を行う河川を除いたものを特別警戒水位に定める河川（水位情報周知河川）とする。

イ　避難判断水位（特別警戒水位）の伝達

避難判断水位（特別警戒水位）の連絡系統・情報提供系統は次の図のとおり。

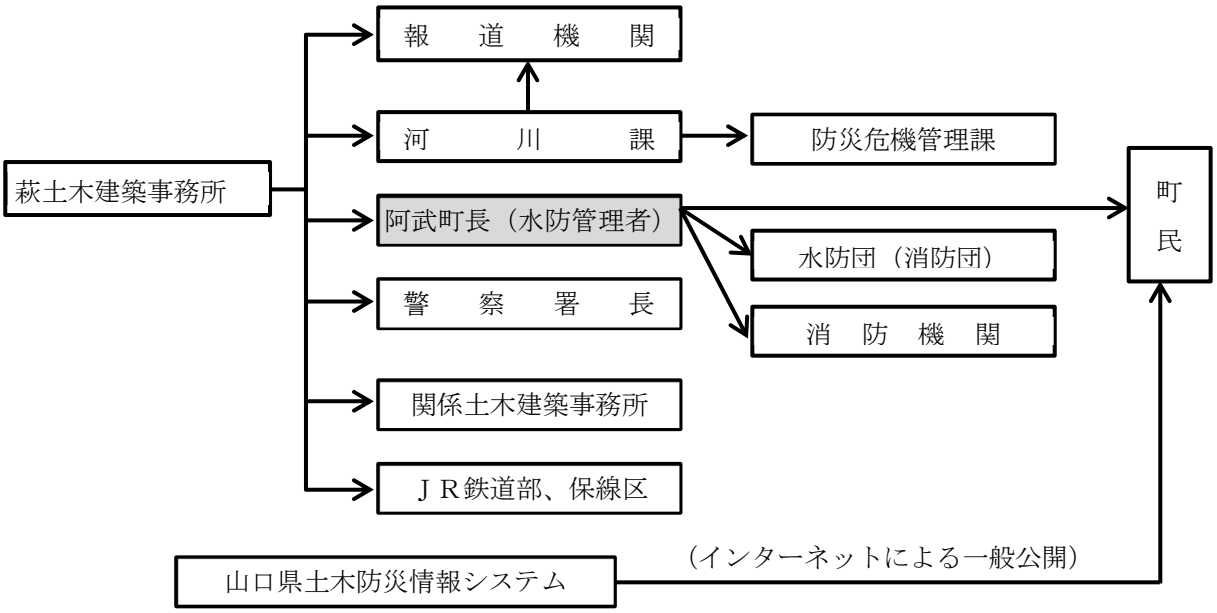

7　潮位の連絡系統

潮位の連絡系統は、次の図のとおりとする。

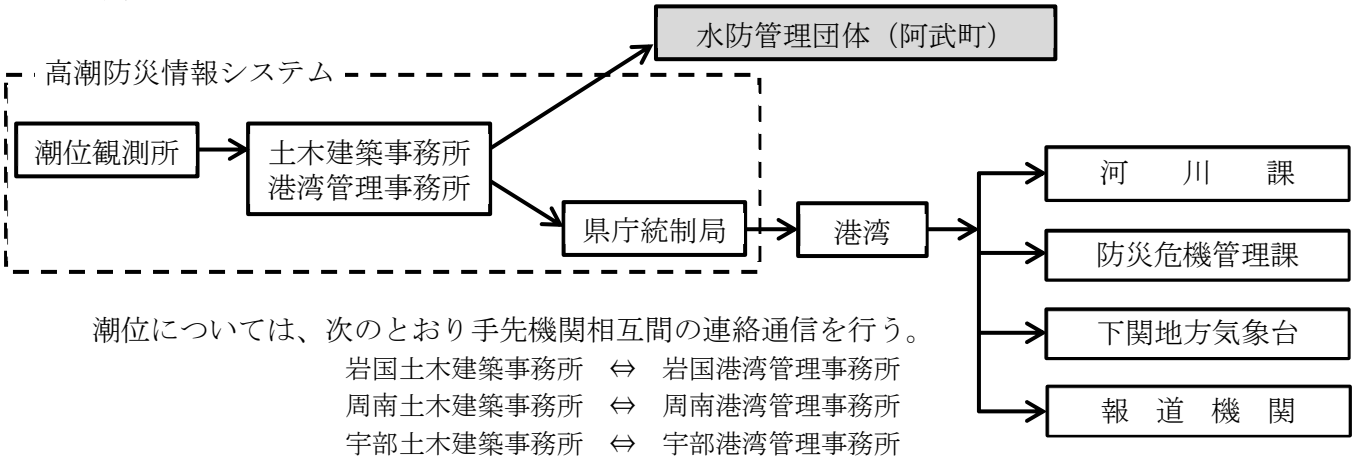

潮位については、次のとおり手先機関相互間の連絡通信を行う。

岩国土木建築事務所　⇔　岩国港湾管理事務所
周南土木建築事務所　⇔　周南港湾管理事務所
宇部土木建築事務所　⇔　宇部港湾管理事務所

8　潮位の情報連絡系統

潮位の情報連絡系統は、次の図のとおりとする。

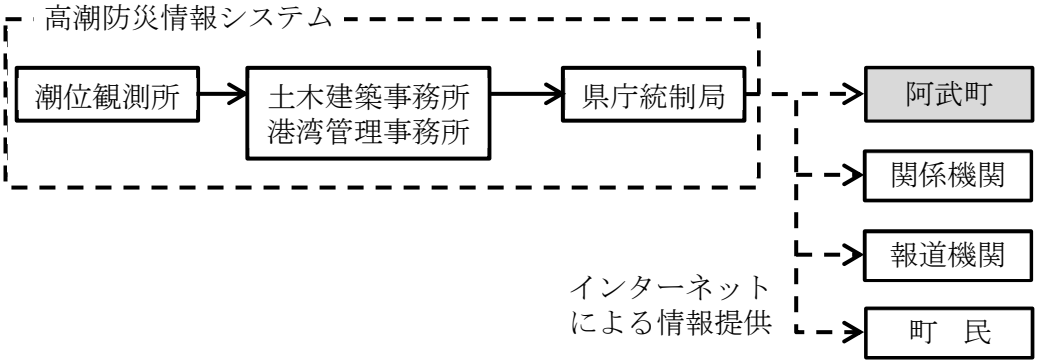

9　浸水想定区域における要配慮者利用施設への周知（水防法第15条）

洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域の指定を受けた社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者利用施設に対して、浸水するおそれが発生したときは、当該施設の管理者に速やかに周知を行う。

第３項　水防警報

１　水防警報区域
知事が指定している水防警報を発する区域

２　知事が発する水防警報（水防法第16条第１項、第３項）
知事が発する水防警報は、萩土木建築事務所長が発するものとし、下表により関係機関に通報するとともに直ちに警報の内容を河川課に報告する。

（１）指定河川に水防警報を発した場合の連絡系統図

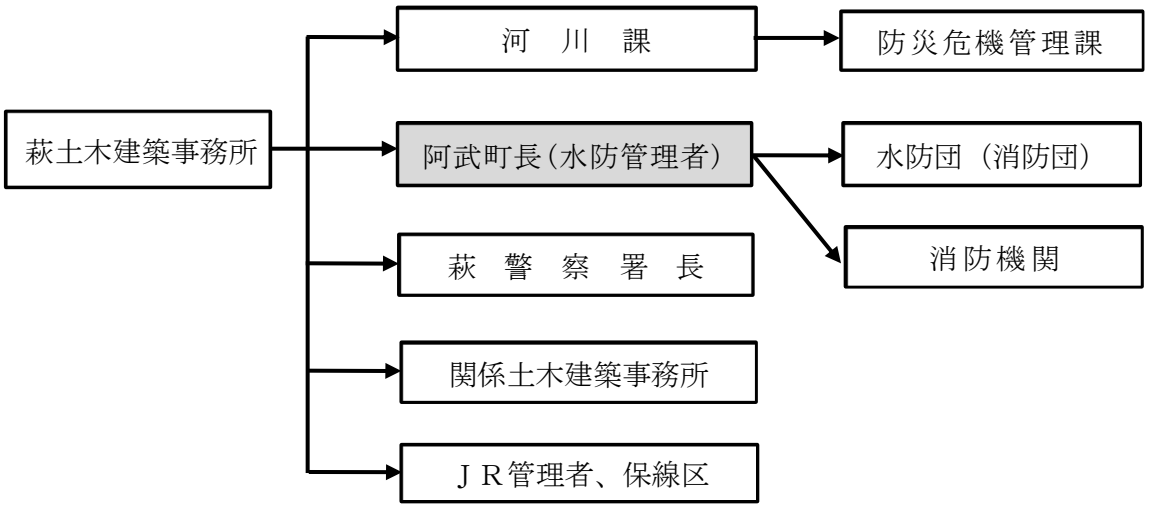

（２）指定海岸に水防警報を発した場合の連絡系統図

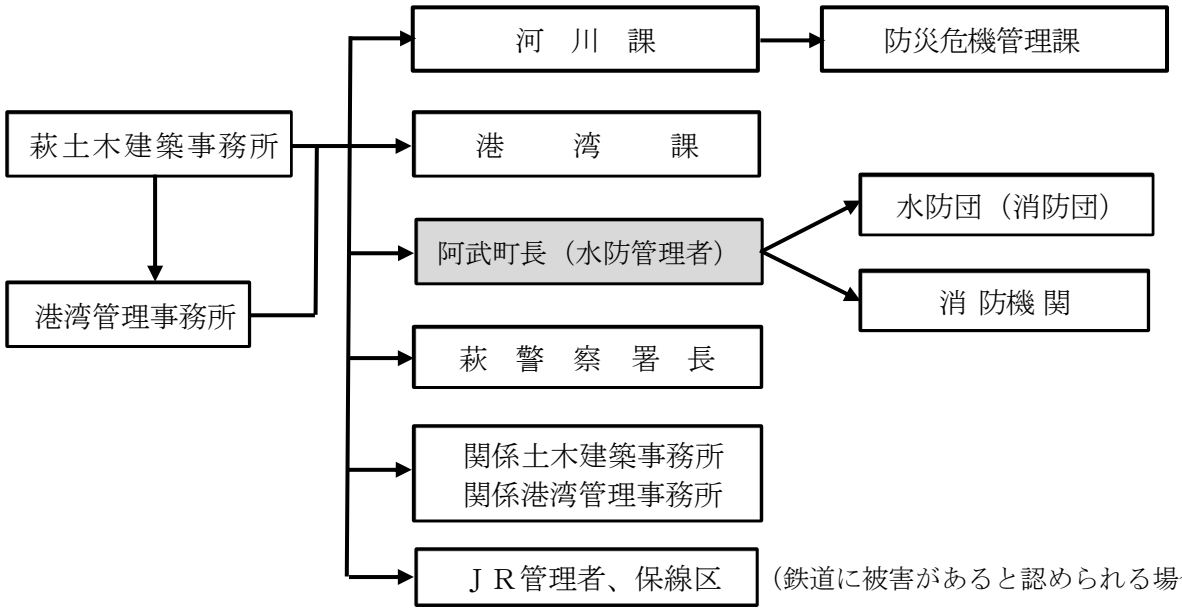

（３）水防警報の伝達方法
萩土木建築事務所長又は港湾管理事務所長は、水防警報を発するときは、町等の担当者へ電話連絡し、水防警報の内容を読み上げて伝達したのち、水防警報用紙をファックスで町等に送信する。一般回線が途絶している場合は、防災行政無線（地上系、衛星系）などを利用し、伝達する。

３　水防警報の発令基準、種類等

（１）水防警報

水防警報は、国土交通大臣の発するものと、町長の発するものとがあるが、本町には該当河川が存在していない。

なお、水防警報は、萩土木建築事務所によって発せられる。

（２）水防警報の種類、内容及び発令時期（町長が発する水防警報）河川については、次の水防警報を発する。

種類	内容	発令時 期
待機	水防要員の足留めを警告するもので、状況に応じて速やかに活動できるようにしておく必要がある旨を警告するもの。	気象、河川状況等より必要と認められるとき。特別な事情のない限り、発令しない。
準備	1　水防資機材の点検、整備。 2　逆流防止水門､ため池等の水門の開閉準備。 3　河川、その他危険区域の監視。 4　水防要員の配備計画等のための水防準備を通知するもの。	河川の水位が通報水位に達し、なお上昇し警戒水位に達するおそれがあり出動の必要が予測されるとき。
出動	1　水防要員の警戒配置。 2　水防作業の実施等のため水防要員の出動を通知するもの。	1　河川の水位が警戒水位に達し、なお水位上昇が予想され災害の生ずるおそれがあるとき。 2　危険箇所等を発見し、災害が起こることが予想されるとき。
指示	水位等水防活動上必要とする状況を明示し必要により、危険箇所について必要事項を指摘するもの。	出水の状況を通知するとき、又は災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動の終了を通知するもの。	1　河川の水位が警戒水位以下に下がり、降雨状況等により水防の必要無と認められたとき。 2　危険箇所等において災害が起こる可能性がなくなったとき。

海岸については、次の水防警報を発する。

種類	内容	発令時期
準備	1　陸閘の閉鎖。 2　防潮水門・排水機場の運転準備及び運転開始。 3　危険箇所への応急措置。 4　町民への警戒呼びかけ。	気象状況等により高潮等の危険が予想されるとき。 高潮警報・注意報が発表された直後、又は高潮発生が予想される12時間程度前に発令する。
出動	1　水防要員の警戒配置。 2　防潮水門・排水機場の運転準備及び運転開始。 3　危険箇所への応急措置。 4　町民の避難誘導。 5　水防作業の実施等のため水防要員の出動を通知するもの。	高潮等による被害が予想されるとき。 高潮発生が予想される４時間程度前までに発令する。
解除	水防活動の終了を通知するもの。	気象状況等により高潮等のおそれがなくなったとき。

4　出動

（1）出動準備

水防管理者は、次の場合消防機関等に対して出動準備させる。

ア　準備を要する水防警報が発令されたとき。

イ　河川等の水位が警戒水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ、出動準備の必要が認められるとき。

ウ　気象状況等から高潮の危険が予知されるとき。

エ　津波警報が発せられたとき。

オ　堤防の異常を発見したとき

（2）出動

水防管理者は、次の場合直ちに消防機関に予め定められた計画に従い出動させ、警戒配置につかせ必要に応じて水防活動を実施させる。

ア　出動を要する水防警報が発令されたとき。

イ　河川等の水位が警戒水位に達し、なお上昇のおそれがあり、非常事態が予測され、かつ、出動の必要が認められるとき。

ウ　堤防の異常を発見したとき。

エ　風速、風向、潮の干満等の状況により高潮による被災が予知されるとき。

オ　津波による被害が予想されるとき。

5　監視及び警戒

（1）常時監視

水防管理者又は消防機関の長は、巡視員を設け、随時河川、海岸、堤防等を巡視させ水防上危険であると認められる箇所があるときは、当該河川、海岸、堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

（2）非常警戒

水防管理者は、出勤準備を命じたときから警戒を厳にし、特に既往の被害箇所、災害危険区域を中心に巡回して、次の状態に注意し、異常を発見したときは、直ちに水防作業を開始するとともに土木建築事務所長に報告する。土木建築事務所長は必要な措置をとるとともに知事（河川課）に報告する。

ア　裏法の漏水によるひび及びがけ崩れ

イ　堤防の溢水

ウ　天端のひび又は沈下

エ　表法のひび又は欠け崩れ

オ　樋門の両袖又は庭部からの漏れ

カ　橋りょうその他の工作物と堤防との取付部分の異常

6　警戒区域の設定

（1）水防上緊急の必要がある場合は、消防機関に属する者は警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し又はその区域から退去を命じ、あるいはその区域内の居住者又は水防現場にいる者をして、水防に従事させることができる。

（2）（1）の場合において、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官は（1）に掲げる者の職権を行うことができる。

（3）水防管理者は、警戒区域を設定した場合は、土木建築事務所長及び警察署長に通知する。

7　決壊等の通報（水防法第25条）

水防管理者は、堤防が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生したときは、直ちに下表により関係者に通報する。

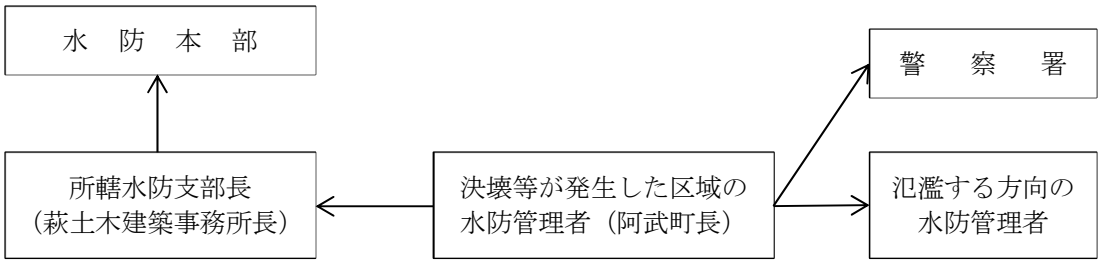

8　水防作業

（1）非常事態の措置

堤防が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生した場合は水防管理者は、直ちにその旨を土木建築事務所長、その他水防に関係のある機関に通報するとともに水防作業を実施しなければならない。

（2）水防作業の実施要領

洪水に際して、堤防に異常の起こる時期は、滞水時局によることはもちろんであるが、大体水位が警戒水位を突破する前後である。しかし、法崩れ陥没等は通常減水時に起る場合が多く、水位７～８割程度に減水したときが最も危険であるから、洪水の最高水位を下っても、直ちに警戒を解いてはならない。作業を実施するに当っては、堤防の組織材料、流速、法面、護岸の状態等を考慮して有効でしかも使用材料がその付近で得やすい工法を施工することが必要である。工法はその選定を誤らなければ、１種類の工法を施工するだけで成果を挙げ得る場合が多いが、時には数種の工法を併施してはじめてその目的を達成することがあるから、当初施工の工法で効果が認められないときは、これに代るべき工法を遂次施工し、極力水害の防止に努めなければならない。

9　水閘門の操作及び決壊等の通知

（1）水閘門の管理者は、あらかじめ操作員を定めて、平時工作物の点検をさせ、出水時の操作に支障のないようにしておく。

（2）水閘門の管理者は、操作員を水間門の操作にあたらせるとともに適宜その状況を土木建築事務所長その他関係機関の長に通報する。

（3）農業用等ため池が所在する区域の水防管理者は、その溢水状況に留意し、特に老朽危険箇所については漏水状態に注意して、必要に応じて樋管の調節による放水を行わせしめるとともに、異常を発見したときは、速やかにその状況を土木建築事務所長、及び土地改良事務所長に通報する。

（4）堤防等が決壊し又はこれに準ずる事態が発生した場合は、当該水防管理者は、直ちにその旨を土木建築事務所長、警察署長に通報する。

10　警察官の派遣要請（水防法第22条）

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求めることができる。

11　水防てん末報告

（1）水防管理団体の報告

水防管理団体（町）が水防活動をおこなったときは、別に定める様式により、水防活動終了後５日以内に土木建築事務所長を経由して、そのてん末を知事（河川課）に報告する。

土木建築事務所長は、管内の水防管理団体から提出された報告書をとりまとめて知事に提出する。

（２）土木建築事務所長の報告

土木建築事務所が水防活動を行なった場合は（１）の例により報告書を作成し、水防活動終了後10日以内に知事に提出する。

第５節　公用負担

水防法に定める公用負担については、次による。

第１項　物的公用負担（水防法第28条）

水防管理者（町長）、消防機関の長、消防団長は、水防のため緊急の必要があるときは、水防の現場において、次の負担を課することができる。

１　必要な土地の一時使用
２　土石、竹木その他資材の使用、収用
３　車両、その他運搬用機器の使用
４　工作物その他障害物の処分

第２項　人的公用負担（水防法第24条）

水防管理者（町長）、消防機関の長、消防団長は、水防のためやむを得ない必要があると認めるときは、その町内の居住者又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる。

第３項　損失補償及び損害補償（水防法第28条、第45条）

物的公用負担により損失を受けた者又は人的公用負担により損害を受けた者に対する補償については、水防法第28条及び第45条に規定するところによる。

第６節　水防訓練

本町は水防法に定めるところの指定水防管理団体であり、水防法第35条の規定に従い、毎年１回以上水防訓練を実施し、水防技術の向上を図ると共に、水防組織の整備点検を行う。

なお、水防訓練は、県及び町の地域防災計画に定める総合防災訓練に包括して実施しても差し支えない。

第７節　水防協力団体

第１項　水防協力団体の指定（法第36条）

水防管理者は、民法第34条の法人又は特定非営利活動促進法第２条第２項の特定非営利活動法人であって、次項に規定する業務を行うことができると認めるものを、その申請により水防協力団体として指定することができる。

第２項　水防協力団体の業務（法第37条）

水防協力団体は次の業務を行う。

１　水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動への協力
２　水防に関する情報又は資料の収集、提供
３　水防に関する調査研究
４　水防に関する知識の普及、啓発

第８節　水防標識・水防信号・身分証票

第１項　水防標識（法第18条）

水防のため出動する優先通行車両の標識は次のとおりである。（水防法施行細則（昭和34年山口県規則第54号）第２条）

１　標識の大きさは、縦15センチメートル、横21センチメートルとする。
２　標識の材質は、紙製又はプラスチック製とする。
３　地色は白色とし、記号は赤色とし、文字は黒色とする。

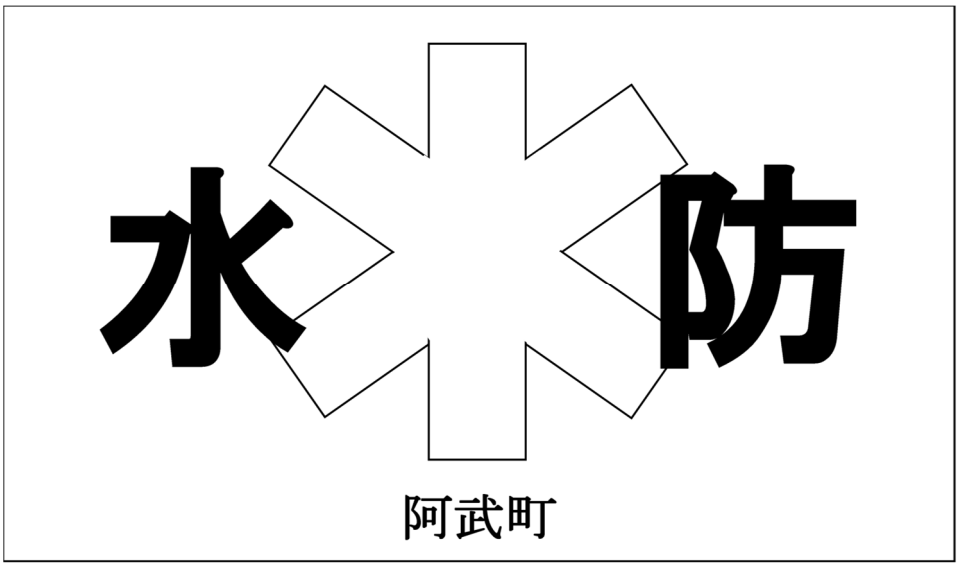

第２項　水防信号（法20条）

知事の定める水防に用いる信号は次のとおりである。（水防法施行細則（昭和34年山口県規則第54号）第３条）

種類	発信の方法	警鐘による場合			サイレンによる場合		
警戒信号	氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの	休止	休止	休止	約５秒 ○－ 約15秒 休止	約15秒 休止 約５秒 ○－	約５秒 ○－
出動信号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの	○－○－○休止 ○－○－○休止 ○－○－○			約15秒 ○－ 約５秒 休止	約５秒 休止 約15秒 ○－	約15秒 ○－
総出動信号	必要と認める区域内の居住者で水防活動ができる者の全員が出動すべきことを知らせるもの	○－○－○－○休止 ○－○－○－○休止 ○－○－○－○			約30秒 ○－	約５秒 休止	約30秒 ○－
避難信号	必要と認める区域内の居住者に対し避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	乱打			約１分 ○－	約５秒 休止	約１分 ○－

第 13 章　災害警備計画

基本的な考え方
・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、陸上及び海上における災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するため、早期に警備体制を確立し、犯罪の予防、交通の規制等応急対策を実施して、生命、財産の保護並びに社会秩序の維持に当たる。
担当課
総務課
節の構成
第１節　陸上警備対策 第２節　海上警備対策

第１節　陸上警備対策

第１項　警備体制（災害警備実施計画）

１　職員の招集・参集

職員は、県内に災害が発生し、又は発生が予想される場合は、あらかじめ定められたところにより、非常招集又は非常参集する。

２　警備体制の種別

（１）第１次体制

大雨、暴風、洪水、高潮等の気象警報が発表され、その他災害に関する事前情報等から判断して被害の発生が予想されるとき。

（２）第２次体制

大雨、暴風、洪水、高潮等の気象警報が発表され、その他災害に関する事前情報等から判断して相当の被害の発生が予想されるとき。

（３）第３次体制

大雨、暴風、洪水、高潮等により、大規模な災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき。

３　警備本部の設置

県内に災害が発生し、又は災害の発生が予想される場合は、山口県警察災害警備計画等に定めるところにより、県警察本部及び関係警察署に所要の災害警備本部を設置する。

県に災害対策本部が設置された場合には、災害警備本部は、県本部の公安部としての活動を実施する。

４　災害警備本部の組織等

災害警備本部の組織、事務分掌及び警備部隊の編成、運用は、山口県警察災害警備計画の定めるところによる。

第２項　警備対策（災害警備実施計画）

大規模な被害が発生した場合における警備対策は、次のとおりとする。

1　情報の収集等

（1） 被害状況の把握

警備体制を要する災害が発生した場合、直ちに被害実態を把握するため、交番、駐在所、パトカー、白バイ等の勤務員をもって地上からの情報収集に当たる。

（2） 災害情報の交換

防災関係機関等と連携し、相互に映像等を含めた災害情報の交換を行い、実態的な被害の把握に努める。

2　救出救助活動等

（1） 機動隊等の出動

把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊・管区機動隊等を被災地管轄警察署等に出動させる。また、被害の状況により他都道府県警察の警察災害派遣隊の応援を要請する。

（2） 警察署等における救出救助活動

被災地を管轄する警察署長は、自署員及び応援部隊により救出救助部隊を速やかに編成し、被害の実態に応じた効率的、効果的な救出救助活動を行う。

また、消防・自衛隊等防災関係機関の現場責任者との連携を密にし、現場での活動が円滑に行えるように配意する。

（3） 行方不明者の捜索等

行方不明者の捜索及び関連情報の収集を行うとともに、必要な手配を行う。

3　避難誘導等

避難誘導を行うに際しては、町等関係機関と連携し、被災地域、災害危険箇所等現場の状況を把握し、安全な避難経路を選定して行う。また、障害者等の要配慮者については、できるだけ車両等を利用するなど、避難の手段、方法等について配意する。

4　危険箇所等における避難誘導等の措置

石油コンビナート等の危険物施設、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の危険箇所について、速やかに、災害発生の有無について調査を行う。また、当該施設等の管理者等から二次災害のおそれがある旨の通報を受けた場合は、施設内滞在者及び施設周囲の町民の避難誘導や交通規制等災害の拡大を防止するための的確な措置をとる。

5　交通規制の実施

（1） 緊急交通路の確保

災害による被害が発生し又は発生するおそれがある場合において、公安委員会が災対法第76条第１項に基づき、災害応急対策上、緊急の必要があると認める場合は、区域内又は区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し又は制限し、緊急通行車両の通行を確保する。

（2） 一般規制の実施

被災地域への緊急性の少ない車両の流入を抑止するため、広報及び必要な交通規制を実施するとともに、被災地域から避難する車両等流出する車両の誘導を行うなど、交通総量の削減措置を講じる。

（3） 緊急交通路等機能の確保

ア　災害による被害発生時における緊急交通路の確保のために行われた通行禁止等の交通規制の区域又は区間において、車両又は物件等が緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応

急対策に著しい支障がある場合で必要と認めるときは、災対法第76条の３に基づき、その物件の管理者等に対し、道路外等への移動命令等必要な措置をとる。

イ　信号機の滅灯に対処するため、警察官による交通整理を行うとともに、信号機の早期機能回復措置を講じる。

6　遺体捜索・検視等

警察の行う応急活動に付随して、町が行う遺体の捜索に協力する。また、医師等との連携に配意し迅速な検視、身元の確認、遺族等への遺体の引き渡し等に努める。

7　二次災害の防止

二次災害のおそれのある災害危険箇所等の調査を実施し、把握した情報について町災害対策本部に連絡するとともに、関係機関等と連携して関係する町民の避難措置をとる。

8　社会秩序の維持

被災地域等における援助物資の搬送路及び集積地での混乱、避難所内でのトラブル等の防止のため、警ら等を強化する。また、被災地等で発生しがちな悪徳商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締り等を重点に、被災地の社会秩序の維持に努める。

9　災害情報等の伝達

（１）被災者等のニーズに応じた情報の伝達

災害関連情報、避難措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等被災者等のニーズに応じた情報を、部内外の広報媒体を幅広く活用して伝達する。

（２）相談活動の実施

被災者の肉親等の相談に応じるため、相談窓口の設置等を行う。

また、避難所等の被災者の不安を和らげるため、警察官の立寄り等の活動を推進する。

10　通信の確保

災害により被害が発生し又は発生が予想される場合は、警察通信施設及び資機材の適切な運用によって、災害時における通信連絡の確保を図る。

（注）本節に掲げる事項についての活動の詳細は、警察本部及び警察署が災害警備計画で示す。

第２節　海上警備対策

第１項　治安の維持

管区海上保安本部・海上保安部署は、海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇等及び航空機により次に掲げる措置を講ずる。

1　災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
2　警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

第２項　海上交通安全の確保

管区海上保安本部・海上保安部署は、海上交通の安全を確保するため、次の措置を講じる。

1　災害による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外、沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて、入港を制限し、又は港内に停泊中の船舶に対して移動を命じる等、規制を行う。
2　船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
3　海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止する。
4　海難船舶又は漂流物・沈没物その他の物件により、船舶交通の危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ又は勧告する。
5　水路の水深に異状を生じたおそれがあるときは、必要に応じて調査を行うとともに応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
6　航路標識が損傷又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて、応急標識の設置に努める。
7　船舶交通の混乱をさけるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。

第３項　通信の確保

管区海上保安本部・海上保安海上交通安全の確保署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、必要な通信を確保するため、必要に応じて次に掲げる措置を講じる。

1　情報通信施設の保守を行い、また、その施設が損壊したときは、あらゆる手段を用いて必要な機材を確保し、その復旧を行う。
2　携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等を搭載した船艇を配備する。
3　携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等を被災地に輸送し、所要の場所に配備する。
4　非常の場合の通信を確保するため、通信施設の配備及び通信要員の配置を行う。
5　映像伝送システムを搭載した巡視船艇及び航空機を配備する。

６　関係機関等との通信の確保は、防災行政無線、携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等利用可能なあらゆる手段を活用するとともに、職員を派遣し、又は関係機関等の職員の派遣を要請する。

第 14 章　要配慮者支援計画

基本編第 1 編第 15 章「要配慮者支援計画」を準用する。

第 15 章　ボランティア活動支援計画

基本編第１編第 16 章「ボランティア活動支援計画」を準用する。

第 16 章　応急教育計画

基本的な考え方
・大規模災害発生時には、幼児、児童生徒、学生（以下「児童生徒等」という。）の生命、身体の安全が脅かされる事態が生じるおそれがある。 ・保育園、小中学校、高等学校（以下「学校等」という。）は、多数の児童生徒等を預かっており、災害時にはこれらの者の生命の安全の確保を図ることが最も重要な責務であると同時に、教育機関として教育活動の確保もまた重要である。 ・このため、学校等における災害時の応急対策の実施に必要な事項を定める。
担当課
総務課、教育委員会
節の構成
第１節　文教対策 第２節　災害応急活動

第１節　文教対策

災害時における児童生徒等の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、次の事項を実施する。

第１項　文教対策の実施

１　文教対策実施系統図

（１）町立学校関係

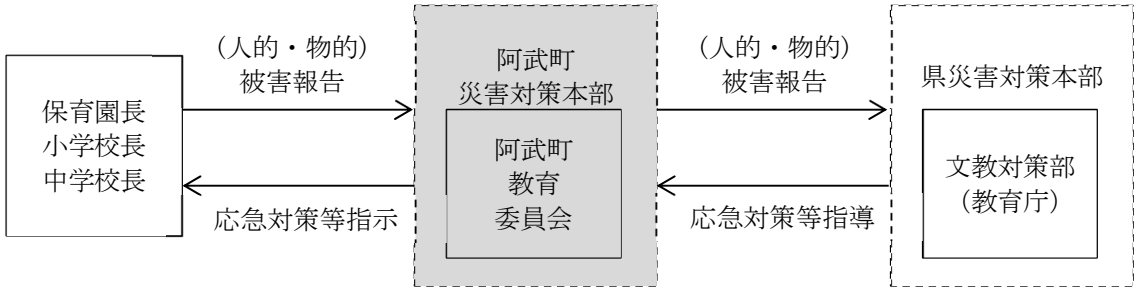

２　被害報告の内容

（１）被害報告の種別	・災害速報 ・公立学校人的被害に関する報告 ・公立学校物的被害に関する報告（施設、教科書等） ・要保護準要保護児童生徒に対する就学援助等の調査報告 ・県立学校生徒等被害調査報告 ・特別支援学校児童生徒等被害調査報告 ・私立学校人的被害に関する報告 ・私立学校物的被害に関する報告 ・学校給食関係被災状況調査報告 ・教職員住宅被害報告
（２）報告者、報告系統	第１項１「文教対策実施系統図」による。
（３）学校施設の被害判定基準	「公立学校施設災害復旧費国庫負担金関係法令運用細目」によるものであること。

第２項　児童生徒等の安全対策

町教育委員会及び県は、災害発生時において、児童生徒等の生命身体の安全を確保するため、これまでも計画的、組織的に児童生徒等に対して防災教育を実施し、又は指導助言してきたが、さらに次の視点に立った取組を推進していく。

１　取組の主な視点

ア　様々な災害を想定した学校安全計画の充実
イ　大規模災害を想定した避難訓練の実施
ウ　安全に関する職員研修の充実
エ　通学路の安全点検
オ　家庭・地域社会との連携強化
カ　ボランティア活動の推進
キ　自他の生命を尊重する態度の育成
ク　安全な生活態度や習慣の確立

２　応急対策

町教育委員会は、所管する学校における、災害時の児童生徒等の安全確保並びに教育活動の確保について、必要な措置を実施し、また、指導助言及び援助を行う。

（１）事前対応

ア　学校における災害時応急対策計画の策定指導

町教育委員会は、学長、校長又は園長（以下「校長」という。）に、学校の立地条件、児童生徒等の特性等を考慮した、次のような項目を内容とする災害時の応急対策計画を策定するとともにその計画について、児童生徒等、教職員、保護者等に周知するよう指導する。

県教委及び町教委は、上記について校長に指導する。応急対策計画の主な項目

（ア）防災組織・情報伝達（組織の役割分担）
（イ）参集体制（災害種別、勤務時間外等における連絡・参集の体制）
（ウ）情報収集（気象情報（警報等）に基づく情報の収集・伝達）
（エ）休校等の決定（休校（自宅待機）の決定、報告）
（オ）連絡体制（県・町教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者等への連絡体制）
（カ）避難指示及び避難誘導（避難場所（２次避難場所）、避難ルート、避難方法、在校時・登下校時・休日等の状況に応じた避難誘導）

（キ）実験・実習中の対策
（ク）火元の遮断と初期消火活動
（ケ）救護活動（児童生徒等、避難者）
（コ）避難所の開設・運営（町との連絡体制・初動対応）
（サ）児童生徒等登下校方法及び保護者への引渡し方法
（シ）総合支援学校及び寄宿舎を有する学校における対策（避難方法、保護者への連絡方法、引渡し方法、登下校時の対応、寄宿舎への食料・飲料水の確保等）

イ　防災訓練の実施

校長等は、児童生徒等が災害時に迅速的確な対応がとれるよう、町、県及び防災関係機関等が実施する防災訓練等に参加し、又は自ら防災訓練を実施する。

学校における防災訓練の場としては、次の三つが考えられる。

（ア）総合防災訓練（県によるもの）
（イ）地域防災訓練（町、防災関係機関等によるもの）
（ウ）学校で行う訓練（県立学校は毎学期１回以上の実施）

ウ　学校施設設備及び通学路の安全点検

校長は、災害発生時の被害を最小限に止めるため、日常から学校施設設備の点検を実施するなどして、常に保安状況を把握しておく。

（ア）防災上必要な設備等の点検整備

区分	内容
消火設備	消火器、消火栓、水槽、水バケツ、防火扉
避難・救助	非常階段、救助袋、縄ハシゴ、ハンドマイク、懐中電灯、救助ロープ
医薬品・食料	救急医薬品、担架、非常食・飲料水（寄宿舎生等用）

（イ）破損、火災等による被害防止

区分	該当施設	点検確認事項等
窓ガラス	教室・廊下等	窓枠等の不良の有無
ロッカー類	教室･廊下･昇降口等･職員室	転倒 移動の有無
ガラス器具	理科実験室･　実習室等	転倒､落下､破損の有無､容器の多段積みによる被害発生の有無
理科実験類･医薬品類	理科実験室･実習室･保健室	混合発火の可能性の有無､劇毒物の収納状況、自然発火の可能性のある薬品の保管状況
ガス	理科実験室･調理室･給食室	元栓の開閉機能､ガス管の老朽化の有無
石油･ガスストーブ	教室･職員室･事務室･用務員室	周囲の引火物の有無
食器類	調理室･給食室	転倒､落下､破損の有無
油類	調理室･給食室･実習室	転倒､落下による流出の危険性の有無
工作機械･工作用具等	実習室	転倒､落下の有無
テレビ	教室･ 視聴覚教室	落下､転倒の有無
コンピュータ	コンピュータ室	落下､転倒の有無

エ　気象情報の収集

学校は、県・町教育委員会及びテレビ・ラジオ等から、気象情報等の災害関連情報を収集し、必要に応じ連絡網により児童生徒等の家庭に伝達する等の措置を講じる。

また、台風等事前に襲来が予測される場合の休校又は自宅待機については、児童生徒等の登校前、遅くとも午前６時までに決定し、連絡することとする。

なお、学校長は休校を決定した場合は、速やかに教育委員会にその旨の報告を行い、町教育委員会は、教育庁学校運営・施設整備室に休校の状況を報告することとする。

（ア）公立幼・小・中・高等学校・総合支援学校

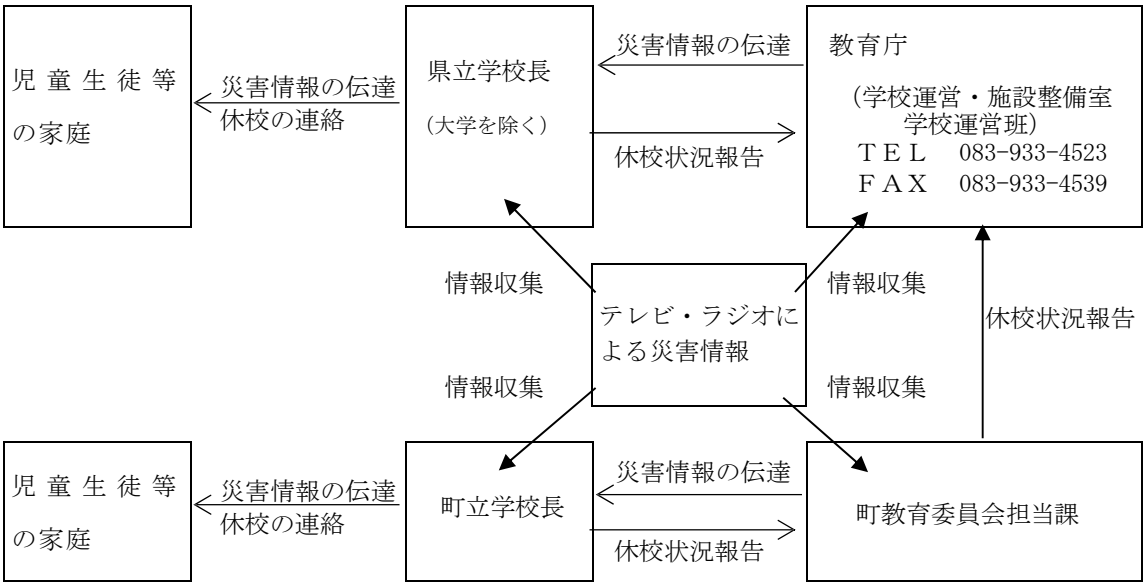

（２）災害時の対応

ア　町教育委員会及び県は、所管する学校において策定した「応急対策計画」が円滑に実施できるよう、指導助言し、及び支援に努める。

イ　学校教育施設の確保を図るため、下記（４）アに記述する学校施設の応急復旧に必要な措置を実施し又は指導助言を行う。

【校　長】

ア　校長は災害発生時においては、児童生徒等の安全確保を第一として、前記により策定した「応急対策計画」に基づき、必要な措置を講じる。

（ア）学校の管理する危険物の安全措置

学校が管理する危険物（電気、ガス、危険薬品、アルコール類、石油等）については、二次災害発生のおそれが高いことから、これらの使用の停止又は安全な場所への移動等必要な措置を講じる。

（イ）保健衛生に関する指導、助言

災害時における清掃、防疫その他の保健衛生に関して必要な指導、助言を行う。

・飲料水（井戸等利用の場合）汚染時の使用禁止及び消毒の実施措置
・汚染校舎の水洗、清掃、消毒の実施
・被災地域における感染症予防上の措置

イ　校長は、災害の規模、児童生徒等、教職員及び学校施設、設備の被害状況を速やかに把握するとともに、第１項１「文教対策実施系統図」により、県（教育庁各課・学事文書課）又は当該教育委員会に報告する。

児童生徒等の安否状況の把握については、地区ごとに教職員の分担を定めるなどして行うが、被害の状況により必要があるときは、町又は地域の町民等の協力を求める。

災害速報を、被害等の把握の都度、報告する。

ウ　校長は、状況に応じ県（教育庁各課・学事文書課）又は当該教育委員会と連絡の上、臨時休校等適切な措置をとる。
　なお、校長は休校を決定した場合は、速やかに教育委員会にその旨の報告を行い、町教育委員会は、教育庁学校運営・施設整備室に休校の状況を報告することとする。
エ　校長は、設備の応急復旧を行い、授業再開に必要な施設の確保措置をとる。
　なお、確保については下記（４）イに記述する「学校施設の被害に応じた施設設備の確保基準」により行う。
オ　校長は、施設、設備の応急復旧状況を把握し、県（教育庁各課・学事文書課）又は当該教育委員会に報告するとともに、応急教育の開始時期及び方法を、児童生徒等及び保護者に連絡する。
カ　校長は、寄宿生等に必要な食料、飲料水の確保が困難なときは、町に応援を求める。

【町教育委員会及び県教育委員会】
ア　各学校等の応急教育計画の作成にあたり、県教委及び町教委は、所管する学校を指導助言及び支援する。
イ　災害が大規模又は広域にわたるため、下記（４）イに記述する「学校施設の被害に応じた施設確保の基準」による授業再開が必要な施設の確保について町教委での対応が困難な場合は、必要に応じて県教委及び町教委による対策チーム（リーダー：義務教育課）を設置し、異校種間の調整や町域を越える対応等について速やかに検討し、対応を決定する。
ウ　県教委及び町教委は、公民館等の学校施設として代替可能な公共施設の状況（収容人数、教育設備・備品の状況や通学手段の有無等）について、あらかじめ把握しておくこと。

（３）災害復旧時の対応
ア　県（教育庁各課・学事文書課）及び町教育委員会は、授業再開に必要な対策について、所管する学校を指導助言し、及び支援する。
（ア）学習場所の確保等
（イ）教員の確保（臨時的任用、近隣学校からの応援、他府県への応援要請等の措置）
（ウ）教科書等の供給
イ　被災町の教育委員会は、被災学校ごとに担当職員を定め、情報収集及び指示等の伝達に万全を期する。
　この場合において、人員等が不足するときは、他の部局に職員の応援を求めるなどして確保を図る。
ウ　被災町は、災害の規模等により必要があると認めるときは、被災地の児童生徒についての教育事務の委託を隣接市に対して行うことができる。
エ　県（教育庁各課・学事文書課）及び町教育委員会は、被災地の児童生徒の転入学の弾力的な運用を他の都道府県及び教育委員会に依頼する。

【校　長】
ア　校長は、教職員、児童生徒等を掌握するとともに、県（教育庁各課・学事文書課）及び町教育委員会と連携し、校舎内外の整備並びに教科書及び教材の確保に努めるなど、教育活動再開に向けての態勢を整備する。
イ　校長は、被災児童生徒等のうち、当該学校以外の避難所に避難している児童生徒等については、教職員の分担を定め、実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、必要な指導を行う。
ウ　校長は、避難場所として学校施設を提供したため、長期にわたって教室等が使用不可能となった場合は、当該教育委員会に対し、他の公共施設等への学習場所確保のあっせん依頼を行う。
エ　校長は、災害復旧の推移を把握し、当該教育委員会と緊密に連絡の上、できるだけ早く平常授業に戻すように努め、その時期について、保護者及び関係者に連絡する。

オ　校長は、授業再開に当たっては、児童生徒等の登下校時の安全確保に留意する。

（４）被災後の教育施設等の確保

ア　学校施設の応急復旧	（ア）災害直後における施設の安全点検と危険箇所の表示 （イ）応急復旧計画の樹立等の措置 （ウ）応急復旧のための設備及び資材の確保措置 （エ）被害状況の詳細な記録（写真等） （オ）現地指導員の派遣 （カ）学校施設の安全確保のための建物危険度判定の実施
イ　学校施設の被害に応じた施設確保の基準	（ア）応急的な修理で使用できる場合 当該施設の応急復旧により使用する。 （イ）学校施設の一部が使用できない場合特別教室、体育館等を利用する。 （ウ）校舎の大部分が使用できない場合 公民館等公共施設の利用又は被災を受けていない隣接学校の施設設備等を利用する。 （エ）特定の地区が全体的に被害を受けた場合 避難先の最寄りの学校、被災を免れた公民館等公共的施設を利用する。なお、利用すべき施設、設備がない場合は、応急仮校舎の建設を要請する。

第３項　児童生徒等の援助

１　教科書の供給

教科書の供給及び報告については、「災害により教科書が滅失又はき損した場合における教科書の供給等について」（昭和52年４月８日付け文初管第211号）による。

＜教科書の供給斡旋系統図＞

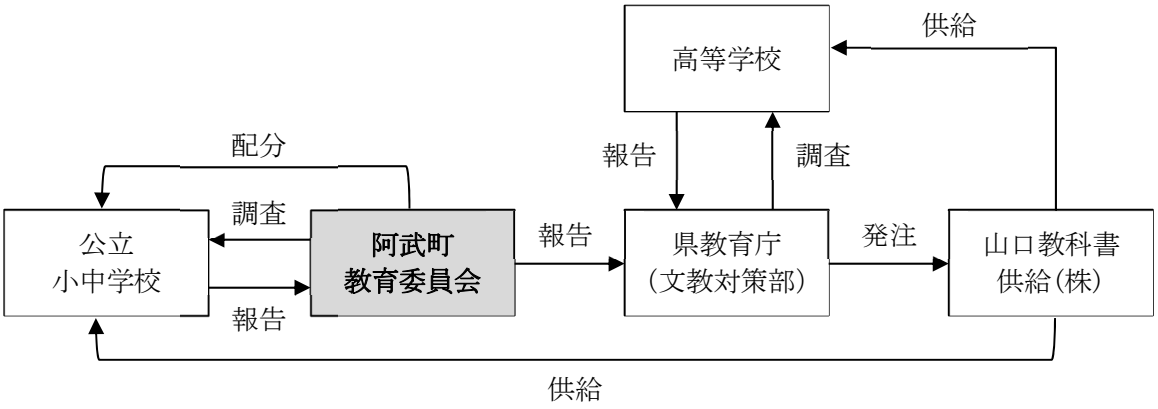

２　学用品の給与

学用品については、救助法が適用された場合、被災児童生徒等に対し以下のような措置が講じられる。

（１）給与対象

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（総合支援学校の小学部児童含む。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程の生徒及び総合支援学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校生徒（高等学校、中等教育学校の後期日程、総合支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒又は学生）

（２）給与実施者

通常の場合、知事から委任を受けた町長が、教育委員会及び校長の協力を得て調達から配分までの業務を行う。

（３）給与する学用品等

次に掲げる品目の範囲内で現物を給与する。

ア　教科書及び教材

（ア）「教科書の発行に関する臨時措置法」第２条に規定する教科書

（イ）教科書以外の教材で、教育委員会に届出又は承認を受けて使用しているもの

イ　文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

ウ　通学用品

運動具、雨傘、カバン、雨靴等

エ　私立学校において使用する教材については、公立学校が使用している教材に準じる

（４）学用品給与の時期

ア　教科書・教材

災害発生の日から１ヵ月以内

イ　文房具及び学用品

災害発生の日から15日以内

３　学校給食の確保

（１）災害時における給食物資の確保措置

ア　学校給食用施設設備の被害状況の把握と指導援助

学校又は共同調理場の管理者は、調理施設、洗浄用機器、水道施設、排水施設、食器等の学校給食用施設設備について、被害状況（規模及び程度）を把握し、県教委又は町教委へ報告する。県教委及び町教委は、施設設備の確保を図るため、必要な措置を実施し又は指導助言を行う。

イ　保管倉庫の安全措置と水漏れ等の防止等

学校又は共同調理場の管理者は、冷凍用倉庫をはじめとする食材用保管庫について、電気系統を含めた機能の維持を確認する。また、倉庫、学校給食用施設の天井、壁面、床面等からのガス・水漏れの有無について確認を行い、ガス・水漏れのある場合は、これを防止するための措置をとる。

ウ　被害状況の確実な把握及び物資の調達措置

学校又は共同調理場の設置者及び管理者は、平時から学校給食施設に保存してある給食物（食材）について、給食での使用が可能か把握する。また、学校給食会等の食材納入業者に、食材の調達に支障が生じていないか確認し、調達が困難な場合は他の食材納入業者等に協力を求めるなどの措置を講じる。

（２）応急給食の実施

学校給食施設の安全点検を実施し、学校としての機能が正常化するまでの間、応急給食を実施する。

ア　給食施設設備の安全点検及び衛生管理

学校又は共同調理場においては、給食施設設備の破損、部品の欠損及び動作について安全点検を行うとともに、学校給食衛生管理基準に基づく施設設備の清掃及び洗浄消毒を行う。

イ　給食材料の衛生管理、調理等における完全熱処理

学校又は共同調理場においては、学校給食衛生管理基準に基づく十分な衛生管理及び加熱調理を行う。なお、給食用食器の不足が生じた場合は、使い捨ての紙コップ、紙皿を使用するなど、衛生管理に留意する。

ウ　調理従事者の確保及び健康診断

県教委及び町教委は調理業務委託業者との連携等により、応急給食の実施に必要な調理従事者を確保する。また、調理従事者については、検便を実施するなど所要の健康診断を行い、食中毒の防止に十分留意する。

エ　学校給食と被災者炊き出しとの調整

学校又は共同調理場においては、学校給食衛生管理基準に基づき、施設設備の清掃及び洗浄消毒の徹底に努めるなど、衛生管理に留意する。特に、被災者への炊き出しの協力などのため調理従事者以外が使用した場合については、十分留意する。

（３）大規模・広域災害への対応

ア　災害が大規模又は広域にわたり、単一の学校又は町で対応できない場合は、県教委及び町教委による対策チーム（リーダー：学校安全・体育課）を設置し、当該チームにおいて応急給食に係る全県的な対策を速やかに検討し、対応を決定する。

イ　県教委及び町教委は、各学校及び共同調理場の調理能力（提供可能最大食数等）及び配送可能近隣校、代替可能給食施設の有無等について、あらかじめ把握しておくこと。

４　児童生徒等に対する就学援助

（１）被災による生活困窮家庭の児童、生徒に対する就学援助

要保護、準要保護家庭の小中学校児童、生徒については、「学校教育法」に基づき援助措置を講じる。

これに必要な取扱内容等は、以下による。

ア　援助を必要とする児童、生徒数の把握

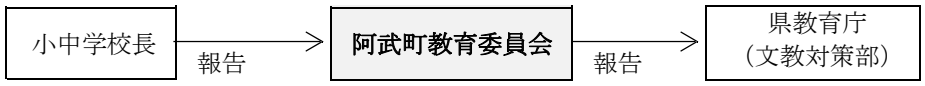

イ　援助措置の内容

（ア）児童、生徒に対する援助の種類

学用品費、通学用品費、校外活動費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、通学費、学校給食費、医療費、クラブ活動費、生徒会費、ＰＴＡ会費、卒業アルバム代等

（２）被災総合支援学校児童生徒等就学奨励

総合支援学校児童生徒の就学による保護者の経済的負担軽減を図るため「特別支援学校への就学奨励に関する法律」等に基づき、就学奨励費の援助措置が講じられる。

これに必要な取扱内容等は以下による。

ア　援助を必要とする児童・生徒数の把握

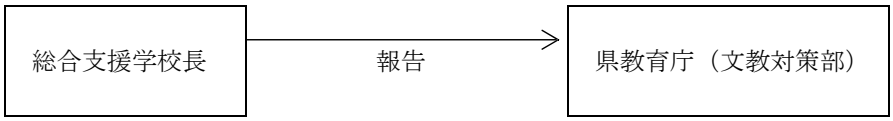

※寄宿舎入居中の児童生徒については、その者の属する世帯の住家被害による

イ　援助措置の内容

（ア）児童、生徒に対する援助の種類

教科書、学校給食費、学用品費、通学用品費、修学旅行費、通学又は帰省に要する交通費、付添人の付添に要する交通費、学校附設の寄宿舎居住に伴う経費

（イ）援助額

全部又は一部

（ウ）交付手続

児童生徒の属する世帯が被災した場合は、就学についての経費認定資料を校長が提出する。

5　授業料等の減免及び学資貸与

（1）県立学校授業料等の減免等（山口県使用料手数料施行規則等）

ア　生徒等の被災状況の調査報告

（ア）県立高等学校

県立高等学校生徒被災状況報告書により、報告する。

校長

県教育委員会（文教対策部）

（イ）県立大学

県（学事文書課）

イ　減免措置

県教育委員会は、減免を決定し、関係学校に通知する。

県立大学においては、公立大学法人の理事長が減免を決定する。

（2）私立高等学校生徒等に対する授業料減免補助

子育て支援のための私立高校生授業料等減免補助金により、私立高等学校等を設置している学校法人が行う授業料軽減措置に対して補助する。

（3）奨学金及び育英資金の貸与

被災生徒等に対しては、必要に応じ山口県ひとづくり財団、日本学生支援機構による奨学金の貸与措置が講じられる。

第２節　災害応急活動

学校は、平素においても地域社会の中で重要な役割を果たしているが、特に、大規模災害が発生した場合は、町民の避難所として防災上重要な役割を担うことになる。

このため、関係部局と協議調整の上、避難所として必要な設備等の整備の促進を図る。

第１項　避難所としての活動

学校が地域防災に果たす役割は、地域の特性、災害の規模等により異なるが、災害発生時において、その役割及びこれに必要な対応について定める。

学校が避難所となる場合、避難所の運営は、町（健康福祉課）が行う。

教職員は、児童生徒等の安全確保、校長を中心とした学校教育活動の早期正常化に向けて取り組む。教職員は、災害応急対策が円滑に行われるよう、避難所の運営体制が整備されるまでの間、協力する。

第２項　避難所としての施設設備の整備

町の地域防災計画において、避難所に指定された施設整備については、関係部局と協議の上、必要な対策を計画的に講じる。

（１）情報連絡体制の整備

災害応急活動を迅速かつ的確に実施し、地域の被災状況、被災者の安否情報等の連絡体制を確立するため、携帯電話、パソコンネットワーク等多様な連絡手段による情報ネットワークの整備を図る。

（２）必要な設備の整備

学校が避難所として、防災上重要な役割を担っていることに鑑み、シャワー室、備蓄倉庫の設置等必要に応じ、防災機能の整備を図る。

（３）必要な資材等の備蓄

避難所としての機能を果たすため、災害対策本部からの緊急物資が届くまでの間、必要な資材等の備蓄の促進を図る。

第 17 章　ライフライン施設の応急復旧計画

基本編第３編第 18 章「ライフライン施設の応急復旧計画」を準用する。

第 18 章　公共施設等の応急復旧計画

基本編第３編第 19 章「公共施設等の応急復旧計画」を準用する。

基本的な考え方
・道路、河川、海岸、橋梁、港湾、漁港等の公共土木施設や鉄道施設は、物資・人の輸送等を通して、社会経済、町民の日常生活に大きくかかわっている。 ・また、病院、社会福祉施設、学校、社会教育施設等の公共施設も町民の日常生活に大きくかかわっており、これらの施設が地震等により被害を受けた場合は、町民の生活に大きな支障を及ぼすばかりか、被災者の救助・救援活動に重大な支障をきたす。 ・このため、これら公共施設が被災した場合には、速やかな応急復旧対策が必要となる。
担当課
総務課
節の構成
第１節　公共土木施設 第２節　公共施設 第３節　鉄道施設

第１節　公共土木施設

基本編第３編第 19 章第１節「公共土木施設」を準用する。

第２節　公共施設

町が所管する診療所、学校、社会福祉施設等の公共施設は、災害発生時の応急救護所、避難所等として重要な役割を担うことになる。

このため、これらの施設が被災した場合における迅速な応急復旧措置は、被災した町民の民心安定を図るうえで重要なものとなることから、速やかな対応が必要となる。

第１項　応急対策

町は、所管する各施設管理者に対し、災害時における施設の機能の確保及び利用者等の安全確保を図ることを目的に、災害後の応急措置、応急復旧に必要な措置について指導を行う。

１　応急対策計画の策定

公共施設等の各施設管理者は、災害時における応急対策を円滑に実施するため、応急対策計画を定めておく。応急対策については、それぞれの施設の管理者が定めるものであるが、計画すべき対策の要点は次のとおりである。

（１）災害情報等の施設利用者等への伝達

（２）避難誘導等利用者の安全確保措置

（３）応急対策を実施する組織体制の確立
（４）火災予防等の事前措置
（５）応急救護措置
（６）施設設備の点検

２　災害時の応急措置

各施設管理者は、あらかじめ定めた応急対策計画により、迅速かつ適切な応急措置を実施する。

（１）緊急避難の指示

管理者は、災害状況に応じ適切な避難誘導を実施し、入所者等の安全確保に努める。

（２）被災状況の把握

管理者は、災害の規模、利用者・入所者、職員、施設設備等の被災状況の把握に努める。

（３）応急対策の実施

ア　被災当日及びその後における施設の運営

イ　施設管理に必要な職員を確保し、施設設備の保全措置ウ利用者・入所者の家族への連絡措置

（４）報告・応援要請

管理者は、被災状況について各施設所管課（町・県）に報告するとともに、必要な応援要請を行う。

（５）二次災害防止措置

二次災害の防止や建築物の応急復旧を効果的に行うため、建物の危険度の判定を実施する。

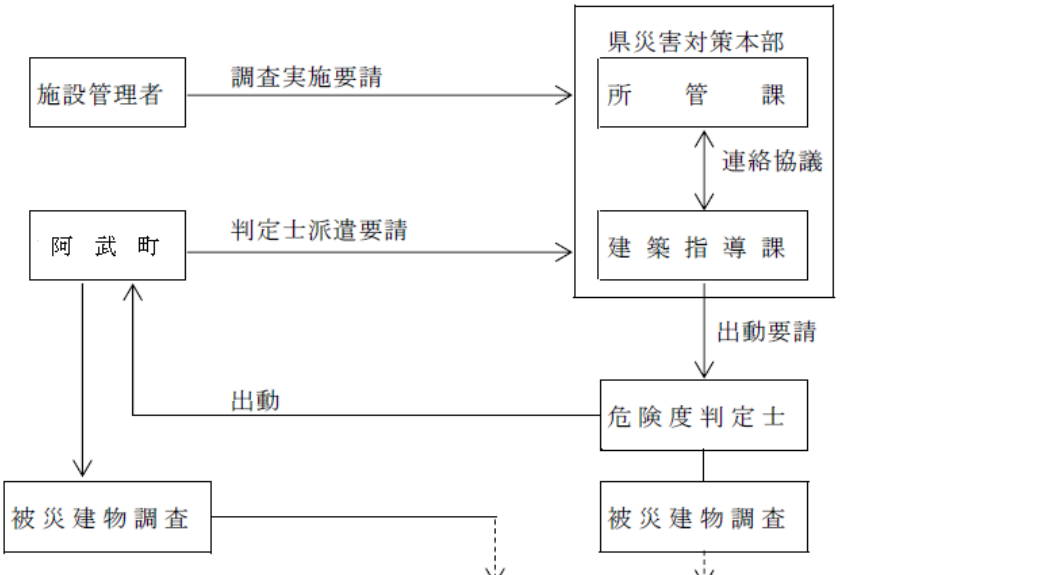

判　　定（３段階）	
危　険	この建物に立入ることは危険です。
要注意	この建物に立入る場合は十分注意して下さい。
調査済	この建物の被害は少ないです。

第２項　復旧対策

各施設管理者は、各施設所管課（町・県）と協議の上、災害施設設備の応急復旧を実施する。

第３節　鉄道施設

公共輸送機関として多数の旅客、物資の輸送をしている鉄道は、災害等により被害が発生した場合、町民の生活に重大な支障を与え、また、利用者の人命に直接かかわるおそれがある。

このため、災害が発生した場合、旅客及び施設の安全確保と物資の緊急輸送の実施に必要な応急措置を実施する。

第１項　災害時の活動体制

１　災害、運転事故対策本部の設置

機関名	内容
西日本旅客鉄道株式会社	（１）災害が発生した場合、鉄道災害の未然防止、併発事故及び被害の拡大防止並びに早期復旧を図るため、中国統括本部に事故対策本部を、また被災現場に現地対策本部を設置する。 （２）現地対策本部を開設するに至らない程度の事故が発生したときは、管理駅長等が対応する。 事故が発生した場合、復旧担当箇所の長は、現地対策本部長が到着するまでの間、暫定現地対策本部長として任務を遂行し、現地対策本部長が到着したときはその任務を引継ぐ。 事故発生時における事故対策本部等の防災組織は、第１章第３節の組織による。 事故対策本部及び現地対策本部の業務は、概ね次のとおりである。 ア　事故対策本部 （ア）運転事故、防災及び災害の情報に関すること。 （イ）併発事故、災害の未然防止に関すること。 （ウ）被害の拡大防止に関すること。 （エ）運転事故、災害の復旧に関すること。 （オ）応急輸送に関すること。 イ　現地対策本部 （ア）運転事故並びに災害の復旧及び負傷者等の救護に関すること。 （イ）運転事故及び災害の情報に関すること。 （ウ）被害の拡大防止に関すること。 （エ）応急輸送に関すること。
日本貨物鉄道株式会社	災害が発生した場合、西日本旅客鉄道㈱の事故対策本部及び現地対策本部に加わり、各種情報交換を行うとともに、西日本旅客鉄道㈱と同様の事故対策本部及び現地対策本部を設置して同様の業務を行う。

２　警戒体制

災害の発生が予想される場合は、概ね次の警戒体制をとる。

機関名	内 容
西日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	（１）中国統括本部又は支店の関係各課は、それぞれの現業機関の警戒体制を把握するとともに必要な指示を行う。 特に台風、洪水等については、関係地方気象台と直接電話等により情報の入手に努める。 （２）中国統括本部又は支店の関係各課は、災害等のため、業務に支障を及ぼす事態が発生するおそれがあるときは、現地に急行し、関係現業機関の長を指揮督励して、災害の未然防止及び被害の拡大防止に努める。 （３）天候不良時の警戒については、関係地方気象台からの鉄道気象電報等及びその地区の気象状況等により線路等の警戒を行うとともに、関係地方気象台との連絡及びラジオその他による気象情報に注意し、気象の推移、台風の進路等の予測に努める。 （４）強風、豪雨発生時には、それぞれの基準により、列車の運転休止又は運転速度の制限を行う。

３　通信連絡体制

機関名	内 容
西日本旅客鉄道株式会社	（１）災害情報及び応急措置の連絡及び指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等で行う。 （２）通報経路
日本貨物鉄道株式会社	通報経路

第２項　応急措置

１　災害が発生したとき、又は、発生が予想される場合は、人命の救護を第一とし、併発事故等被害の拡大防止に努めるとともに、関係箇所への連絡等の適切な処置をとる。

２　事故の状況を判断して部外機関の応援を必要と認めたときはその出動を要請する。

３　事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

第３項　応急復旧

鉄道施設は、公共輸送機関として町民の日常生活、社会経済活動を営むうえで重要な役割を担っており、災害が発生した場合速やかな応急復旧を実施する。

１　西日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社

（１）災害が発生した場合、所管する施設設備について早期復旧及び被害の拡大防止をするため、「事故対策本部」及び「現地対策本部」は、あらかじめ定められた復旧計画に基づき必要な対策を講じる。

（２）事故対策本部長並びに現地対策本部長は、必要により次の部外機関の協力を要請する。
なお、駅長はあらかじめこれら部外機関と災害時の対応について打ち合せておく。

ア　関係行政機関（町及び県・国の機関）

イ　警察署

ウ　消防署

エ　地方交通機関
オ　ＮＴＴ
カ　自衛隊

キ　中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社
ク　クレーン車所有者
ケ　アマチュア無線技士

（３）事故対策本部及び現地対策本部が設置された場合の部外機関との連絡等は、それぞれの本部において行う。

ただし、自衛隊の派遣要請については、事故対策本部長が知事（防災危機管理課）に要請する。

（４）部外機関との連絡系統図

〔西日本旅客鉄道株式会社〕

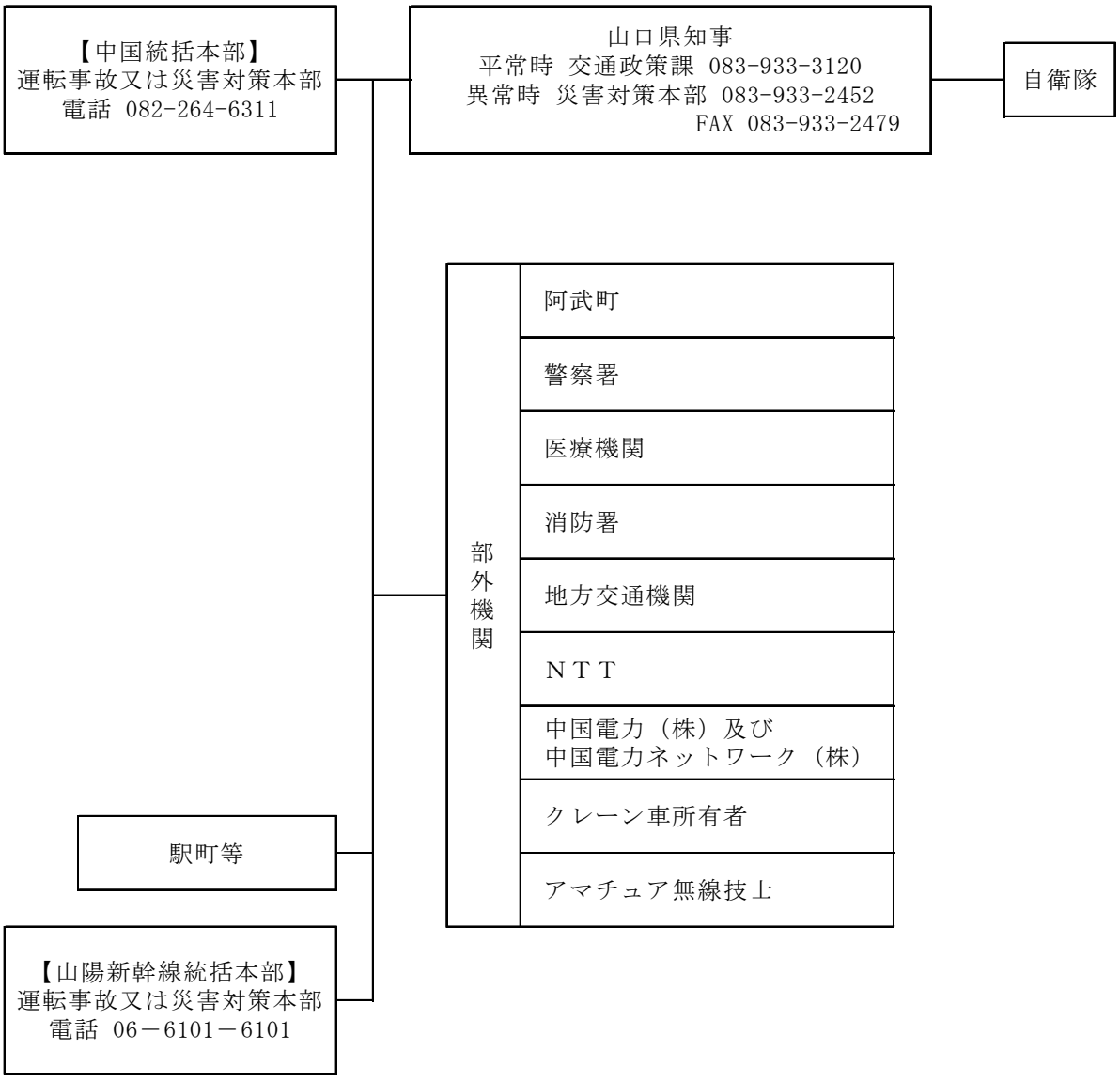

第 19 章　南海トラフ地震防災対策推進計画

基本的な考え方
・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第５条第２項の規定に基づき、南海トラフ地震による被害の発生を防止又は軽減するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項等を定め、地震防災体制の推進を図る。
担当課
総務課
節の構成
第１節　総則
第２節　町の活動体制
第３節　南海トラフ地震の概要
第４節　地震発生時の応急対策等
第５節　津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
第６節　時間差発生時への対応
第７節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画
第８節　防災訓練計画
第９節　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第１節　総則

第１項　推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。以下「法」という。）第５条第２項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

※推進地域（本町は推進地域ではないが、発生時には与える影響が大きいために記述する。）

平成 26 年３月 28 日に、下関市、宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町及び平生町が推進地域の指定を受ける。

（１都２府 26 県 707 市町村（平成 26 年３月 28 日現在））

※推進地域の指定基準（以下のいずれかに該当する地域を有する市町村）

①震度６弱以上の地域

②津波高が３ｍ以上で海岸堤防が低い地域

③防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮

第２項　防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本県の地域に係る地震防災に関し、県、本県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、本県の区域内の市町、指定公共機関、指定地方公共機関及び本県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務については、【山口県地域防災計画震災対策編（以下「震災対策編」という。」第１編第１章第４節】及び、大規模地震防災・減災対策大綱に定めるとおりである。

第２節　町の活動体制

【基本編第３編第１章第１節】に定めるところにより行う。

第３節　南海トラフ地震の概要

第１項　地震の概要

駿河湾から土佐湾までの南海トラフのプレート境界では、歴史的に見て、概ね 100～150 年の間隔で海溝型の巨大地震が発生している。この地域における地震は震源位置によって、東海地震、東南海地震、南海地震と呼ばれるが、過去に３地震が個別に又は２地震あるいは３地震が同時に発生した様々なケースがあったと考えられている。このうち、駿河湾付近では、1854 年の安政東海地震の後、約 160 年間にわたり巨大地震が発生しておらず、プレート境界での歪みが臨界状態まで蓄積している可能性が高く、いつ巨大な地震（東海地震）が発生してもおかしくないと想定されている。

一方、東海地震の震源域と連なる遠州灘西部から土佐湾までの南海トラフのプレート境界においては、1854 年の安政東海地震と安政南海地震の後、1944 年に昭和東南海地震、1946 年に昭和南海地震が発生している。昭和東南海地震では東海地震の想定震源域が未破壊のまま残り、また、昭和南海地震はそれ以前に同地域で発生した地震に比べやや小さい規模とされている。巨大地震の発生間隔が約 100～150 年であることから考えると、今世紀前半にも当該地域で巨大な地震が発生する状況にあることが懸念されている。

東海地震が発生していない現状に鑑み、平成 23 年８月に内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」においては、「科学的に想定し得る最大規模の地震・津波」を想定した検討が行われ、関東から四国・九州にかけて極めて広い範囲で強い揺れと巨大な津波が想定されることとなった。

南海トラフ地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、その大きな特徴として、①極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生すること、②津波の到達時間が極めて短い地域が存在すること、③時間差をおいて複数の巨大地震が発生する可能性があること、④これらのことから、その被害は広域かつ甚大になること、⑤南海トラフ巨大地震になった場合には、被災の範囲は超広域にわたり、その被害はこれまで想定されてきた地震とは全く様相が異なると考えられること等があげられる。

第２項　地震発生確率

国の地震調査研究推進本部（文部科学省に設置）地震調査委員会では、今後の地震発生確率を次のとおり評価している。

領域名	長期評価で予想した地震規模(マグニチュード)	地震発生確率		
		10年以内	30年以内	50年以内
南海トラフ	８～９クラス	30%程度	80%程度	90%程度 もしくはそれ以上

※2021年１月１日時点の評価

第３項　南海トラフ巨大地震の被害想定

被害は、県内の死者数が最大で 614 人と想定され、このうち 582 人（95%）が津波によるものである。建物の全壊・焼失棟数は最大で 5,926 棟と想定され、このうち津波によるものが 3,454 棟と最も多く、次に多いのが 1,771 棟の液状化によるものである。

ライフラインや交通施設の被害は、主に揺れの大きい県東部や津波の影響を受ける沿岸部において多く、避難者は約 16.8 万人（１日後）、経済被害額は約 1.2 兆円と想定される。

１　震度分布

南海トラフ巨大地震は、東海、東南海、南海、日向灘等のトラフ沿いに震源を持つマグニチュード９クラスの地震を想定しており、本県は震源からの距離が比較的離れているが、揺れ、液状化、津波による影響を受ける。

柳井市で震度６強が、岩国市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町で震度６弱が、その他の市町でも震度５強ないし５弱の揺れが想定されている。

２　津波の高さ

本県瀬戸内海沿岸の市町ごとに設定している主要な港湾・漁港等（代表地点）で 3.8～3.0m の最高津波水位が想定されている。

３　津波が到達するまでの時間

最高津波水位が県内沿岸に最も早く到達する時間は 116 分となっている。また、地震発生後に±20cm（海辺にいる人の人命に影響する恐れのある水位の変化）の変動が生じるまでの時間で最短となるのは 18 分となっている。

４　人的被害（被害が最大となるもの）（単位：人）

区分	建物倒壊	津波※	土砂災害	火災	ﾌﾞﾛｯｸ塀倒壊等	合計	備考
死者数	28	582	4	0	0	614	夏12時
負傷者数	1,353	118	6	0	0	1,477	冬深夜

※早期避難率は低い(「すぐに避難する」20%、「避難するがすぐに避難しない」50%、「切迫避難あるいは避難しない」30%)条件で算定

5　建物被害（被害が最大となるもの）（単位：棟）

区分	揺れ	津波	液状化	土砂災害	火災	合計	備考
全壊・焼失棟数	609	3,454	1,771	61	31	5,926	冬18時
半壊棟数	7,168	32,968	2,761	124	－	43,021	

6　ライフライン施設被害

区分			直後		１日後		１週間後		１ヶ月後	
上水道	断水人口	%	210,612人	14.5	159,116人	11.0	75,841人	5.2	8,974人	0.6
下水道	支障人口	%	6,275人	0.7	6,275人	0.7	6,275人	0.7	０人	－
電力	停電軒数	%	14,432軒	1.6	9,599軒	1.1	０軒	－	０軒	－
固定電話	不通回線	%	9,381回線	2.0	7,615回線	1.6	7,615回線	1.6	０回線	－
ガス	供給停止戸数	%	０戸	－	０戸	－	０戸	－	０戸	－

※１日後以降の停電軒数及び不通回線数は、津波により建物全壊した停電軒数、不通回線数を応急復旧対象外として除いている。

7　交通施設被害

区分		津波浸水域外	津波浸水域
道路		344箇所	115箇所
鉄道	新幹線	５箇所	－
	在来線	183箇所	52箇所

8　生活支障等

区分		１日後	１週間後	１ヶ月後
避難者	避難所避難	111,571人	17,127人	5,482人
	避難所外避難	56,073人	5,179人	12,790人
	合計	167,643人	22,306人	18,272人

災害廃棄物発生量	災害廃棄物（がれき等）	津波堆積物（土砂・泥状物等）
	61万トン	222～471万トン

9　経済被害（直接被害）

被災地において、公共、民間を通じて損壊・喪失した施設や資産を震災前と同水準まで回復させるために必要な費用の推計

民間部門	公共部門	合計
約1.0兆円	約0.2兆円	約1.2兆円

10　防災・減災対策による被害軽減効果

（１）早期避難による死者数の軽減（津波）

早期避難率を 100%（全員が地震発生後にすぐに避難を開始）まで向上させると死者 582 人が０人に減少【100%減】

（２）建物の耐震化等による死者数の軽減（建物倒壊）

建物の耐震化率及び家具等の転倒・落下防止対策実施率を 100%まで向上させると死者 28 人が０人に減少【100%減】

南海トラフ沿いで発生が知られているプレート境界地震

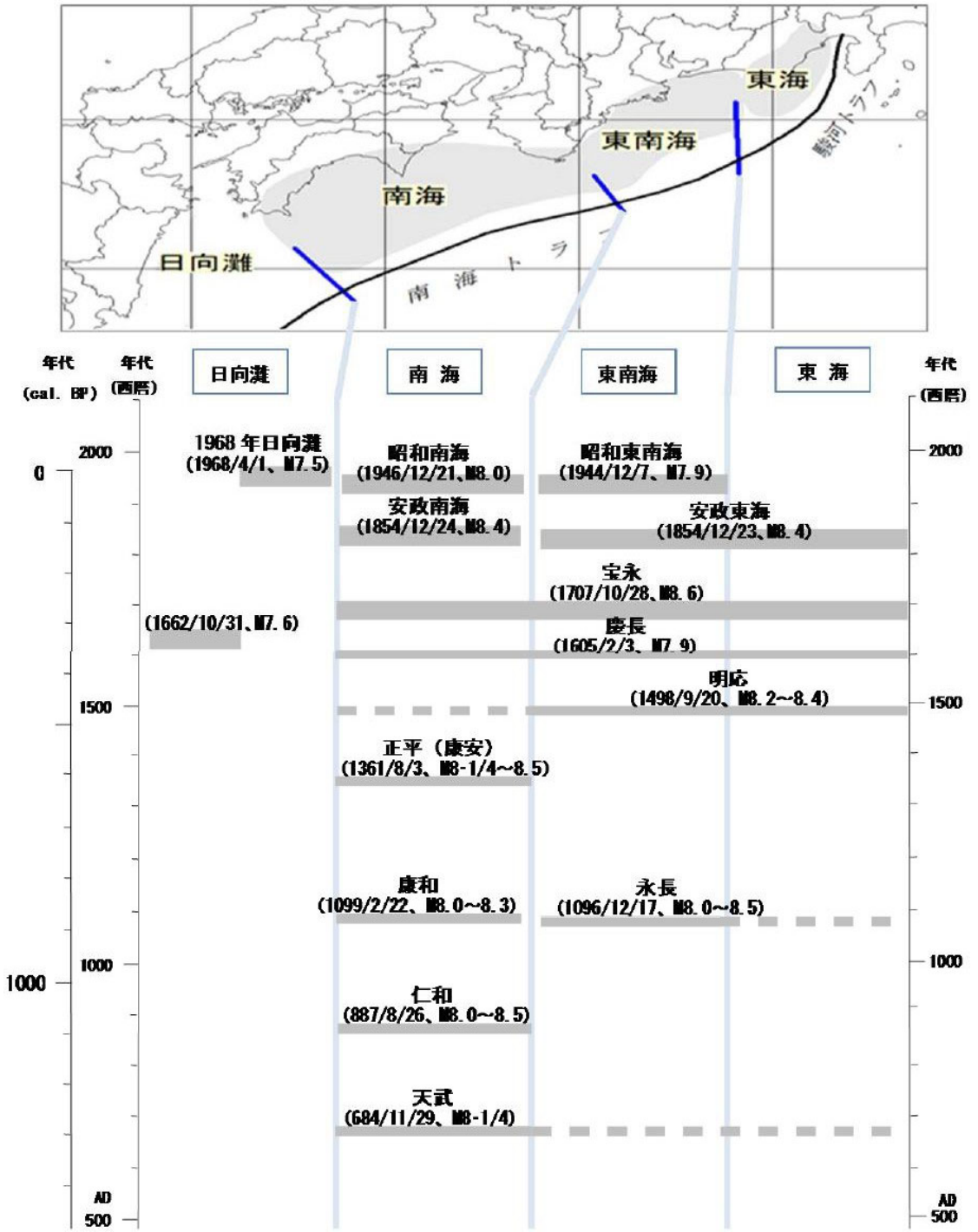

参考文献
（１）679年～1884年：気象庁（1983）、被害地震の表と震度分布図
（２）1885年～1980年：宇津（1982）、日本付近のM6.0以上の地震及び被害地震の表:1885年～1980年
（３）1951年～1995年５月：気象庁、地震月報
注）重複する地震の緒元は、上記の順位で採用した。

※1605　慶長地震以前の地震の震源域の広がりについては、信頼性に留意が必要である。

出典：中央防災会議「南海トラフの巨大地震モデル検討会」（平成23年12月27日中間とりまとめ）資料

陸側ケースの震度分布

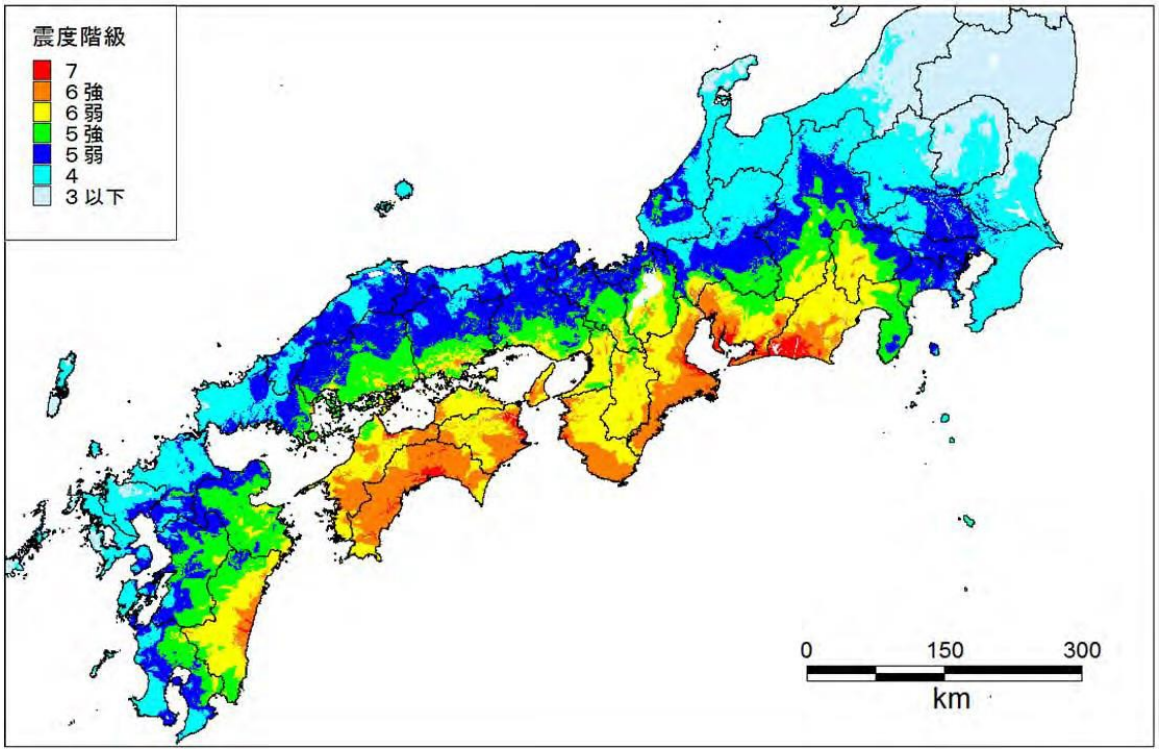

出典：内閣府南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ「南海トラフ巨大地震の被害想定について第１次報告）」（平成24年８月29日中央防災会議）

第４節　地震発生時の応急対策等

第１項　地震発生時の応急対策

１　情報の収集・伝達

（１）情報収集・伝達連絡系統は、【基本編第３編第２章第２節第１項】に定めるとおりとする。

（２）地震・津波や被害状況等の情報の収集・伝達については、（情報の種類に応じて）被災の状況により通常使用している情報伝達網が寸断されることを考慮し、【震災対策編第３編第２章第１・２節】に定めるところにより行う。

２　施設の緊急点検・巡視

町は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

３　二次災害の防止

町は、地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

４　救助・救急・消火・医療活動

【震災対策編第２編第 10 章及び第 11 章、第３編第３章及び第 12 章】に定めるところにより行う。

また、町は県と協力して、迅速な救助のため、被災地への経路を確保するとともに、必要に応じ、自衛隊の航空機を用いて重症患者を被災地内から被災地外まで搬送する航空搬送拠点として、山口宇部空港を確保し、傷病者を一時収容するための臨時医療施設（ＳＣＵ）を設置する。

5　物資調達

（1）町は、発災後適切な時期において、町が所有する公的備蓄量及び企業との協定等により調達可能な流通備蓄量等について、主な品目別に確認する。

（2）町は、町内における備蓄量について、（1）と同様把握し、必要に応じ、県に対して調達・供給の要請を行う。

（3）国は、発災後、被災府県からの具体的な要請を待たず、必要不可欠と見込まれる物資を調達し、緊急輸送を実施する計画であり、県は、国からの物資を受け入れ、各市町が設置する輸送拠点や避難所に向けて送り出すため、広域物資輸送拠点を開設する。

ア　国計画の対象品目

食料、毛布、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、生理用品

イ　広域物資輸送拠点

消防学校、山口きらら博記念公園、下関港新港ふ頭岸壁

6　輸送活動

【震災対策編第２編第 13 章、第３編第７章】に定めるところにより行う。

また、国の計画に基づき、災害応急対策活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料を確保するため、製油所・油槽所へのアクセス道路について、優先的に道路啓開を行う。

（1）ＥＮＥＯＳ（株）麻里布製油所（和木町）

（2）出光興産徳山事業所（周南市）

（3）西部石油山口製油所（山陽小野田市）

7　保健衛生・防疫活動

【震災対策編第３編第 10 章】に定めるところにより行う。

第２項　資機材、人員等の配備手配

1　物資等の調達手配

県は、町等における必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保状況を把握し、町等から当該物資等の供給の要請があった場合等で、必要やむを得ないと認めた場合は、当該物資等の供給体制の確保を図るため、県が保有する物資等の放出等の措置及び必要に応じて市町間のあっせん等の措置をとる。

2　人員の配備

県は、町等における人員の配備状況を把握し、必要に応じて、町等への人員派遣等、広域的な措置をとる。

3　災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

（1）防災関係機関は、地震が発生した場合において、山口県地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。

（2）機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第３項　応援要請

１　町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は、資料編「資料16」を参照。

２　町は必要があるときは、１に掲げる応援協定に従い応援を要請する。

３　町は必要があるときは、防衛大臣等に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の災害派遣を要請する。
（１）災害の状況及び派遣を要請する事由
（２）派遣を希望する期間
（３）派遣を希望する区域及び活動内容
（４）その他参考となるべき事項

４　町及び県は、災害が発生し、他の都道府県からの緊急消防援助隊、警察の広域緊急援助隊を受け入れることとなった場合に備え、消防庁、代表消防機関、県警察及び中国四国管区警察局と連絡体制を確保し、活動拠点の確保等受け入れ体制を確保するように努める。

第５節　津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第１項　津波からの防護のための施設の整備等

１　河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門等（自動・遠隔操作によるもの及び安全に閉鎖が可能なもの）の閉鎖、工事中の場合は工事の中断の措置等を講ずるとともに、津波に関する情報収集をする。

また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておく。

２　河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、次の事項について別に定める。

（１）防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画
（２）防潮堤、堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
（３）水門等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
（４）津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場、港湾、漁港等の整備の方針及び計画
（５）同報無線の整備等の方針及び計画
（６）津波に関する情報入手の手段

第２項　津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は第４節第１項の１のとおりとするほか、町は、次の事項にも配慮する。

１　津波に関する情報が、管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び観光客、釣り客やドライバー等（以下「観光客等」という。）並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること。
２　船舶に対する津波警報等の伝達
３　船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置４管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握
【震災対策編第３編第２章第１～５節を準用する】

第３項　避難対策等

１　県は津波防災地域づくり法に基づき、津波浸水想定の設定や津波災害警戒区域等の指定を行う。
２　町は、県の津波浸水想定等を踏まえ、居住者等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるように津波ハザードマップの作成・見直しに努めるとともに、その周知を図る。
３　町は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画の早期作成に努める。

４　町は、想定される最大規模の津波にも対応できる避難場所として、国、地方公共団体の庁舎等や民間施設を含む津波避難ビル等の適切な指定を行う。

５　県は、市町、消防機関等と連携し、南海トラフ地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者が作成する対策計画の作成を推進する。

６　県は、町が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整及び指導を行うとともに、次の点について市町に協力する。

なお、この場合、高齢者、子ども、病人、障害者等要配慮者に対する支援や外国人、出張者及び旅行者等に対する誘導などについて、支援を行う者の避難に要する時間に配慮した対応を実施する。

また、県は災害救助法の対象となる市町が行う避難対策についての指導調整を行う。

（１）第７項の２（２）に定めるところにより、県の管理する施設を避難場所として開設する際の協力

（２）避難に当たり他人の介護を必要とする者を収容する施設のうち県が管理するものについて、収容者の救護のため必要な措置

７　町は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

８　町は、帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するため、徒歩帰宅のための支援策等を講じる。

【震災対策編第２編第17章第２・３節、第３編第４章及び第14章を準用する】

第４項　消防機関等の活動

１　町は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定める。

（１）津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
（２）津波からの避難誘導
（３）土嚢等による応急浸水対策
（４）自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
（５）救助・救急等
（６）緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保
（７）津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

２　県は、町の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次のような措置をとる。

（１）地震が発生した場合、津波からの迅速かつ円滑な避難等について、報道機関の協力を得て町民等に対し広報を行うこと。
（２）地震が発生した場合、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等、県が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握。

３　地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次のような措置をとる。

（１）所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
（２）水門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
（３）水防資機材の整備、配備

【基本編第２編第５章第５節を準用する】

第５項　水道、下水道、電気、ガス、通信、放送関係

１　水道

水道管の破損等による二次災害を軽減させるため、【基本編第３編第 10 章第１節第２項】に定める措置を講じる。

２　下水道

【基本編第３編第 18 章第４節第２項】に定める措置を講じる。

３　電気

（１）電気事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。

（２）指定公共機関中国電力㈱山口支社及び中国電力ネットワーク㈱山口ネットワークセンターが行う措置

【基本編第３編第 18 章第１節】及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

４　ガス

（１）ガス事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施する。

（２）指定地方公共機関山口合同ガス株式会社が行う措置

【基本編第３編第 18 章第２節】及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

５　通信

（１）指定公共機関西日本電信電話株式会社山口支店が行う措置

【基本編第３編第 18 章第５節】及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

（２）県が行う支援の措置

【震災対策編第３編第２章第３節】に定める措置を講じる。

６　放送

（１）指定公共機関日本放送協会山口放送局が行う措置

【震災対策編第３編第２章第４節、第５節】及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

（２）指定地方公共機関山口放送株式会社、テレビ山口株式会社、株式会社エフエム山口、山口朝日放送株式会社が行う措置

【震災対策編第３編第２章第４節、第５節】及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

第６項　交通対策

１　道路

県公安委員会及び道路管理者は、津波来襲のおそれがあるところでの交通規制、避難路についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ計画し周知する。

２　海上及び航空

（１）徳山・広島・門司海上保安部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等、必要な措置を実施する。

（２）空港管理者は、津波の来襲するおそれがある場合、速やかに飛行場の閉鎖を行うとともに、利用者に対し、津波の来襲のおそれがある旨を周知する。

３　鉄道

走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合等における運行の停止その他運行上の措置、各事業者が策定する対策計画に定める措置を講じる。

４　乗客等の避難誘導

船舶、列車等の乗客や駅、空港、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等については、各事業者が策定する対策計画に定める。

【基本編第３編第８章第４節を準用する】

第７項　県自らが管理又は運営する施設に関する対策

１　不特定かつ多数の者が出入りする施設

県が管理する庁舎、会館、社会教育施設（博物館、美術館、図書館等）、社会体育施設、社会福祉施設、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

（１）各施設に共通する事項

ア　津波警報等の入場者等への伝達

（ア）来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討する。

（イ）避難場所や避難路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討する。

なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、または弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し、伝達する方法を明示する。

イ　入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ　施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ　出火防止措置

オ　水、食料等の備蓄

カ　消防用設備の点検、整備

キ　非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

（２）個別事項

ア　学校、職業訓練校、研修所等にあっては、

（ア）当該学校等が、町の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置

（イ）当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（たとえば特別支援学校等）、これらの者に対する保護の措置

イ　社会福祉施設にあっては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

２　災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

（１）災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、１の（１）に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

ア　自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ　無線通信機等通信手段の確保

ウ　災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

（２）町推進計画に定める避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

（３）県は、町が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等協力する。

３　工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については原則として工事を中断する。

【震災対策編第３編第１章第１節を準用する】

第８項　文化財保護対策

文化財に係る、災害による被害軽減を図るため、町は県の協力のもと、以下のような対策を推進する。

１　被災文化財を速やかに救出できるよう文化財の所在リスト（国・県・町指定等文化財目録）を整備する。

２　土砂災害、洪水、高潮、津波等のハザードマップを活用し、文化財の被害想定を確認するとともに、安全な管理場所への移動を検討する。

３　未指定文化財が被災ゴミとして廃棄されないよう、所有者への文化財の価値の周知等に取り組む。

４　防災設備の点検・整備を行う。

５　消防、他市町、被災文化財の救出・保全業務を推進する民間団体等関係機関との連携、協力体制を確立する。

６　消防機関への通報、消火、文化財の搬出・避難誘導等の防災訓練を実施する。

７　文化財の所有者又は管理団体等に対して、防災組織の活用、災害時における防災の方法等の防災措置についての指導を徹底する。

第６節　時間差発生等への対応

第１項　南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

１　南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、【震災対策編第３編第２章第１～５節】を準用する。

第２項　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

１　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は【震災対策編第３編第２章第１～５節】を準用する。

２　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など町民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については【震災対策編第３編第２章第５節】を準用する。

３　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための末端からの各種の情報の収集体制を整備する。その収集体制は、【震災対策編第３編第２章第２節】に定めるとおりとする。

４　災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から１週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとる。また、当該期間経過後１週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

５　町のとるべき措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、町民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

６　消防機関等の活動

（１）町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置につ

いて、津波警報等の情報の的確な収集及び伝達を重点として、その対策を定める。
（２）県は、町の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置をとる。
（３）水防管理団体等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に水防活動が円滑に行われるよう、必要な措置をとる。

7　警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとる。
（１）正確な情報の収集及び伝達
（２）不法事案等の予防及び取締り
（３）地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

8　水道、電気、ガス、通信、放送関係

（１）水道

必要な飲料水を供給する体制を確保するものとし、【基本編第３編第 10 章第１節第２項】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

（２）電気

ア　電気事業者は、必要な電力を供給する体制を確保する。
イ　指定公共機関中国電力㈱山口支社及び中国電力ネットワーク㈱山口ネットワークセンターが行う措置必要な電力を供給する体制を確保するものとし、【基本編第３編第 18 章第１節】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

（３）ガス

ア　ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保する。
イ　指定地方公共機関山口合同ガス株式会社が行う措置

必要なガスを供給する体制を確保するものとし、【基本編第３編第 18 章第２節】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

（４）通信

指定公共機関西日本電信電話株式会社山口支店は、【基本編第３編第 18 章第５節】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

（５）放送

ア　指定公共機関日本放送協会山口放送局が行う措置

【震災対策編第３編第２章第４節、第５節】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

イ　指定地方公共機関山口放送株式会社、テレビ山口株式会社、株式会社エフエム山口、山口朝日放送株式会社が行う措置

【震災対策編第３編第２章第４節、第５節】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。

9　金融

指定公共機関日本銀行下関支店は、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置を行う。

10　交通

（１）道路

ア　警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、町民等に周知を図る。
イ　町は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表さ

れた場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供する。

（２）海上および航空

ア　徳山・門司・広島海上保安部及び港湾管理者は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずる。

イ　港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずる。

ウ　空港管理者は、推進地域内の飛行場における対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずる。

また、空港管理者は運航者に対し、必要な航空情報の提供等を行う。

後発地震の発生に備えて応急対策活動の基地として使用するものについて、事前に必要な体制を整備する。

（３）鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行う。

また、津波により浸水する恐れのある地域については、津波への対応に必要な体制をとる。

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供を行う。

11　県自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

（１）不特定かつ多数の者が出入りする施設

県が管理する道路、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、動物園、医療機関、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおり。

ア　各施設に共通する事項

（ア）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

（イ）入場者等の安全確保のための退避等の措置

（ウ）施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

（エ）出火防止措置

（オ）水、食料等の備蓄

（カ）消防用設備の点検、整備

（キ）非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

（ク）各施設における緊急点検、巡視

イ　個別事項

（ア）橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置

（イ）河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置

（ウ）医療機関においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置

（エ）保育園、小・中学校等にあっては児童生徒等に対する保護の方法

（オ）社会福祉施設にあっては、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

（２）災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア　災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、（１）のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

（ア）自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
（イ）無線通信機等通信手段の確保
（ウ）災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ　町推進計画に定める避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

ウ　県は、町が行う屋内避難に使用する建物の選定について、保有施設の活用等協力する。

（３）工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上必要な措置を講ずる。

12　滞留旅客等に対する措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、必要に応じて、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を行う。

第３項　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

１　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は【震災対策編第３編第２章第１～５節】を準用する。

２　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など町民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については【震災対策編第３編第２章第５節】を準用する。

３　災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0 以上M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50㎞程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は１週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとる。

４　町のとるべき措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、町民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

町は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認する。

第７節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

具体的な施設整備等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮する。

１　建築物、構造物等の耐震化

【震災対策編第２編第５章第１、２節】に定めるところによるもののほか、別に整備計画を定める。

２　避難場所の整備

【震災対策編第２編第４章第１～８節】に定めるところによるもののほか、別に整備計画を定める。

３　避難路の整備

【震災対策編第２編第９章第１節、第 17 章第１節】に定めるところによるもののほか、別に整備計画を定める。

４　津波対策施設

【第 17 章第１節】に定めるもののほか、別に整備計画を定める。

５　通信施設の整備

県、町、その他防災関係機関は基本編第３章第３節第２項に定める情報の収集及び伝達計画に従い、地震防災応急対策を実施するため必要な通信施設の整備計画を、別に定める。

第８節　防災訓練計画

１　町は、県及び防災関係機関と協力し、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び町民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。

２　１の防災訓練は、少なくとも年１回以上実施する。

３　１の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。

４　県は町、防災関係機関及び居住者等の参加を得て行う総合防災訓練を実施するほか、市町、防災関係機関と連携して津波警報伝達訓練など、地域の実情に合わせて、より高度かつ実践的に行う。

訓練の内容については、次に掲げるもの等、基本編第２編第３章第１項に明記してあるものとする。

（１）動員訓練及び本部運営訓練
（２）津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練

第９節　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、県、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

１　町職員に対する教育

災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。防災教育は、各部、各課、各機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含む。

（１）南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
（２）地震・津波に関する一般的な知識
（３）南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
（４）地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
（５）南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
（６）職員等が果たすべき役割
（７）地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
（８）今後地震対策として取り組む必要のある課題

２　町民等に対する教育

町は、県と協力して、町民等に対する教育を実施するとともに、必要に応じて県から助言を受ける。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含む。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行う。

（１）南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
（２）地震・津波に関する一般的な知識
（３）南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
（４）地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
（５）南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合に防災上とるべき行動に関する知識
（６）正確な情報入手の方法
（７）防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
（８）各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
（９）各地域における避難場所及び避難路に関する知識
（10）避難生活に関する知識
（11）平素町民が実施しうる応急手当、最低でも３日間、可能な限り１週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
（12）住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容
（13）被災者への行政からの支援制度、相談窓口等

３　児童、生徒等に対する教育

【基本編第２編第１章第２節】に定めるところによる。

４　防災上重要な施設管理者に対する教育

【基本編第３編第１章第２節】に定めるところによる。

５　自動車運転者に対する教育

【基本編第２編第１章第２節】に定めるところによる。

６　相談窓口の設置

町及び県は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

第 20 章　津波災害応急対策計画

基本的な考え方
・津波からの避難は、町民自らが津波警報等の情報を把握し、迅速かつ主体的に避難することが最も重要であることから、町民等が円滑かつ安全に避難行動がとれるよう対策を定める。
担当課
総務課、消防団
節の構成
第１節　「避難指示」の伝達 第２節　町民等の避難行動 第３節　避難誘導 第４節　津波災害情報等の連絡体制

第１節　「避難指示」の伝達

第１項　「避難指示」の発令

津波には、到達時間の極めて短いものから、到達までに相当の時間を要するものまであるが、情報収集や総合的な判断に時間を費やすことによって避難が遅れることのないよう、町は、次の判断基準に基づき、いずれかの場合にただちに「避難指示」を発令する。

１　強い揺れ（震度４程度以上）もしくは長時間のゆっくりした揺れを感じて避難の必要を認める場合
※沿岸近くで地震が発生した場合、極めて短時間で津波が到達することも考えられるので、津波被害が発生する地震の特徴をあらかじめ把握しておくとともに、地震発生後に津波に対する安全性が確認できない場合は、直ちに「避難指示」を発令する必要がある。

２　大津波警報、津波警報又は津波注意報を覚知した場合

第２項　「避難指示」の伝達

避難指示は、次の事項について、その内容を明らかにして実施する。

１　避難指示を行った市町等は、速やかに、その内容を町防災無線、広報車、報道機関の協力等あらゆる広報手段を通じ又は直接町民に対し、周知する。避難の必要が無くなった場合も同様とする。
　この場合、情報の伝わりにくい高齢者、障害者等への伝達や夜間における伝達には、特に配慮する。

２　津波警報等に応じて自動的に「避難指示」を発令する場合でも、町民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域の町民等に伝達する。

第３項　避難指示の解除

当該津波予報区の津波警報等が解除されるまで、「避難指示」の解除は行わない。

第２節　町民等の避難行動

沿岸地域において強い揺れ等を感じた時は、町民、船舶等は、次の避難行動をとる。

１　町民に対する内容

（１）強い揺れ（震度４程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで高台や津波避難ビル等に避難する。
（２）正しい情報をラジオ、テレビ等を通じて入手する。
（３）揺れを感じなくても津波注意報が発表されたときは直ちに海岸から離れ、大津波警報又は津波警報が発表されたときは急いで高台や津波避難ビル等に避難する。
（４）津波注意報でも危険であるので海水浴や海釣りは行わない。
（５）津波は繰り返し襲ってくるので津波警報等の解除まで避難を継続し、沿岸部に近づかない。

２　船舶に対する内容

（１）強い揺れ（震度４程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外（水深の深い広い海域）に退避する。
（２）正しい情報をラジオ、テレビ等を通じて入手する。
（３）揺れを感じなくても津波警報等が発表されたときは、直ちに港外※（水深の深い広い海域）に避難する。
（４）港外に避難できない小型船舶は、乗員は直ちに下船し陸上の高台に避難する。
（５）津波は繰り返し襲ってくるので津波警報等の解除までは沿岸部に近づかない。
※時間的余裕のある場合にのみ行う。
（６）津波に対する協議会等が設立されている地域、港においては、港長等から発令された指示等のとおり安全対策を実施する。

第３節　避難誘導

１　町は津波避難計画等に基づき、町民等が迅速かつ安全に避難が行えるよう誘導する。

２　避難誘導や防災対策を行う消防職団員や警察官、市町職員については、安全が確保されることを前提とした上で、避難誘導を行う。

３　予想される津波到達時間を考慮しつつ、高齢者、障害者、妊産婦等要配慮者の避難支援等を行う。

第４節　津波災害情報等の連絡体制

１　県及び町、防災関係機関等は震災対策編第３編第２章「災害情報計画」により、津波等に関する必要な情報を迅速かつ正確に把握し、入手した情報を速やかに町民及び関係機関に伝達する。

２　県及び町は、津波警報、避難指示の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能含む。）、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。

３　報道機関の協力を受けて、町民等に対し広報を行う。

第４編　復旧・復興計画

第１章　被災者の生活再建計画

基本編第４編第１章「被災者の生活再建計画」を準用する。

第２章　公共施設の災害復旧・復興計画

基本編第４編第２章「公共施設の災害復旧・復興計画」を準用する。

第３章　被災中小企業・農林水産事業者復興支援計画

基本編第４編第３章「被災中小企業・農林水産事業者復興支援計画」を準用する。

第４章　金融計画

基本編第４編第４章「金融計画」を準用する。

別紙　各課・関係団体担当一覧

	総務課	まちづくり推進課	健康福祉課	戸籍税務課	農林水産課	土木建築課	出納室	議会事務局	教育委員会	福賀支所	宇田郷支所	町社会福祉協議会	消防団	自治会・自主防災組織	県	国の機関	萩警察署	萩市消防本部	自衛隊	管区海上保安本部海上保安署（港長）	西日本電信電話㈱	その他防災関係機関
第１編　総則																						
第１章　計画の方針																						
第１節　目的																						
第２節　計画の性格																						
第３節　防災に関する組織及び実施責任																						
第４節　防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び住民・事業所のとるべき措置																						
第５節　地震防災緊急事業５箇年計画	●																					
第６節　地震防災戦略	●																					
第２章　阿武町の地震環境と地盤																						
第１節　地震活動環境	●																					
第２節　地盤挙動	●																					
第３章　山口県の地震環境と地盤																						
第１節　地震活動環境	●																					
第２節　地盤挙動	●																					
第４章　既往津波と津波浸水想定																						
第１節　既往津波	●																					
第２節　津波浸水想定（日本海沿岸）	●																					
第３節　津波	●																					
第５章　被害想定																						
第１節　本計画における想定震度	●																					
第２節　歴史地震	●																					
第３節　被害想定	●																					
第２編　災害予防計画																						
第１章　防災思想の普及啓発																						
第２章　防災活動の促進																						
第１節　消防団の育成強化																						
第２節　自主防災組織の育成																						
第３節　自主防犯組織の育成																						
第４節　企業防災活動の促進																						
第３章　防災訓練の実施																						
第４章　地震に強い都市・農山漁村構造の形成																						
第１節　避難地の整備	●																					
第２節　避難路の整備	●					●																
第３節　延焼遮断帯の整備	●					●																
第４節　道路の整備	●					●																
第５節　公園の整備	●	●																				
第６節　河川・海岸の整備	●					●																
第７節　港湾・漁港の整備	●					●																
第８節　農山漁村地域の防災対策の推進	●				●	●																
第５章　建築物・公共土木施設等の耐震化																						
第１節　建築物の耐震化	●					●																
第２節　ライフライン施設の耐震化	●					●															●	●
第３節　交通施設の耐震性の確保等	●					●																●
第４節　河川、海岸、港湾・漁港、砂防及び治山施設等の耐震性の確保	●					●																
第６章　土砂・地盤災害の予防																						
第１節　土砂災害の予防	●					●																
第２節　地盤災害の予防	●					●																
第７章　災害情報体制の整備																						
第１節　災害情報の収集、連絡体制	●																					

別紙　各課・関係団体担当一覧

	総務課	まちづくり推進課	健康福祉課	戸籍税務課	農林水産課	土木建築課	出納室	議会事務局	教育委員会	福賀支所	宇田郷支所	町社会福祉協議会	消防団	自治会・自主防災組織	県	国の機関	萩警察署	萩市消防本部	自衛隊	管区海上保安本部海上保安署（港長）	西日本電信電話㈱	その他防災関係機関
第８章　災害応急体制の整備																						
第１節　職員の体制	●																					
第２節　防災関係機関相互の連携体制	●																					
第３節　自衛隊との連携体制	●																					
第４節　海上保安本部（署）との連携体制	●																					
第５節　防災中枢機能の確保、充実	●																					
第９章　避難対策																						
第１節　避難計画	●																					
第２節　学校その他防災上重要な施設の避難計画	●																					
第３節　応急仮設住宅の建設及び住宅の提供																						
第10章　救助・救急、医療活動																						
第11章　火災予防対策																						
第１節　出火防止	●																					
第２節　初期消火	●																					
第３節　消防力の強化	●																					
第12章　要配慮者対策																						
第13章　緊急輸送活動																						
第14章　災害救助物資の確保、災害対策基金計画																						
第15章　ボランティア活動の環境整備																						
第16章　施設、設備等の応急復旧体制																						
第17章　津波予防対策																						
第１節　津波予防	●																					
第３編　災害応急対策計画																						
第１章　応急活動計画																						
第１節　町の活動体制																						
第２節　指定地方行政機関等防災関係機関の活動体制																						
第３節　支援活動体制																						
第４節　災害対策総合連絡本部																						
第２章　災害情報の収集・伝達計画																						
第１節　災害情報計画	●																					
第２節　災害情報収集・伝達計画																	●					●
第３節　通信運用計画																						
第４節　災害時の放送																						
第５節　広報計画																						
第３章　救助・救急、医療等活動計画																						
第１節　救助・救急計画																						
第２節　医療等活動計画																						
第４章　避難計画																						
第１節　避難計画	●																					
第２節　学校その他防災上重要な施設の避難計画	●																					
第３節　応急仮設住宅の建設及び住宅の提供	●																					
第５章　消防防災ヘリコプターによる災害応急対策																						
第６章　応援要請計画																						
第７章　緊急輸送計画																						
第８章　災害救助法の適用計画																						
第９章　食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画																						
第10章　保健衛生・動物愛護管理計画																						
第11章　応急住宅計画																						

	総務課	まちづくり推進課	健康福祉課	戸籍税務課	農林水産課	土木建築課	出納室	議会事務局	教育委員会	福賀支所	宇田郷支所	町社会福祉協議会	消防団	自治会・自主防災組織	県	国の機関	萩警察署	萩市消防本部	自衛隊	管区海上保安本部 海上保安署（港長）	西日本電信電話㈱	その他防災関係機関
第12章　水防活動計画																						
第１節　計画の目的及び性格	●																					
第２節　水防実施機関の業務及び責任	●																					
第３節　水防備蓄資材、器具の整備確保	●																					
第４節　水防活動	●																					
第５節　公用負担	●																					
第６節　水防訓練	●																					
第７節　水防協力団体	●																					
第８節　水防標識・水防信号・身分証票	●																					
第13章　災害警備計画																						
第１節　陸上警備対策	●																					
第２節　海上警備対策	●																			●		
第14章　要配慮者支援計画																						
第15章　ボランティア活動支援計画																						
第16章　応急教育計画																						
第１節　文教対策	●								●						●							
第２節　災害応急活動	●														●							
第17章　ライフライン施設の応急復旧計画																						
第18章　公共施設等の応急復旧計画																						
第１節　公共土木施設																						
第２節　公共施設	●														●							
第３節　鉄道施設	●														●							●
第19章　南海トラフ地震防災対策推進計画																						
第１節　総則	●																					
第２節　町の活動体制																						
第３節　南海トラフ地震の概要	●																					
第４節　地震発生時の応急対策等	●																					
第５節　津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	●																					
第６節　時間差発生等への対応	●																					
第７節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	●																					
第８節　防災訓練計画	●																					
第９節　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	●																					
第20章　津波災害応急対策計画																						
第１節　「避難指示」の伝達	●																					
第２節　住民等の避難行動	●																					
第３節　避難誘導	●												●	●			●	●				
第４節　津波災害情報等の連絡体制	●												●	●	●	●	●	●				●
第４編　復旧・復興計画																						
第１章　被災者の生活再建計画																						
第２章　公共施設の災害復旧・復興計画																						
第３章　被災中小企業・農林水産事業者復興支援計画																						
第４章　金融計画																						

阿武町地域防災計画震災対策編

令和７年３月
阿武町防災会議

発　行：阿武町
編　集：阿武町　総務課
〒759－3622
山口県阿武郡阿武町大字奈古 2636
TEL：08388-2-3110（代表）